

衆議院 第四百十二回国会

緊急経済対策に関する特別委員会議録 第五号

平成十年五月十九日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 中川 秀直君

理事 甘利 明君

理事 村井 仁君

理事 上田 清司君

理事 太田 昭宏君

理事 浅野 勝人君

理事 遠藤 利明君

理事 大石 秀政君

理事 佐藤 勉君

理事 桜井 郁三君

理事 杉浦 正健君

理事 園田 修光君

理事 田村 憲久君

理事 西川 公也君

理事 目片 信君

理事 山口 泰明君

理事 家西 悟君

理事 生方 幸夫君

理事 金田 誠一君

理事 島 聡君

理事 藤田 幸久君

理事 西川 知雄君

理事 佐藤 茂樹君

理事 児玉 健次君

理事 春名 真章君

理事 河村 たかし君

出席國務大臣

大藏大臣 松永 光君

厚生大臣 小泉純一郎君

通商産業大臣 堀内 光雄君

建設大臣 瓦 力君

自治大臣 上杉 光弘君

出席政府委員

内閣審議官

内閣法制局第三部長

防衛庁参事官

防衛庁運用局長

防衛庁経理局長

防衛庁企画庁調整局審議官

経済企画庁国民生活局長

経済企画庁総合計画局長

経済企画庁調査局長

大蔵大臣官房長

大蔵省主計局長

大蔵省主税局長

国税庁次長

厚生大臣官房総務審議官

厚生省老人保健福祉局長

厚生省保険局長

厚生省年金局長

中小企業庁長官

中小企業庁次長

建設大臣官房長

建設省住宅局長

自治省財政局長

自治省税務局長

久間 章生君

尾身 幸次君

坂野 泰治君

阪田 雅裕君

伊藤 康成君

太田 洋次君

藤島 正之君

小林 勇造君

井出 重夫君

中名生 隆君

新保 生二君

溝口 善兵衛君

涌井 洋治君

尾原 榮夫君

松橋 晴雄君

田中 泰弘君

羽毛田 信吾君

高木 俊明君

矢野 朝水君

康夫君

林 利雄君

中村 邦久君

小野 忠男君

二橋 正弘君

成瀬 宣孝君

衆議院調査局長 緊急経済対策に関する特別調査室 大久保 暁君

委員の異動

五月十九日

辞任

遠藤 利明君

桜井 郁三君

西川 公也君

山口 泰明君

池田 元久君

金田 誠一君

矢島 恒夫君

同日

辞任

大石 秀政君

倉成 正和君

砂田 圭佑君

家西 悟君

藤田 幸久君

辻 第一君

同日

辞任

阪上 善秀君

渡辺 具能君

中川 正春君

春名 真章君

同日

補欠選任

山口 泰明君

西川 公也君

池田 元久君

矢島 恒夫君

補欠選任

森 英介君

倉成 正和君

大石 秀政君

砂田 圭佑君

藤田 幸久君

家西 悟君

辻 第一君

補欠選任

渡辺 具能君

桜井 郁三君

阪上 善秀君

金田 誠一君

中川 正春君

春名 真章君

同日

補欠選任

山口 泰明君

西川 公也君

池田 元久君

矢島 恒夫君

本日の会議に付した案件

財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二三号)

中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二四号)

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二五号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二六号)

○中川委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案、平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案、中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。北脇保之君。

○北脇委員 おはようございます。民主党の北脇保之でございます。

本日は、財政法の改正案、そして今回の総合経済対策、そしてそれらとの地方財政の関係について質問をいたします。

まず、今回の総合経済対策でも、地方財政の負担する部分というのが非常に大きくなっており、住民税の減税であるとか不動産取得税の減税、さらには地方単独事業、それだけではなく、公共事業についても当然地方負担部分があ

る、さらには公共用地の取得など、地方財政の負担となる事柄が多岐にわたります。

しかし、今の地方財政の状況を見ますと、非常に悪化している。したがって、このような国の主導による経済対策を果たして今の地方財政の現状で支え切ることができるとは、この点に大変な疑問を持つておられます。

まず、地方財政の現状、幾つかの指標で申し上げますと、大変な財源不足が続いております。平成十年度の地方財政においても、既に所得税の特別減税などによる地方交付税の減収とか、そういった特別な要因もありますが、それを除いても、平成十年度の通常収支において、四兆六千四百六十二億円の財源不足が見込まれています。

この財源不足について、過去をさかのぼって見ますと、平成十年度の当初予算での通常収支分の財源不足が四兆六千億、今申し上げたとおりです。昨年度についても、通常収支分で四兆七千億円の財源不足。平成八年度、七年度、六年度とさかのぼっても、毎年度、この通常収支分で三兆円から五兆円の財源不足が生じている。

その結果、こうした財源不足に対応するために交付税特別会計で借り入れを行う、さらには自治体が地方債を大幅に増発するというようなことで、本年度の地方財政計画に基づいて見ますと、地方債依存度が二・七％になっている、これが一つの数字でございます。

それからまた、こうした結果として、地方財政全体で多額の借入金残高を抱える結果になっている。平成十年度末で見ますと、百五十六兆円にもなる。

さらに三つ目に、個別の団体の地方財政の状況を見ますと、非常に硬直化が進んでいるということで、公債負担比率、一般財源で公債費を償還していく比率、おおよそこういった指標でございますが、これが一五％以上になるような団体が約半分を占めている。

こういったような、大変に地方財政の悪化を示す指標が出ています。これについて

て自治大臣にお尋ねいたしますが、地方財政がここまで悪化した原因については、どのようにお考えでしょうか。

○上杉国務大臣 御指摘のとおり、地方財政は大変厳しい状況にございます。近年の地方財政は、借入金の残高が急増いたしておるわけでございまして、今回の経済対策によるものも加えますと百六十兆円にもなるわけでございます。また、個別の地方団体におきまして公債費の負担比率一五％以上の団体が、平成八年度決算で全体の半分を超える五〇・三％など、厳しい状況にございます。かつまた、委員御指摘のとおり、三兆円、四兆円、五兆円台で、ここ四、五年にわたって財源不足が続いておるわけでございます。

このような状況になりましたのは、主な要因として、一つは、景気が長い間低迷をいたしておりまして、それに対する税収等の落ち込みあるいは伸び悩みというものがあつたわけでございます。二つ目は、景気対策のための減税や公共事業等の実施を地方債の発行等により対処してきた結果と考へておるわけでございます。地方債の償還も今後増してくるわけでございまして、地方財政が極めて厳しい状況にあることをそのように認識いたしておるところでございます。

○北脇委員 ただいま大臣の方から、地方財政がここまで悪化した原因ということについて、二つのお答えがあつたと思います。一つは景気低迷による税収の減少、そしてもう一つは景気対策による公共投資、それに伴う地方債の増発、こういったことが地方債の償還費というふうになつてはね返つてきている、こういうことだろうと思ひます。(上杉国務大臣「減税がある」と呼ぶ) 減税、公共事業と減税と、両方ということだと思ひます。

そこで、今、減税と公共事業ということについてでございますが、これを数字で見ますと、一九九二年度、バブルの崩壊以降の景気対策の中で、単独事業については九兆六千億円で地方がそれを行つてきている、こういう事実がありますし、公

共事業についても二十兆六千億円、こういったものの負担があるというような状態になっております。

そこで、特に単独事業についてでございますが、国の景気対策ということで地方自治体が国の方針に従つてやらざるを得ない状況、そういう中で、地方財政のこれだけの悪化にもかかわらず非常に無理をしてやつてきている、こういう実態があると思ひます。

これは果たして、それぞれの地方自治体の財政状況に基づく、地方自治体の本来の判断に基づくものであつたと言えるかどうか。特に地方単独事業のこうした景気対策における追加といふことが、これについて、果たして地方財政の現状を踏まえたものであつたと言えるかどうか。そしてまた、地方自治体の独自の、地方財政それぞれの財政状況の判断に基づく決定であつたと言えるかどうか。

この辺について、自治大臣、どのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

○上杉国務大臣 今回の総合経済対策、地方単独事業一兆五千億の追加措置がとられたところでございまして、私、地方六団体とは都合二回お会いをいたしました、その実情等、また忌憚のない意見の交換をいたしたところでございます。

私といたしまして、地方交付税十七兆五千二百億でございしましたが、これについては、年度途中の補正予算では、委員御承知のとおりでございますが、財源、穴があきましたもの、あるいはそういう形で補正についてはすべて地方債の財源にゆだねておつたところでございますが、このたびは、四千億の追加、増額を交付税でしていただきました。

なお、地方債等で今回措置をいたします分につきましては、後年度交付税で見るといふことになつておるわけでございまして、特に地方交付税等は対前年度比二・三％の伸びであつたものを四・六％まで引き上げた形で、きりきりの国庫側との話し合いをし、そういう形で対応していただく

と同時に、また地方団体におきましても、大変厳しい中でございますが、景気は非常に地方も悪いわけでございまして、現状のような景気状態では増収が見込めません。税収が伸びないということには見込めないわけでございまして、そのようなこと等も念頭に置きながら御理解をいただき、御協力をいただくものと思つております。

私といたしましては、誠心誠意御協力をお願いいたしてまいる所存であります。

○北脇委員 今回の総合経済対策に伴う地方財政措置についてはまた後でお尋ねをいたしたいと思ひますが、大臣も、ただいまの地方財政の悪化については、景気の経済対策に伴う地方税の減税であるとか、また公共投資の追加、こういったものが地方財政の悪化の一つの原因になっているといふことはお認めになつておるわけでございまして、

といふことは、この地方財政が百五十六兆円もの借金を抱えているとか、また毎年三兆円から五兆円もの財源不足が生じるという大変な事態を招いてきた、そのことの一つの原因が、国の経済対策に地方が同調してきたということにあるといふことはお認めになつておるわけでございまして、

このように地方財政の悪化をもたらさないような対策をどのように講じてきたのか。またそれが十分だったと言えるのかどうか。この結果を見れば、十分だったとは言えないはずですが、

では、そこには私は国としての責任があると思ひますが、これはこういう地方財政の悪化をもたらしてもやむを得ない、もうこれ以上やりようのないことであつたというのか、それとも、やはり果たの経済対策の中において地方財政措置が十分でなかつたためにこういう結果を招いたといふふうにお認めになるのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○上杉国務大臣 私は、さきにもお答えいたしましたように、景気対策を国とあわせて地方が行ひまして、財政的に相当の負担をここにいたしましたわけでございますが、それはやはり税収を期待し

ていたわけですが、長期的な景気低迷で
税収が期待ほど伸びなかった、伸び悩んでおると
いうことが大きな原因であらうかと思ひます。こ
の基本的なものは、景気が思うようによくない
い、そのことに大きな基本的な原因がある。

また、国と地方の財政は公経済で車の両輪だと
よく言われますが、国の財政も厳しい中で、国だ
けに景気対策をやだねるということだけでは景気
対策は効果的とはいへないわけですから、そ
れに対応してこの景気対策に取り組んできた。そ
のために地方財政は苦しくなつたわけですが、景
気対策が効果的に成果をおさめず、そのために
税収が伸び悩んでおる、そこに原因があつるか、
このように思つております。

○北協委員 景気対策が思うような効果を生じな
がたで税収が期待ほど伸びなかった、そのことが地
方財政の悪化の一つの要因になつてゐる、これは
おっしゃるとおりだと思ひます。

しかし、そうはいつても、地方財政といふのは、
言つてもなく国の財政とは違つて単一の財政で
はなく、三千を超える自治体の寄せ集めであ
るわけですから、ですから、一つ一つの自治
体、特に小さな市町村にとつてみれば、その自
治体で景気の動向を左右するといふことはできな
いわけですね。ですから、景気が結果的によくな
らなかつたからといつて、それは、それぞれの自
治体の責めに帰すべきことではないと思ふのです
ね。ただ、景気がよくならなければ地方税収も伸
びないといふことで穴が生じるといふことは、そ
れぞれの自治体にかぶつてくることなわけです。

ですから、国として見れば、景気対策といふこ
とで地方に経済対策へ一緒に参加するように同調
を求めたのであれば、その景気対策が結果が生じ
なくて税収が伸びてこなかつたときにどうするか
といふことについては、やはりそこまで国が責任
を持つていく必要があるんじゃないかと思ひます
が、この点については、自治大臣、どのようにお

考えでしょうか。

○上杉国務大臣 国が決めて地方に協力を求めた
ことであるから、地方財政が悪化したことの責任
は国にあるのではないか、こういうことでござい
ますが、すべて私は国にあるとは思つておりませ
ん。国が打つ景気対策で地方経済もよくなり、地
方がそれに協力することで地方経済がよくなれ
ば、それは財政としての税収が伸びるわけであり
ますから、そのことで地方にも景気がよくなるこ
と、税収が伸びることは恩恵は当然受けるわけでござ
いますから、国だけに責任があるとは思つてお
りません。

ただ、本来であれば国が責任を持つて行ふべき
ものであるかもしれませんが、それを国の財政が
厳しいといふことで、地方財政も厳しいけれど
共同歩調でこれを取り組んできたといふことにつ
いては、これまでそれを取り組んできたわけでござ
いますから、国だけに責任を押しつけるといふ
ことは私はまいらない。

このように考へて、これまで地方が取り組んで
きたことのために、今後この借入金償還という
大きな財政を逼迫するといふか圧迫する課題
も抱えておるわけですから、これらのこと
については、地方分権等の推進もありまして、
連動した問題として今後どうするか、そこいら
に踏み込んだ議論というものは当然出てこなけれ
ばならない。それはまた議論の場が違ひますか
ら、そのことについても十分視野の中に入れて今
後の対応をしていかなければならないもの、この
ように考へております。

○北協委員 一般論として、景気対策について地
方自治体も一つの役割を担つていくべきだといふ
こと、そのことは私はあえて否定はいたしませ
ん。

しかし、景気対策がうまくいって来たならばい
いと思ふのです。しかし、九二年からもう累次
の経済対策を打つてきましたけれども、ストッ
プ・アンド・ゴーといひますか、景気が悪くなつ
たといふので何兆円という規模の経済対策を何度

か打つてきた。しかし、ちよつとよくなつたと思
うとまた緊縮的な方向の措置をとつたために、
せつかくよくなつた景気がまたダウンしてしまふ
といふことの何回かの繰り返しがあつたわけ
です。

ですから、そういう経済対策を決めてきたのは
中央政府でございまして、そのことを地方自治
体としては左右できなかった、その結果が地方自
治体には及んでゐる、このことはやはり中央政
府としてははつきりその責任を認めなければいけ
ないと思ひますが、この点はいかがでしようか。

○上杉国務大臣 自治省として、国の行います景
気対策に地方三千三百の団体に理解を求め協力を
求めてきた、その結果が地方財政を厳しくしたと
いふことについては、十分私、所管大臣としては
責任を痛感いたしております。

○北協委員 今、責任を痛感するといふお話があ
りましたので、しからば、今の財源不足が毎年五
兆円も生じるような地方財政、そして累積の借入
金残高が、地方交付税特別会計の借入金残高も
含めれば当初予算ベースでも平成十年度末で百五
十六兆円にもなつてゐる。そして、個々の自治体
を見たら、公債費負担比率、これは一〇％ぐら
いがまああの水準だと言はれてゐる数値につ
いて、それを超えて一五％以上にもなつてゐる団体
がもう約半分にもなつてゐる。

この事態をどう改善していくのか、その具体策
をどう考へてゐるのか、自治大臣にお尋ねいたし
ます。

○上杉国務大臣 今後、この総合経済対策の効果
は出てくるもの、また出てこなければならぬもの
と私どもは考へておるわけではございまして、今
後は、地方分権推進委員会の勧告、あるいは財政
構造改革の趣旨等も十分踏まえまして、国、地方
双方の歳出抑制につながる施策の見直しや、地方
団体における徹底した行政改革を推進すること
が大変大切だ、このように考へておるわけござ
いまして、厳しい財政事情を克服するために、な
お地方財政の健全化のための努力をしてまいりた

いと考へております。

○北協委員 ただいまは大変抽象論で、今後景
気が回復したとしても、それは今回の総合経済対
策の効果がどの程度出るかにもかわつてくるこ
とですが、毎年度の財源不足で既に五兆円規模の
財源不足が生じてゐるという状態ですから、これ
を解消できるような財政状況に持つていくといふ
ことがまず先決といひますか、これ自体でも大変
なことだと思ひます、今の仕組みそのものの中
で。

その上に、累積してゐる債務が百五十六兆円も
あるわけですから、これは例えば、国鉄の債務が
二十兆円を超えてゐる、これをどうするといふた
ことが国の財政にとって大変重大課題であると同
じように、やはり地方財政といふのも、今の我が
国の国、地方の關係を見ていつた場合には、決
して地方財政が独立して、地方財政単独で取り出
して処理できるものではなくて、非常に国の関与が
大きいわけですから、ある意味ではそういった国
鉄債務が大変な負担になるのと同じように、地方
財政のこの累積の借入金残高といふのも大変大
きな問題なんです。

これをだんだんに解消していけるという見通し
がないと、やはり地方自治体としてみれば、今後
の財政運営といふものに自信が持てない、思ひ
切つてやつていけないといふことになると思ふ
んですね。ですから、こうした累積した借入金残高
を含めて、これを解消していくにはどうしたら
いのか、このプロセスをどう考へてゐるのか、こ
れを示すべきだと思ふんですが、これについては
いかがでしようか。

○上杉国務大臣 前からお答えをいたしてお
りまして、解消するといふことを申し上げまし
ても、限られた財源のもとで、どういふふうにと
言われても、なかなかこれは、非常に難しい問題
があるわけではございまして。

最大のものは、景気をよくしまして、今回の総
合経済対策等が効果をせしめ、景気がよくなるこ
とを地方経済に促すことが税収を増額させる、増

収を図ることでございますから、そのことを私どもは最大限に期待しております。また、そうしなければ、地方財政がどうだこうだといって、置いてあるものをとってきて、この累積の借入金金、百六十兆にも及ぶものを年次のどう解消するといふわけにはまいらない。

しかし、現状として、行政的には、国、地方を通じて双方の歳出を抑制するなど行政的に経費節減を図り、そのような日々の努力を続けながらそういうものを期待しなければ、これは財政対策といふものは容易ならざるものだと考えております。

○北脇委員 地方財政が悪化してきているにもかかわらず、なかなか地方自治体の努力といえますか、それではなかなか解決しにくいという実態があると思います。

それは一つには、地方財政に対する国の関与というものが今の仕組みでは非常に大きい。平成十年度の地方財政計画八十七兆円ありますが、このうち国庫補助関連事業が二十六兆円余、さらにまた、警察官の数とか教職員数とか、そういったことで国が基準を設定している事業もありますので、そういった事業の経費を割合で見ますと、地方の一般歳出の中で、公債費、地方債の償還に当たる部分を除いたものの半分以上という状況になっているのです。

つまり、回りくどく言いましたが、地方財政計画で見ても、地方財政計画の地方自治体の支出のうち、公債費を除いた部分の半分は、国庫補助関連事業であるとか国で設置基準を定めているようなものだ。こういう状態ですから、国の補助事業で予算が決まれば、その事業の枠に応じて地方の負担がマクロ的には当然生じてくるし、また警察官とか教職員の数なんかも、国で基準を決めれば、どうしてもそれは地方負担になってくる。

こういう状況がありますから、これをやっぱり抜本的に変えて、その事業の内容についても地方の判断で決めていけるように、また財源についても十分なるものを地方自治体に持たせるといいます

か、地方自治体が持つような状況にする、こういうふうな方向に変えていかないと、いつまでたっても、地方自治体の財政健全化努力を期待するといつても、これはもうやりようがないという部分が非常にあると思うのです。これをどういう方向で変えていこうとされているか、それをお尋ねしたいと思ひます。

○上杉国務大臣 御承知のとおり、地方財政計画は八十七兆九百六十四億円でございす。そのうち一般歳出が七十三兆四千億でございます。七十三兆四千億の七〇％は、社会保障と教育と公共投資でございます。したがって、五十兆を超えるものがそこにあるわけでございす。

私は、今後の長期的な地方財政を見ましたときに、地方分権とは無縁のものではなろうと思ひます。この七十三兆四千億の七〇％、これは国が法律を決め、制度を決め、予算を決め、そして人の配置まで決めたものでございまして、地方ではどうすることもできない問題がそこにはあるわけでございす。したがって、地方分権との関係は、私はそういうところにも議論の及ぶものではないかろうか、そうならば国の財政と地方の財政とは当然連動した形で議論をしていくべき筋合いのものと考えておるわけでございす。

そうすると、地方交付税率はそのままでいいのか、あるいは消費税の国と地方の配分はどうするのか、地方税のあり方はどうなのかといった議論にはこれは当然展開をし、広がっていく筋合いのものではなからうか、このように考えておるわけでございまして、中長期的なものも含めた行財政改革あるいは税制改革、地方分権推進の問題等は、一体的なものとして今後議論をしていかなければならない。また、地方財政の今後の対応というものは、そこと無縁には私は論ずることはできないという理解を私なりに持つております。

○北脇委員 この話は、抽象論でやっても余り前に進まないものですから、やはりこれから地方分権推進計画も出るはずで、これは国会の早いうちにと申していたのがなかなか出てこないの

どうなっているかというふうには思っておりますが、そういうものもまた一つの材料として、具体的な議論をしていきたいというふうに思ひます。また、ちよつと角度を変えますけれども、地方財政がここまで悪化してきた一つの原因として、地方財政に対する責任がどこにあるのか、つまり国と地方自治体の間で責任が明確になつていない。もう少し違う言い方をすれば、地方自治体自体が自己責任で自分のところの財政運営をしようと思つてもなかなかできない仕組になつてい

るといふことは今申し上げたとおりですが、また逆に、今の仕組みの中では、地方自治体が余り責任というのを自覚しないで財政運営をしてしまふような仕組みにもなつていふに感じるのでございす。

その一つのポイントは、地方債も近年非常に果増しておりますが、その元利償還金を地方交付税で見るといふ仕組みがあります。ですから、借金をしても、その元利償還を交付税で見ると、まあいいや、何とかなるといふようなことが、地方自治体の安易な財政運営につながるという面も否定はできないと思ひます。

そこで、ちよつと事務的なことを自治省の方に尋ねますが、交付税の中で地方債の元利償還金については、交付税の財政需要額の中にどの程度、何割ぐらい算入されているのかというの

一つ、特に地域総合整備債というものがありますが、これについては厚い交付税措置があつて、これは自治体から見ると、ある意味では非常に魅力的で、事業をやればやつただけプラスになるというふうな受けとめ方もあると思ひます。

プラスになるという意味は、それほど大きな自治体自身の財政負担がなくて事業ができるというふうな意味でプラスになるというふうな受けとめ方があると思ひますが、その地域総合整備債については交付税措置が何％になるのか。この二つについて、事務局の方に尋ねをいたします。

○二橋政府委員 地方債の後年度元利償還を交付税で見ているものはいくつかのタイプがございまして、減税を行つた場合の減税補てん償の元利償還は当然後年度財源措置をする必要がございす。あるいは公共事業関係で、ダムでありま

すとか港湾でありますとか大きな事業を特定の団体に集中して行うというところについては、元利償還を見て、その事業の消化ができるようにといふようなことをいたしてございまして、その他災害の関係でございすとか、過去に行われました補助率カットの関係でございすとか、いろいろなタイプのものがございす。全部ひくくめまして、交付税の需要額全体の中で元利償還を見ているものといふのは、一番近い段階で約一〇％でございす。

それで、今もう一つ委員がお挙げになりました地域総合整備事業債でございす。これは財政力に応じて元利償還を三〇から五五％財源措置をするといふふうな仕組みになつておるものでございす。これにつきましても、これは平成八年度でございす。需要額全体の中で〇・九％という数字になつております。

○北脇委員 今具体的な数字を示していただきましたから、この辺が議論のベースになつていくと思ひますが、交付税そのものについても、本来一般財源といふことであるわけですが、それがいろいろな形で、今の地域総合整備債などに見られるように、事業促進の一つの材料として使われる面も出てきています。そういうことについては、やはりもう一度見直しをしていく、原点に返つた見直しが必要じゃないかというふうに思つております。そのことをちよつと申し上げておきたいと思ひます。

以上、今の地方財政悪化の現状、そしてその原因についてはどう考えるかというのを申し上げてまいりましたが、ちよつと角度を変えて、具体的な例で少し紹介をしたいと思ひます。大阪府も非常に財政が逼迫してきていふことと、大阪府が出した試算では、二〇〇一年度

には財源不足が四千六百億円に達する、民間でいう倒産に当たる赤字再建団体への転落ということも非常に心配される状況になってきているという報道がございいます。

例えば、この大阪府の現状について、こういう事態に至った原因。一つの事例であろうと思いますが、かつては大変富裕な団体であった大阪府ですが、財政再建団体に転落するかどうかという瀬戸際に来ている。このことは今の地方財政の悪化を端的に示す例であると思いますので、あえてそれを紹介いたしましたけれども、この大阪府の場合などを見た場合でも、この大阪府の財政悪化の原因はどういうところにあるというふうにお考えか、自治省の御見解をお伺いしたいと思います。

○二橋府政委員 地方財政の状況は全般に大変厳しくなっておりますが、都道府県の中でも、もちろんその中で県ごとに若干の差がございまして、今委員がお挙げになりました大阪府の場合には特に厳しい財政状況にあるというふうなことは承知いたしております。いろいろな要因があるかと思いますが、先ほど自治大臣からお話のありましたような要因、これは大阪府にも当然当てはまっております。これは大阪府にそれに加えて、私どもが承知しております限りでは、やはり全般的に、いろいろな施策の経常的、固定的な経費のウェイトが高うございまして、片方で法人関係の税収が伸び悩んでおりますので、私どもが財政分析の指標でよく使います経常収支比率、経常的な財源と経常的な支出の比率を示すものでございまして、これが大阪府においては一〇〇％を超えているという状況でございまして、通常でございまして一〇〇％を超えていることは考えられないわけですが、固定的な経費が全体として非常にウェイトが高いといったことが片方ではあるのではないかと思います。

そういうことから、大阪府では今、全般的な行政改革に積極的に取り組んでおられまして、先般も報道されておりましたような、単独の福祉のあり方の見直しといったようなことについても積極

極的に取り組んでおられるというふうに承知いたしております。

○北脇委員 次に、今回の総合経済対策における地方自治体の役割ということについてお尋ねをしたいと思ひます。

地方単独事業についても一兆五千億円が予定されております。ちよつと前置きの質問になります。よく景気対策について真水という表現があるわけですが、これは、政府が真水という言葉をみずから使っているかどうかはちよつと私もつまびらかにしないのですが、いわゆる政府・与党として景気対策を説明するときに、この地方単独事業の一・五兆円というのは真水という中にカウントしているのかどうか。

そしてもう一つ、真水という言葉が仮に政府が使うとすれば、仮にも使っているとすれば、それはどのような意味合いにおいて使っているのか。その点をちよつとお尋ねしたいと思ひます。これはどなたからでも結構でございしますが。

○浦井府政委員 お答え申し上げます。

新聞等で真水という言葉が時々見られますが、政府といたしましては、真水という言葉につきましては明確な定義がございせんので、これまで、経済対策の規模とか効果につきましても、真水という形での整理は實際いたしてございせん。

○北脇委員 政府の方の見解はそういうことだろうかと思ひます。真水という言葉が世上流布していることは事実だと思ひます。そうしたときに、真水という言葉の印象という、一つには、財政支出を伴うという意味だろうと思ひます。もう一つは、確実に需要をつくり出すんだ、どうなるかはわからないという意味ではなくて、確実な部分だということなニュアンスも込められていると思ひます。

この地方単独事業の一・五兆円分については、それをやるとなれば地方自治体の財政出動、財政負担を伴う、これは間違いないと思ひますが、では、確実に一・五兆円分の需要が創出される部分であるかという、これは大変疑問であると思ひ

ます。そういう意味で、ですから、真水という議論をするときに、地方単独事業を一・五兆円分含めていくのかどうか疑問を持ていうところをちよつと申し上げたいと思ひます。

そこで、先日、私どもの質代表の質問の中にもあったと思うのですが、地方自治体がこの地方単独事業の追加に消極的ではないかという疑問があります。これは日付が少し古いかもしれませんが、五月五日の新聞によれば、都道府県と政令市を調査して、今回の総合経済対策に伴う地方単独事業の追加について都道府県及び政令市はどういう対応をするかというのを調査したところ、五月四日の段階で、追加をする予定の自治体は二十九か所、都道府県四十七と政令市十二の中で二十九だという調査結果であったという報道がされております。

この辺が現時点においてはどのように変わってきているのか、地方自治体のこの地方単独事業の追加に対する取り組みはどのような状況になっているか、これを自治大臣にお尋ねいたします。

○上杉國務大臣 私は、地方財政の厳しい状況を十分踏まえまして、直接、私の方から求めて、地方六団体の皆さんとお会いいたしました。また、その場で、地方六団体の抱える財政の厳しさや、あるいは苦しさや御意見等も十分承ったところでございまして。

そのような一つの意見交換の場で、されども、総合経済対策を打たなければ、さらに地方財政がよくなるというものはならないわけにございまして、十分御理解を求めると同時に、政府が対応いたしました財政措置として、例えば、先ほど申し上げましたが、繰り返して申し上げたいのですが、地方交付税等、年度途中の補正につきましては地方債にゆだねていたものを、一般会計から措置して交付税額を四千億増額するなど、あるいは、公共事業に係る問題等についても、地方債で対応いたしますが、後年度交付税でこれを見

途中における補正は地方債で地方が全部責任を

持つてやるというものを、国の支援というか国の対応というものはそのような形で措置したということ等も御理解を求めまして、私といたしましては、そのようなことも十分しておることを御理解いただき、協力をするという姿勢は私はできておるもの、このように認識をいたしておるわけにございまして、さらに、政府が協力をお願いし、理解を求めるということについて足らざるものがあるれば、誠心誠意これは努力をしてみたいと思ひます。

○北脇委員 ただいまの御答弁で、大臣が地方自治体に対して本間に積極的に働きかけているというところはわかりましたが、では、実際の対応がどういうふうになっているのか、四十七都道府県、そして十二政令市の対応がどうかということ、これは自治省の方で結構でございまして、お示しをいただきたいと思ひます。

○二橋府政委員 地方団体の場合には、この単独事業の追加は、これからの補正予算の段階で、それぞれ状況に応じて対応していただけるものというふうな考えでございまして、先ほど大臣からお話のございましたように、六団体の代表の方々のいろいろな意見の交換をし、また協力の要請をする傍ら、私ども、実務的には、それぞれの財政担当の方々、責任者の方々といろいろな連絡をとりながら、今協力要請いたしておるところでござい

す。これから、とりあえずまず六月県議会、国の補正予算が決まったのを受けてどういうふうな補正をするか、それから、最も補正の金額が大きいのは地方団体の場合には大体九月補正予算でありますから、九月補正予算でどういうふうな追加をするかということとそれぞれ各県の方でお考えいただけたらというふうに思っております。

私ども、これから、その都度いろいろな状況を各県の意向を聞きながら把握してまとめてまいりたいというふうに思っております。今この段階で各県ごとに、どういうふうな方針かということろまでまだ決まっておらないところがたくさんござ

ざいまして、そういう意味での把握はまだこれらの話でございいます。

○北脇委員 大臣の御答弁の中にも、今回の公共事業として地方単独事業の追加に合せて、地方交付税の四千億円の増額をしているというお話がございました。しかし、これがどういう仕組みになるかということが、ちょっと地方自治体にとってわかりにくいと思いますが、そういう部分もあるのかと思うのです。

私、ちょっとお尋ねしたいのは、この四千億円が、公共事業の追加六兆円の地方負担分に当たる二兆円、この措置として、それに対する交付税措置として四千億円というものが使われるということになるのか、それとも、地方単独事業に対する措置という意味も含めて交付税措置がなされていると考えるのかどうか、このところをもう一度確認をしたいと思ひます。

今の質問は、四千億円の交付税措置というのは、公共事業の地方負担分のみに使われるということなのか、地方単独事業の部分にも仕組みの上で考慮した措置になっているのかどうか、これが一点。

もう一つは、私の意見としては、四千億円交付税措置があるとしても、それは現下の地方財政の状況から見れば、公共事業の地方負担分の二〇％だったとしても四千億円なんだから、その交付税措置は当然必要なことで、それだけでは、単独事業の促進といえますが、それを引き出すに十分な地方財政措置とは言えないのじゃないか、こういうふうに思ひますので、この二点について、お答えをいただきたいと思います。

○上杉国務大臣 交付税の四千億の追加につきましては、一つは追加分の公共事業、さらに地方単独事業にも円滑な実施ができますようにこれは使えるわけでございまして、そのように対応していかねばならない。これだけでは足りないから、所要の地方債措置等も講じたわけでございまして、それについては後年度交付税で見るといふことになっておるわけでございいます。

地方団体に對しては、財政運営に支障を来さないことを前提として、ぎりぎりこのような対応をいたしたわけでございまして、普通の場合ですと、繰り返し申し上げますが、すべて地方債で賄っていたものを、このようになつたというのは、国の責任においてこれは措置したものと御理解をいただければ大変ありがたいと思ひます。

○北脇委員 今回の交付税追加四千億円、これは新たな措置だということはそれとおりだと思ひます。しかし、それを地方財政全体の姿で見たときに、ではこの四千億円が、本當に地方財政にとつて、国から地方財政の悪化の状況を少しでも和らげる措置となつていくかどうかということを考えますと、これは大変疑問です。

というのは、その追加公共事業等に係る交付税の増額四千億円、これは交付税特別会計の借入金で対応するということになっていきますが、この交付税特別会計の借入金は後年度に償還しなければいけません。ですから、地方財政全体で考えたときには、一たん借りているだけで、返さなくてはならないということ、自己負担であるということだと思ひます。

それからもう一つ、所得税の特別減税とか法人税の減税に伴う交付税の減収が四千七百億円余あります。これについても交付税の追加措置がなされているということですが、この交付税の追加分についても、この財源になつていくのは、国庫と地方交付税特別会計の間でいろいろ貸し借りがある中、本来ならば国庫の方から地方交付税特別会計の方に追加される約束になつてい部分今年度以前倒して追加するということですから、本来地方財政の取り分になつていくものを先取りして、前倒して、そして減税対応分の地方交付税の穴のあく部分を埋めている。

ですから、本来地方財政全体の持つてい手の中でのこの措置をしているにすぎないわけですから、先ほど申し上げたような百五十六兆円も借金を抱えているという地方財政を悪化させない、そして悪化を和らげるという措置にはなつて

いない。もともと地方財政の枠の中にある財源の中で今回の措置を講じているにすぎない。

ですから、今回の減税による地方交付税の減収そしてまた地方自治体の公共事業や地方単独事業の追加によつて、交付税措置が当面はあつても、結果的にそれはいろいろなものを先送りしているだけですので、これは地方財政の悪化につながっていくものである、こういうふうに見えるわけですが、この点については、大臣、いかがでしょうか。

〔委員長退席、村井委員長代理着席〕

○二橋政府委員 二点ございまして、交付税の増額の四千億でございいます。これにつきましては、確かに交付税特別会計の借入れということでは対応はしておりますが、先ほど来、現在の地方財政の現状について、いろいろ大臣からもお話を申し上げておりますように、今個別団体でやはり公債費の増嵩で厳しい状況にございいます。特に、構造改革の集中改革期間中に入つて、今回のような大きな経済対策を打たなければならぬ、こういう状況になつたわけでございまして、すべてを個別の地方団体の地方債によつて賄うのは適當ではないだろう、やはり一定の一般財源を措置する必要があるのではないかとことから、こういうふうな交付税の追加配分ということを考えたわけでございいます。

これにつきましては、今回提出いたしております交付税法の改正案の中で、臨時の地域経済対策費という項目を設けまして、基本的には人口を測定単位とした標準的な要素によつて配分いたしました。そのことで、公共事業の地方負担のみならず、単独事業の円滑な実施ということに対しても一定の効果があるものというふうに考えておる次第でございいます。

それから、減税の関係でございしますが、これにつきましては、これも今委員が御指摘になりましたように、一般会計からの加算で、本来穴があくものを穴があかないようにいたしておるわけでございいます。国の方の一般会計からの加算をいたし

ておりますこの内容は、本来は十年度の当初で加算すべきであつた法定加算額を、非常に厳しい財政状況の中で、後年度に一部先送りいたしておりましたものを、今回この補正でまた本来の十年度に加算をするという形で加算をしたもの、これを合せて四千七百億円の加算をいたしておるわけでございいます。

いずれにしても、これにいたしましても、それから、住民税の減税に伴いますものの減税補てん償、これも当面地方債によつて対応するわけでございしますが、これらのいわば償還に要する経費につきましましては、今後、毎年度の地方財政計画を策定するに当たりまして、それぞれの償還に要する財源、あるいは交付税特別会計の借入金の状況等を踏まえて、各年度の地方財政の所要額を的確に見込んで、各年度の財源を確保していきたいというふうに考えております。

○北脇委員 議論が大変細かいところに入つてしまつて、私自身恐縮に思ひますが、私申し上げたいことは、今度の総合経済対策に伴う地方財政措置というのは、その交付税の穴のあいた部分を当面の対策としては穴埋めをしているというのは事実だと思ひます。しかし、地方財政を考えるときには、自治体に交付税が予定どおり来るかどうかという、その段階だけを見るのではなくて、もとなつてい交付税特別会計の現状がどうなつていのか、それを含めて考えていかなければいけないと思ひます。

そういう意味においては、国の一般会計といいますが、国庫といいますが、それと地方財政との関係においては、何ら特別に国の方から地方財政に対する配慮がされているということではないということだと思ひます。ですから、今回の総合経済対策実行に当たつて、地方財政を悪化させないよう国の方からの配慮があるとは言えないと思ひます。そのことは指摘をしておきたいと思ひます。

いずれにしても、この問題は、地方分権の推進、地方財政全体の大きな見直しの中で取り組ん

ではないかと根本的な解決はないというのは、先ほど大臣もおっしゃったとおりだと思います。

ですから、今出されている政府の政策の中でも、例えば財政改革法の中で、補助金の整理合理化ということはおたわれておりますし、また、中央省庁等改革基本法の中でも、公共事業の見直しという方向がございいます。それに何より、今地方分権推進委員会を取り組んでいる地方分権の推進という大きな命題がございいます。

この辺のところが、本当の意味で抜本的な地方分権、そしてこれは地方の財源の充実強化を伴う地方分権ということになっていかなければ、本

当に手の打ちようがないぐらいいな、この地方財政の悪化に対する解決はないと思っておりますので、これについては、本当に私どもも知恵を絞って取り組んでいかなければいけない課題だ、そういうふうに思っています。

時間がほとんど少なくなつてまいりましたので、あと一つ税制のことについてお尋ねをしたいと思います。

大蔵大臣にお尋ねしますが、きょうのニュースでも、政府税調に小委員会を設置して税制改正を検討するというのが報道されておりますが、この小委員会の検討課題の中に、どういった項目が含まれてくるのか。そしてまた、特に課税最低限のことが先日議論になっておりますが、課税最低限の見直しということもこの政府税調小委員会の検討課題の中に入ってくるのかどうか、この点。もう一つは、小委員会の今後のスケジュール。小委員会がどこまでに結論を出し、それを全体の政府税調にどうつなげていくのか、このスケジュール。

この二点についてお尋ねをいたします。

○尾原政府委員 お答え申し上げます。

今般の総合経済対策で示されておりますように、法人課税と所得課税について、それぞれ検討を進めることにしてございます。

法人課税について申し上げますと、今後三年のうちにできるだけ早く、国、地方を合わせた総合

的な税率を国際的な水準並にするよう検討を行うというようにされておまして、きょう報道にもございまして、税制調査会に、いわば小委員会をつくりまして、税体系全体のあり方も踏まえながら、外形標準課税の検討を初め法人課税のあり方について検討が行われるというふうに考えているわけでございます。

それからまた、個人所得課税でございますが、これも経済対策の中で、公正で透明で、国民の意欲を引き出せるような税制を目指して、幅広い観点から検討するというふうになっているわけでございます。

検討項目でございますが、御承知のように、税率について申し上げますと、大半のサラリーマンは、生涯一〇％から二〇％の税率が適用されるような税になっておまして、最高税率の問題を除きますと、十分なフラット化が進められているのではないかと。一方、課税最低限が諸外国に比して高うございいます。また、低所得者層の税負担は低いということで、実は所得税負担率は、全体で見ますと、主要先進国中最低になっているわけでございます。こうした中で、税負担のあり方の問題も考えていくことになるのではないかと。

また、最高税率の問題が論じられるという場合には、それでは資産課税はどのような税負担になっているのか、総合課税についてどう考えるのか、株式についてどう考えるのかという点、さらには納税者番号制度をどう考えるのかという点、さらにはどこまで検討が行われるのかというふうな点に思っております。さらには、いろいろな意味で各種控除をどう考えるかという点もあろうかと思っております。

いずれにいたしましても、この所得税制をめぐる論点でございますが、従来からたくさん指摘されておまして、まさにこれらの論点について腰を据えた検討が税制調査会において行われるのではないかと。したがって、現段階でいつまで結論が出るかというのを申すのは適当ではない、税制調査会で今後検討されていくのではなからうか

というふうに考えているわけでございます。

○北脇委員 質疑時間が参りましたので終わりたいと思ひますが、今、政府税制調査会の検討事項の中には課税最低限の見直しも含まれているという事は確認をされたと思ひます。

ただ、いずれにしても、この制度改正といひますが、私どもは制度減税を主張しているわけでございますが、これは一つの経済対策であり、また景気対策でもあるという事で、それから、いつそれを実行するかというその実施時期、タイミングの問題というのは非常に重要だと思ひます。今の答弁ですと、基本的な問題だからいつまでかかるかわからないということございまして、それがほとんど当面の経済対策としては考えていないということと同じになつてしまふと思ひます。

私は、それでは、今我が国の経済が求められている構造改革ということについて、機敏に対処することにならないのではないかという危惧を持ちます。そういう意味で、この制度改正の問題は早急に取り組んでいかなければいけない課題だといふふうに思ひます。

以上申し上げますと、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○村井委員長代理 これにて北脇君の質疑は終了いたしました。

次に、島藤君。

○島委員 十六兆円にも及ぶ総合経済対策が発表されているのですけれども、株価あるいはマーケットの反応は全く芳しくなかったわけでありまして、一体これはなぜか。政策、政治、そういうものに対する信頼が本当に失われている。

当たり前にあります。この審議をずっと聞いておられますと、政策の最高責任者がきちんと負うべき責任からもう逃げの一手に終始している。政策を見誤った、そういう誤ったということに対する結果責任を、全く他人事のように、各関係関係者が結果責任を全く考えていない。こんなことをやっていますから、本当に、政府、政策に対する

信頼が全く失われたことによつて、政策が実効性を失つていくというのが現在の状況であると思ひわけでありまして。この失つた信頼を取り戻すことは極めて難しい。

その意味で、きょうは、きちんとそれぞれ責任をどう感じていらつしやるかということをお聞きして、一つ一つ質問を進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

リーダーシップといふものを研究するということと有名なのが、アメリカのアナポリスの海軍兵学校といふのがあつたわけですが、その壁にはリーダーシップ、リーダーといふのが絶対犯してはならないという格言が幾つか書かれていた。その一つに、オーガー、カウスターオーガー、デイスオーガーといふのがあつた。命令、カウスターオーガーといふのは反対の命令つまり命令変更、そうするとデイスオーガー、完全な混乱といふのが生じるというわけでありまして。

よく橋本総理は臨機応変という言葉を使われます。機に臨んでまさに変ず。それは、言葉としては便利なもの、臨機応変と言ふのはいいのですが、世界のGNPの十数%も占めるような日本経済、こんな大きな艦が、大きな船が臨機応変にこちやこちやつたら大混乱を招くわけでありまして。駆逐艦じゃないのですから。橋本総理も駆逐艦の艦長ならいいのでしようけれども、世界のGNPの十五%を占める大きな艦の艦長には全くふさわしくない。だから臨機応変なんという言葉を使ふで使うわけでありまして。

その混乱のきわみといふのがこの財政構造改革法の改正の審議にも随分あらわれておると思ひますが、まず最初に、先ほど北脇委員がストツプ・アンド・ゴー政策という言葉を使われました。今の日本には、当然一つの政策目的があることはわかつております。一つは、財政再建という目標がある。それは事実でしょう。そしてもう一つは、当然そのたびごとに景気というものをきちんとしていかなければいけないという目標もあ

る。

この二つを、まさに臨機応変、賢明な政策責任者であるならばそれはきちんとやっていけるのでしょうけれども、不賢明なことをやりましても、賢明でない政策責任者がそういうことをやりましても、全くストップ・アンド・ゴー政策になつてしまふ。

私は今この質問は、日本経済の政策がストップ・アンド・ゴー政策に陥っているのじやないですか、愚かなわなに陥っているのじやないですかという質問であります。

その根拠を申し上げますと、これは何度も使われたことかもしれませんが、平成四年、五年、六年の経済成長率というのは、平成四年が〇・四％、平成五年が〇・五％、そして平成六年が〇・六％だったわけですが、それで、平成七年に二・八％になつて、平成八年には三・二％。ちよつと景気がよくなつた。ちよつと景気がよくなつたからもう大丈夫だと思つて、そして、よく言われる話ですが、消費税を上げて、減税をやめて、そしてその結果、財政構造改革法なんという全く愚かな法律、時期としては全く愚かな法律を出して、また景気を失速させてしまつた。

先日、私はアメリカに代表とともにへ行つておつたのですが、そのときに、一緒に行つておりました岩國哲人議員がこんなことを言つていました。今までの日本の政策はストップ・アンド・ゴーだ、今の日本の政策はストップ・アンド・ゴーで景気をだめにしてしまつたからツレー・ツレー・ツレーだと言つています。昔なら、もっと前だったら、懸命にやっておればこんな政策をやらなくてよかったのに、こんなに公共投資等をやらなくてよかったのに、タイミングをミスつたからツレー・ツレーになつてしまつた。

今、日本はどのようなストップ・アンド・ゴー政策のわなに陥つてしまつているのじやないかという質問に対して、大蔵大臣、お願いします。

○松永国務大臣 先ほどの、臨機応変というのとはよくないという話がございますが、委員もお認めになりましたように、我が国の中長期的な目標

としてなし遂げなければならぬのが財政構造改革であります。財政構造改革の必要性は委員もお認めになつていらっしゃるというふうに思っています。その中長期的な目標は目標として完遂に向けて努力していくと同時に、そのときそのときの経済景気の情勢を見て、そこで臨機応変的に景気対策を打つていくということ、これはやるべきことだというふうに思っています。

そういう意味で、なるほど日本の経済、大きな経済になつておりましても、やはり短期の、あるいはそのときにおける経済、景気情勢を見ながら適切な景気対策を打つていくのは、これは私は妥当なことだ、こういうふうに思っています。臨機応変という言葉が適切であるかどうかということは別の問題として、適切に景気対策を打つていくということとは適切な対応策だろう、こういうふうに思っています。

○島委員 今聞きましたのは、ストップ・アンド・ゴー政策になつてきているのじやないですかということですから、そちらについて答えてもらえませんか。

○松永国務大臣 先ほど申し上げましたように、中長期的な目標は堅持しながら、そのときにおける景気、経済情勢を見て、そして目前のといひますか、短期の対策として景気対策を十六兆円超で打つということにしたわけでありまして、ストップ・アンド・ゴーとおっしゃつたのですから、私は、財政構造改革をストップさせておるとは思いませんで、やはりこれは、スピードは落としても、坂道はなだらかにしても、やはり着実に進めながら、景気対策の方はゴーということをやっておるのだというふうに御理解願ひたいのです。

○島委員 基本的な言葉だつたので特に説明もしなかつたのですけれども、ストップ・アンド・ゴー政策というのは、一般的には、一つの目標があつて、財政構造改革というのがあつた場合に、なだらかにその目標に到達できるのに、ちよつとよくなるとストップさせて、ジグザグになつてしまふということなんです。国際収支の天井が壁に

なつたときのイギリスがよく使つた、迷走しているというような形の政策の意味なわけでありま

す。

私が申し上げたいのは、さつき言つたツレー・ツレー・ツレー、例えば今回の景気対策、マーケットは関係ないという社会主義経済かと思うような質問をされた方も与党にいらつしやいますけれども、私はこれはマーケットはきちんと見なくちゃいけないと思つておりますので、十六兆円の対応策が示されたときに株価の反応が鈍かつたというのには明らかであります。つまり、これは政策に信頼性がないということですよ。

例えば、今回は財政支出のうち、十二兆円のうちの四兆円が減税で八兆円が公共投資、このうち一・五兆円は地方単独事業だということ、今北脇委員がある質問をされたわけでありまして、そのうち六・五兆円が純粋な意味の真水だと私は思つております。そうすると、これをものと前になつておれば、もつと前にというか、順調な形で、例えば昨年度あのようなデフレ予算を組まずにきちんとやつておれば、三・八％の経済成長の上に、その上に、恐らく六・五兆円で一・三％ぐらゐの経済成長があるでしょうから、それがプラスされてうまい軌道に乗つたでしょう。

ところが、もうまたすぐに財政構造改革だといつて、がつとやつちやつたから、去年は日本の経済成長は恐らくゼロ及びマイナスになつてくる、ことしも含めまふと。そうすると、今回の政策を加味しましても一％程度しかないのじやないかと私は思つております。つまり、結果から見ると、普通なら二・四％、三・八％で順調にいけばずいぶん、臨機応変でいいのですが、機を見損なつたからこういうふうになつてしまふ。

そういうことに対する責任は、どうお考えですか。

○松永国務大臣 本日は総括質疑のときに御質問なさる機会があつた方がよかつたかと思うのであります。私が答えするのが適当かどうかかわかりませんけれども。

とにかく、そのときの政府の景気の見通し、これは尾身長官がよくお使いになることでありますけれども、七・九がよかつた、そこで、四・六は落ち込んだのだったかな、とにかく七・九がいい数字が出たということから、この機会に、大事なことは財政構造改革であるということを進んでいふたということでありまふ。そのときそのときの景気の動向を見ながら財政構造改革という大変苦勞の要る政策に取り組んだ、こういうことであると思ふのでありまして、いずれにせよ、国の安定した発展のために必要な措置として、財政構造改革に取り組むことになつた、こういうふうに私は理解をしておるわけでありまふ。

○島委員 では、大蔵大臣にふきわしい質問をさせていただきます。私は、法案の方に入つていきます。

私は、財政構造改革法はもとと非常に反対しておりました。こんなふうになら二〇〇三年までにきちんとやつたら経済はだめになるということ、私は本当に目に見えていたと思ひます。ただ、でもまあ唯一評価するとしたら、こういうことかなと思つていました。

普通の財政運営というのは、景気の悪いときにはきちんと財政支出をして景気をよくして、そして景気がよくなつて自然増収があればその間にそれで国債を返していく、あるいは歳出削減もきちんとしていくというふうにするならばいいんだけど、今、今の与党の体質では、財政の歳出を削減するというのはなかなか難しい。それだから負債を累積する、どんどんどんどんまた国債をふやしていってしまふ。

そういうような状況であるならば、政府が賢明ならこんな法案をつくる必要はない。景気がよくなつたらちゃんと国債を償還していって、そして景気が悪くなれば財政支出をするという賢明な経済政策をすればこんな法案をつくる必要はないんだけど、非常に賢明じやないから、まあ仕方ないのかなというふうに、通つた後は自分自身を納得させておりました。

しかし、また今回は、何か弾力条項というのを改正案に入れた。これでは、財政構造改革法案をつくったときに抜け穴とよく言われたが、補正予算を使えば抜け穴ができるということをよく言われましたが、それと同じように、またこれを抜け穴として使えるようになってしまふ。せいぜい財政構造改革法案で私が評価できるとした、族議員のばつこを許さず、政府の愚行を防ぐという、この法律が何とか唯一果たす機能を、弾力条項をつくったことによつて、事実上棄り去ってしまったのじゃないかと私は思っております。

そういうことを証明するためにちよつと質問をしていきたいのですが、確認の意味を含めて。まず一つ、弾力条項の発動と、財政再建目標年次の設定というのがあります。例えば、確認のために質問しますが、二〇〇五年が目標年次です。そこまでに赤字をGDPの三％までにしていくという目標がある。

そうすると、もうちよつとで目標が達成できそうだったけれども、二〇〇四年にまた景気が非常な事態になった、そういうときにまた赤字国債をばつと発動したらこの目標が達成できなくなる、そういう事態になった場合にはどうなるのですか。

○松永国務大臣 二〇〇五年に目標年次を延ばしたのは、二〇〇三年という目標であれば、要調整額を処理していくのが非常に厳しい、坂が急過ぎる、そこで二年延ばして坂を緩めていけば安定した財政政策が立てる、そのことが日本の財政についての内外の信任を得る道だ、こういう考え方で、別に楽しもうというわけではありませんが、内外の日本の財政政策についての信頼を得るというところの方がより重要だという考え方で、二〇〇三年となつていたところを二〇〇五年に延長したということであらうと思います。

なお、弾力条項発動というのは特別な場合のこととありますから、そういう事態を私どもは予測していないわけですが、私は、計画どおり二〇〇五年にはいけるものというふうに思っております。

ります。

なお、先ほどキャップの点については評価をしていただいたわけですが、ある人はこのキャップがいかにぬというところをおっしゃるのでありますけれども、キャップ制度については評価をしていただいたような気がいたします。いずれにせよ、補正予算で公共事業等については何か追加政策がやれるということにはなっておりますけれども、しかし、最終的には二〇〇五年度における国、地方の財政赤字をGDP比三％以下という最終目標はきちんと存在しておるわけでありまして、それに基づいて、その財政構造改革の基本理念に基づいて財政運営はなされなければならぬものだというふうに私は思います。

○島委員 これは事務局に聞いた方がいいのかな。確認のために聞いたんです。

二〇〇四年に、もう少しで達成できようと思つたときにまた経済が停滞して、弾力条項を発動して、その結果、三％以下の目標が達成できないというようなことがあつたらどういうふうにするんですかということは今聞いたんです。

○浦井政府委員 お答えいたします。法律論といたしましては、今回の法案におきまして目標達成年次を二年間延長することとでございまして、政府としては、法律ですから、それに従う義務があるわけですから、それに向けて最大限努力することだと思ひます。

○島委員 質問に答えてほしい、私は、そういうふうになった場合に、要するに、言いたいことは、二〇〇四年、じゃ、こういうことですか。質問し直しましょう。

ということで、達成できないようなら、二〇〇五年をもう一回再延長するという形になるわけですか、目標達成年次を。

○浦井政府委員 お答え申し上げます。

今回、法律改正をお願いしているところでございますが、これは、中長期的には財政構造改革は絶対行わなくてはならぬと。数字的には、先ほど大臣も申し上げましたように、二年延ばせば、延

ばきない場合と比較して毎年度の赤字縮小幅が小さくなるということで、我々としては、これは到達可能な数字であると考えているわけでございます。

○島委員 私の説明能力が低いのか、理解能力が低いのかわからないので、もう一度聞きますよ。いいですか。

つまり、この法律の枠組みは、目標年次の再改正や延長を常態化せしめようようなことがあるんじゃないかと私は思っているんです。それを恐れている。つまり、先ほど政策の信頼性が失われると言つた。これは、今政策を出して、例えば財政構造改革法を五カ月前に出して、すぐ修正する。ということは、臨機応変か何か知らないけれども、どなたが劇で出してきたのか、それとも矛盾を承知で出してきたか知らないけれども、そういうことをやっていると、税金を相当投入して、赤字を出さず景気は戻らない。

政策の信頼性が失われてしまふような枠組みがこの法案にあるのではないかとことを質問するために、順序よく質問をしようとしているんだけれども、何か質問に対してきちつと答弁ができてないので、言い直します。

私は、目標年次の再改正、延長をこれは常態化させてしまふようなことがあるんじゃないかというのを感ぜているんですが、それはないですか、大臣。

○松永国務大臣 現在、財政構造改革法の改正案の御審議をお願いしている段階でございます。その改正案の中に、御存じのとおり、二〇〇五年というふうに目標達成年次を二年延ばしておるわけでありまして。

そのほかに弾力条項が入つておるわけでありまして、この弾力条項というのは、御存じのとおり、赤字公債発行額を前の年よりも減額しなきゃならぬという点に弾力条項が入つておるわけでありまして。二〇〇五年という目標年次についての弾力条項では、法律の改正法案の内容はなつておりません。したがって、それはもう石にかじりつ

ても二〇〇五年に達成するということを、法案審議をお願いしているこの段階では言うしか方法はないんです。

○島委員 それしか方法はないといへば、その誠実さを多としますが、ただそれだけで終わつてはあれなんで、御質問しますけれども、政策の信頼性の議論なんですか。

それなら、政策をつくるときに、五カ月前に財政構造改革法を制定する時点で、考え得る可能性、つまり財政構造改革が必要だという、財政構造改革法というのはいさういふ目標を持っていた。石にかじりついてもやるんだという意識があつたはずなんです。(発言する者あり) そう、滑り落ちたのかもしれないけれども、そのときに、その財政構造改革法を制定する時点で、この法律改正というのには、石にかじりついてもと言われたけれども、またすぐに変えらるんだというふうに思われてしまつたわけですよ、これ。すぐ改正するんだから、改正案を出しているんだから。もしもその時点で、考え得る可能性に対してきちんとしたきめ細かい配慮、弾力条項が必要なら、わずか五カ月前なんだから、もうそのときに判断して入れるべきではなかったか。なぜそのときに財政法を改正して弾力条項を入れなかったのか。わずか五カ月前です。大臣、お願いします。

○浦井政府委員 お答え申し上げます。先生の、この財政構造改革法制定時になぜ今回の規定のような弾力条項を入れなかったかという御質問だと思ひます。

当時、やはり我が国の財政が世界の先進国の中でも非常に悪い状況である、これをそのまま放置した場合にどうなるかということ、経済審議会で行いましたシミュレーションが有名なわけでございますけれども、そのシミュレーションによりますと、二〇二五年度には、一般政府の純債務残高が一五三％、対GDP比、これはとてもその段階ではファイナンスできないだろう、それから経常収支の対GDP比が一四・三％の赤字に転落する、それから一般政府の財政赤字を含んだ国民

ころの実感でございます。

そういう意味におきまして一と二というふうに分けておりますが、一は、二四半期連続で成長率が一%未満の場合、統計がはつきりするのには実は三ヵ月後でございます。七・九の統計は大体十二月十日前後に出る。その前の、例えば第一・四半期と第二・四半期の両方の統計が出るのは三ヵ月おくれの十月十日でございますから、そういうことを考えますと、やはりできるだけ早く統計が出る、月ごとの統計が出る消費あるいは投資、雇用等の指標をできるだけ早くキャッチして適当な対応をするということで、第二の項目が設けられたと思っております。

もちろんことしの第一・四半期、年度で言いますと昨年度、九年度の第四・四半期の数字が出るのは六月十日ごろでございます。その前に必要な対策を判断してやる。しかしながら、全く統計なしの状況では判断できないということで第二項目ができたと考えております。私どもとしてはそういう判断を臨機応変にするということが、一番急いで結論を出すための必要な対応であるというふうに考えている次第でございます。

○島委員 要するに、統計が出るまでのタイムラグがあるということですね。しかし、臨機応変ということではないならば、これはタイムラグをできるだけ少なくしてはいけなかつたらいいと思っておりますが、その努力は何か今後されるおつもりはございますか。

○尾身国務大臣 これは、月ごとの統計、私どもはあらゆる統計について一日も早く整理をして、わかるようにしたいと考えている次第でございますが、現在のいろいろな技術上の問題等を考え、統計の出るタイミングを一日でも早めるということが実は実態としてかなり難しい状況にございまして、私どもとしては、今の統計の出し方というのとはもう最短距離であるというふうに考えております。

しかしながら、できるだけ早く実態を認識するということも必要でありますので、今後とも、前

向きの努力を続けてまいりたいと考えております。

○島委員 今お話ししたのは、情報のスピード、情報を伝え、それが政策に伝わるスピードが、それこそ経済は臨機応変なのでありますから、きちんとしてもらわなければ困るという話なわけなのです。それからもう一つは、松永大蔵大臣、G7、四月十七日にお帰りでしたよね、ワシントンから（松永国務大臣「いや五月、最新ののは」と呼ぶ）最新ののはそうです。その前の四月のとき、ありましたですね。

そのときに、私、ちようど外務委員会がありまして、そのときに、新聞でこんなことが書いてあるのです。日本の経済に関する議論が時間の半分も費やされた、費やされたという議論があったのです。新聞に書いてある。

それで、その中で、日本経済の問題がこんなに大きな議論がされているということは、非常に深刻にとらえて対処すべきではないですかという質問をしたところ、大蔵省の方は、今成田に着かれたばかりで、全然そういうことは聞いておりません、まだ報告を受けておりませんという御答弁でした。

まあ外務大臣の方は直接は所管外であれでございますが、外務大臣の方は、何か、まだ閣議が開かれていませんので、直接報告がありませんので答えられませんかという答弁でありました。新聞がそうやって報道しているのに、そういうような御答弁をいただいている。その事実確認もできなかったというのが今の日本の政府の情報の伝わり方かなというふうにすく思ったわけでありまして。

それからもう一つは、大蔵大臣、ちようどお疲れだったのでしょうか、これはニュース報道でもありました。きょうのマーケットはどうですかというふうな聞かれたときに、いや、今着いたばかりだから株価も聞いておりませんといううようなことを言われたと私は記憶しておりますが、どうも情報というものがうまく伝わっていないとい

うような気がするわけでありまして。

それで、今から先御質問しますのは、マーケットというものをどういうふうにお考えかという質問なのであります。例えば、今、景気対策のところに、減税が大事なのか公共事業が効果があるかというふうな議論がされております。それで、乗数議論についてはあるされていくわけですが、これは当たり前の話でありまして、減税をすれば、自分たちが使うときに、貯蓄をする分だけ減税乗数が下がるのは当たり前の話なのであります。マーケットの方は、実はそうではないわけでありまして。

例えば、マーケットの方で考えていった場合に、どうも減税が否定されると株価が下がる、こういう景気対策において、公共事業の方が多いとこれまた株価が下がるというふうな状況になっていると思ひます。これをどうしようにお考えなのか、まず最初に大蔵大臣に聞きまして、理論的なことを長官にお聞きします。大蔵大臣、お願いいたします。

○松永国務大臣 まず、事実関係でございますが、本来は質問の趣旨でなかったかもしれませんが、G7における日本の経済情勢についての議論の時間の長さの問題でございますが、二月のG7のときを十とすれば、四月のときは七ぐらいでした。五月のときにはそれが四以下になつていくということでございます。

なぜそうなつたのかということ、四月のときは、実は、G7の大蔵大臣・中央銀行総裁会議の前にルービン長官に会つて、そして、日本の税制の現状等につきまして相当私の方から説明し、資料を渡しました。それはどういふことかということ、もう委員御承知のとおり、我が国の個人所得税課税の水準がどうなつていくか、所得が二千万ぐらいまでの間は、もつと下を言えば千五百万ぐらいまでの間は、アメリカよりも相当低い状態にあるということ等々をよく説明いたしました。

そしてまた、法人課税につきましても、今国会で、三月の時点で、もうあの時点では成立して

りましたから、三月の国会で、法人税について、基本税率を三%引き下げるといふ法律が制定されました。法人税についても同じように、二八%が二五%になる、そういう減税が決定をいたしました。したがってこれから税制調査会で検討される主要項目は地方税の法人負担のあり方になつております。そういうふうなことをよく説明しておつたというところもあつてかもしませんけれども、四月の方は、二月の場合に比べれば、七あるいはそれ以下ぐらいの長さであつたわけですね。

私は、そのときは、参議院の委員会でも十時から始まるのに出なければならぬ、そこには出るという約束で、行くことを参議院の方で許したのを、その後の共同記者会見等に出る時間がなかったもので、それから、そこで、共同記者会見には出ずに、あれは何というのですか、出たところで日本の新聞記者等に十数分はわたつて会議の内容は説明して、それからすぐ車をふつ飛ばして、ワシントンの飛行場から実は成田に帰つてきた。成田に着いたのが午前八時ごろでございます。そしてこちらに九時半ごろに着いたということでございます。それから、実は、株価の動向等を知ることが物理的にできなかったわけでありまして、そのことは御理解願ひたいと思ひます。

マーケットをどう見るかという話でございますが、市場における株価の動向等、いろいろな状況等によつて株価は変動するもの、こう思つておりますが、いずれにせよ、市場の動向については十分注意しながら、政策のあり方等も決めていかなければならぬと思ひますけれども、同時に、政府の側も、新しい政策、財政政策あるいは税制の問題等、これはマーケットにも十分説明するということが必要であらうというふうに思ひます。

○尾身国務大臣 一つは、先ほど来議論になつておりますマーケットの反応との関係でございますが、確かに、今お話しのとおり、マーケットの反応は必ずしもよくないと考えております。ただ、私どもといたしましては、この総合経済

対策によりまして、実質二%以上の経済成長へのプラス効果がいずれ出てくるというふうな考えておりまして、いつもでありまして、マーケット、株価の方が先行指標的な動向で景気を示しているというのが通説でございますが、今回の対策につきましては、実体経済がよくなつて、数字がよくなつて、それに対応してマーケットの反応が、ああ、やはり政府のやっていると正しかつたなというふうな理解をしていただいて、反応が後からついてくるのではないかとこのように考えている次第でございます。

それから、恒久減税の議論につきましては、確かに、所得減税は、減税とすれば、だれでも減税の方が個人にはいいわけでございますが、しかし、所得税と法人税のバランスをどうするか、課税最低限とか最高税率をどうするか、課税最低限と最高税率という二つになりますと、所得税は基本税率でございますから、税体系全体、法人税あるいはその他の資産課税、固定資産税のような資産課税とか間接税の問題とか、そういうものを全部立体的に考えて決めていかなければならぬ問題であり、かつ、現在の財政状況のもとで、財源手当てがないままに、先に減税をして、数年後に苦しい業である増税をするというふうな対応はなかなかとりにくい、責任ある私どもとしてはとりにくいというのも現状でございます。

そういう意味で、減税の議論をされることは大いに結構だと思ひますが、ぜひ、皆様方におかれましては、減税をするときには、どういふふうな制度を直して、そしていつの時点でどういふ形で財源を確保するかということも含めていろいろ御提案をいただけると、議論がかみ合ってくるのではないかと考えている次第でございます。

○島委員 逆に、今の議論をかみ合わせてほしいと思うのですけれども。

今私がお聞きしたのは、マーケットにおいては、公共事業だと株価が下がるでしょう。今尾身長官がおっしゃったように、実績が将来は上がないとマーケットは判断して、実績というか、景

気がよくなると判断しているでしょうということなんです。それをきちんと答えてくれと言つたわけでありまして。

○尾身国務大臣 マーケットは、先ほどの大蔵大臣の御答弁のとおり、いろいろな要因で株価が決まるものでございまして、私もこれがコントロールしようということも考えないことは適正でないというふうな考えをしております。ただ、私どもといたしましては、経済そのものを回復させるということが大変大事でございますから、そのようなことに全力を注いで、最終的にはマーケットの理解も得たいというふうな考えをしております。

それからもう一つ、あえて申し上げれば、マーケットの皆様の株価のことを中心で考えておられますが、私も、日本経済の現状、それからまた現在の日本の国民及び私たちの子供たちや孫たちのことを考えて、この国をどういふふうな持っていくかということを総合的、立体的に考えた上で税制問題も考えていかなければならぬわけでございます。

短期的な現在の状況から見て減税がいいとか、そういう観点ももちろん必要でございますけれども、しかし、中長期、二十一世紀に向かって日本の税体系、日本の経済のあり方がどうかという点も含めて考えていく必要がある。そういう意味で、マーケットの視点とは私どもの視点がやや違つているということも事実かと思ひます。

○島委員 今、中長期的と言われたので、ちょっと。

マーケットと視点が違つた。それは、ただ景気対策というふうに、みんなの予想、これで日本経済がよくなるかどうかということいろいろ予測した上で、そしてその集大成が株価の形として、情報

の形としてあらわれていると私は思つています。

今、いろいろな不規則発言で、マーケットがどうのこうのというふうな御発言がありますけれども……(尾身国務大臣「いや、不規則発言じやない」と呼ぶ) そちらではなくて、こちらのやじの方で、まあいろいろな見識を疑うわけでございますが、それはともかくとしまして、例えば、それならばこういうふうにいきたいと思います。私の一つの仮説でございますが、今、尾身長官が、減税をしても将来は増税になるだろう、それを見越してなかなかうまく反応しないという話がある。同じことは公共事業でも言えるのではないかと私は思つております。

公共事業をすれば、例えばいろいろなものをつくる、メンテナンスコストが必要になつてまいります。その結果、今回の公共事業をすることによつて、公共投資をすることによつて将来的にメンテナンスコストが上がつて、それによつて、またそれを賄うための税金になる。そこまですわゆるいろいろな情報を総合した形でできているというものがあつて、思つておられるかもしれませんが、一つの公共事業に対してメンテナンスコストがどれくらいあるかということについて、お尋ねいたします。

○小野政府委員 お答えを申し上げます。

公共事業によつてどのくらい将来メンテナンスコストが出てくるかというお尋ねでございますが、私も、一九九〇年度に推計をいたしたことがございまして、公共事業は、一般に新規投資それから更新、災害復旧、維持補修、こういうふうに分かれるわけでございますが、一九九〇年度の実績では、これは私どもの所管しております道路、下水、都市公園、治水、海岸の五つの施設について試算をしたものでございまして、新規投資は七六%弱でございました。更新、災害復旧、維持補修合わせて大体二五%弱、こういう実績でございます。

これが、例えば二〇〇〇年度にどうなるかというところでございまして、これは、その時々

の総投資額をどのように押さえるのかということによつても当然変わってくるわけでございます。また、個別の事業がふえると全体の数値も変わ

わけでございますが、一般的には、九〇年度の実績値が、将来はやはり維持管理費のコストがある程度上昇していく、そういう過程にあるというふうな思つております。

今回の公共事業の補正予算等での追加で具体的にどの程度の将来の管理費の負担増というものが出てくるか、十分な推計はいたしておりませんけれども、一般的傾向としては、現在既に九〇年度の実績で維持管理費二五%、これは当然災害復旧を含んだ数字でございますけれども、そういう実績になつていくということでございます。

○島委員 いわゆるコストも当然十分考慮して今後の補正予算審議等もやつていただきたいと思つております。

例えば、もちろん財政再建も景気対策も、両方とも当然目標があるわけでありまして、今審議しておりますのは財政構造改革法の改正であります。それは、先ほど尾身長官言われたように、今経済が非常に著しい停滞にあるわけでありまして、政治というものは、ある意味でプライオリティーをつけて、どちらを重視していくかという話であると思ひます。そういう意味でいけば、今日の日本の経済というものをどのように復活させていくかということにかなり重きを置かざるを得ないわけでありまして。

これは、もう今さら、何度も言われた質問なので、言ひますが、最近アメリカ経済が好調である。アメリカ経済が好調で、それは経済のサブライサイドが強化されたことも当然ありますが、幾つかのレーガン時代の大幅な減税があつた。その要因の一つに、冷戦終結後、政府支出から軍事費が削減されて、その資源が経済の基盤を強化する投資に向けられた、いわゆる平和の配当があると言われているわけでありまして。

つまり、軍事費は、短期的な需要喚起にはなるけれども、長期的な生産能力の改善にはならない。軍事費削減によつて、政府によるある意味で非効率的な投資をなくした。まさしくこれは財政構造改革だと思つてわけでありまして、それがアメ

○松永国務大臣　今回の審議をお願いすることになつておる補正予算においては、今委員御指摘のやうな点を十分念頭に置きながら、将来の我が国経済の発展に大きく寄与するであろう情報通信の高度化とか、科学技術振興とか、あるいはまた物流の効率化とか、そういった点に相当のウエートを置いての補正予算の編成、こうなつたわけであります。

そうなっておるわけでありませうけれども、新聞その他は、従来型のゼネコン云々という批判をしておるわけであります。中身を見ていただければそういう批判は起こらぬことだと思ふのでありませうけれども、そういうのが起こるものだからマーケットの反応が鈍いのじやないかな、私はそう感じておるところでございます。

○島委員 今、ゼネコンの批判というのが、ゼネコンのばらまきだから、そういう批判があるからマーケットの反応が鈍いというのがありました。その辺は、マーケットというのは、何度も言いますが、これは認識が違うと思うのできちんと申し上げますが、いろいろな情報、いろいろな方々の集大成です。そういう情報もあるし、ほかの情報もあって、そういうことの集大成として結果としてあらわれるのですから、そういうような一面的なことではないと私は思っておりますので、それは御認識を賜りたいと思います。

今、公共事業が減税かという話ですつと進めているわけですが、よく言われるのが、減税しても、消費性向が低いからなかなかできないんだ、消費者が生活防衛に走っているのじやないかというような議論があるわけですが、私は、消費性向が低迷しているから減税しないというのは、非常に本末転倒な議論だと思つてわけでありま

もちろん、消費性向というのは、今それほど高くはないと言われております。例えば、去年ですと、九七年一月に大体七二・三％だった。三月には、駆け込み需要もあつて、消費性向というのは七四・一になって、二ポイントほど上がつてい

た。九七年の十二月あたりから金融不安なんかが生じて、六九・六。九八年一月、二月、もう政府の経済運営がだめだということで六八・六、六八・四に下がっている。三月にはまた七一・七に上がった。

こういうふうと考えてみますと、例えば減税を
 するということがあれば、消費性向というのは上
 がるわけであります。消費性向が低迷しているか
 ら減税しないというのは、私は本末転倒であると思
 うわけであります。尾身長官、どうですか。

○尾身国務大臣 最近における消費性向の動向はおっしゃるとおりでございまして、九月から二月までずっと下がりましたが、三月に七一・七％というところで、九月の七一・九％に近い水準まで戻しました。この三月の消費性向が戻りましたのは

二つの要因かなと今思っておりまして、一つは、二月、三月に特別減税が行われたその効果。それからもう一つは、いわゆる消費者のコンフィデンスが少し回復した兆候かなと思っております。これは四月、五月の動向を見なければいけません。

んが、そういうことかと思っております。三月の動向を見ますと、確かに特別減税の効果がある程度はあったというふうに考えておりまして、私どもは、この特別減税の消費に対するプラス効果というものは、今後とも当然予想されるものと考えております。

○島委員　時間が多分あと十分ぐらいしかありませんので、せっかく通産大臣おいででございまして、そこに少し説明して、後でまたちょっと経企庁長官にお尋ねします。

今回、中小企業信用保険法、中小企業金融公庫法、環境衛生金融公庫法、中小企業倒産防止法と四つの法律の変更が提案されているわけでございます。

ますが、今回、各法律におきまして、小売業及びサービス業については資本金を一千万円から五千万円へと引き上げ、卸売業では三千万から七千万へと引き上げる。

企業のカバ―率等々があるわけですが、中小企業基本法の規定によりますと製造業の中小企業者の資本金は一億円となっていて、今回の四法の法改正では、引き上げの上限額は小売、サービスでは五千万円、卸売は七千万円。製造業の一億円レベルには資本金の額は引き上げられていないわけですね。その理由を御説明いただきたいと思います。

○(林)政府委員 お答え申し上げます。
今回の改正により、御指摘のような資本金上限額を卸、小売、サービス業について引き上げることとしたわけですけれども、この基本的な考え方は、今回の引き上げは融資対象を拡大するという趣旨でございまして、業種によりまして、その実

態によつて中小企業と考えられる資本金の額が若干差があるということがその決断の背景にございます。

その具体的な引き上げ額の検討に当たりましては、平成五年の中小企業政策審議会の基本施策検討小委員会の中間報告の考え方を反映したものでございまして、これは昭和四十八年中小企業基本法改正時との比較、そして企業の資金面、設備面

での規模の拡大の進展、あるいは四十八年以降の
経済成長とか物価上昇等を考え、またあるいは平
成三年の改正商法施行によりまして、最低資本金
額が企業としては一千万ということに決められた
ことの影響等を総合的に勘案して、それぞれ引き
上げ額を考えたものでございます。

これらの措置によりまして、改正後の基準によりまして、中小企業の全企業に占める割合が、卸の場合には九八・二％、そして小売業が九九・一％、サービス業が九七・九％に改善されますの

で、製造業の九九・一％に比べても十分なカバレッジになっていると考えておりまして、実質的に中小企業と考えられる人たちが新たに中小企業

の融資を受けられるということになるわけでございまして、大體感じとしては適切な改正ではないかと我々は認識しておるわけでございます。

○島委員 通産大臣、いろいろな意味で中小企業の関係する法律は六十本近くあるわけでありま
す。今回提案されている四本の法律に従って改正
を行いますと、対象となる中小企業の変更にい
ろんな意味で、今回臨機応変にやっていること
によって法体系がいろいろな混乱を招くときが
あるわけですよ。

今回のように、たった四本だけの中小企業の間連の法律で定義を統一してやるよりも、きちんとした方が、全部定義をした方がいいと私は思うわけですが、それをするのかどうか。あるいは、混乱するのもいけないので、それに対してどう対処されるのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○堀内国務大臣　御指摘のとおり、中小企業の問題については基本的に考え方をまとめていかなければならないことだということに思っております。

しかし、今般の改正は、民間金融機関の貸し渡りが相変わらず非常に厳しいような状態の中で、本来ならば中小企業として扱ってもらえる方々が、中小企業金融公庫その他政府系金融機関に参りましても、資本金の枠というようなもので受け

付けてもらえないというようなことがございます。そういう意味で、現在の状態ではカバレッジできない小売業とサービス業というものが大変大きな、民間からは締め出されて、政府系金融機関からは受け付けられないというものが多くなっております。

その数をちよつと見ますと、小売業では約一万一千社、サービス業では約一万六千社というようなものゝが窓口でもって受け付けられないということになっておりますものゝですから、これを、資金の融通それから円滑化を図る観点から、金融面での支援対象の範囲を緊急にひとつ拡大しようというものであります。

そういう意味で、民間金融機関の機能を補完する上で必要な中小企業信用保険法、中小企業金融公庫法、環境衛生金融公庫法及び中小企業倒産防止共済法の改正をとりあえず対象としてやっただけでございまして、中小企業基本法を初めとした中小企業政策全体に係る定義の見直しも、これは行っていないかなければならないのだと思っております。

しかし、ただいまのところでは、中小企業の範囲が拡大しますと既存の中小企業に対する支援に支障を来すのではないかと心配を持っております。いろいろと反対の御意見もございまして、あるいは昭和四十八年に改正以来中小企業をめぐむ環境の大きな変化を踏まえて、中小企業基本法の改正に際しては中小企業全体のあり方について十分な検討を行う必要があるということもございまして、実態を把握したり、関係団体の意見を把握したり、審議会における議論等を含めて、ひとつ十分な検討をしてこの問題に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○島委員 最後、もう恐らく五分ぐらいですので経済企画庁に申し上げるのですが、どうもこのところ、経済企画庁の言うことがいろいろ言い方をされております。大官発表だとか、言うことが信用できないとかいう話がよくされているわけでありまして、尾身長官自身も、よく様は散ったぞなんて言われて、ある意味で精神的な非常ないろいろな屈辱にも耐えられているのかなと思ふときもあるのですけれども。

きょう、質問は、例えば、確かに、私が不況になると宣言すると本当に不況になってしまうからそう言わざるを得ない、国のためにはそういうことを言わざるを得ない、そんなふうに思っておっしゃっているのかもしれない。だけれども、それは決して望ましい態度じゃないと思うのです。例えばパウルが崩壊したころ、日本経済が一九九一年四月ごろに不況に突入したと私は思うのですが、政府が不況入りと認めたのはその十カ月後だった。さらに、九一年の経済白書では、過去の

資産価格変動と個人消費の支出動向との関係を分析した上で、株価や地価の急落はあっても不況に陥ることはないという見方を示しているのです。これはもう過去として完全に検証された例を挙げている。

こういうようなことをいつまでも発表しては、日本経済にとって、あるいは政府の経済運営にとって決して望ましいことではないと私は思う。本当に大変だと思つても、言うべきことは率直に言えるということをつくっていかないと、いつまでもたつてもそれは水かけ論になるかもしれないし、その点について、尾身経済企画庁長官、どう思われますか。

○尾身國務大臣 島委員のお言葉を私としては大変温かいものとして受けとめさせていただきます。

経済企画庁といたしまして、就任以来、特に経済の実情についての正確な分析を客観的に行つて、それを正確に国民の皆様にお知らせすることが我々の責務であるというふうに考えておりましたが、いやくも大本営発表というようない批判を受けたというように、私自身としては特に注意をさせていただきました。

なお、今後の経済の動向につきましては、現在、審議をいただいております総合経済対策が経済にプラスの効果を持つということにつきましては、私自身絶対の自信を持っております。そのことによって、必ずそんなに遠くないうちに我が国経済は正常な回復軌道に乗ると確信をしております。

○島委員 経済企画庁が誠実な景気判断をするという姿勢がなければ、全く政策の信頼というのはいろいろな意味で崩れ去りますから、私も絶対の信頼を持ってそれを今後やっていただくようにお願いを申し上げます。そして、もしそれが崩れたらもっと厳しく追及しますので、よろしくお願い申し上げます。そして、最後に一言だけ申し上げますが、先ほど大蔵大臣は、物理的に株価の動向を知ることが

できなかった……(松永國務大臣「あのときは」と呼ぶ)あのときはとおっしゃった。例えばその姿勢がリーダーとしての姿勢なのです。リーダーが、大蔵大臣という日本経済の財政運営をしているリーダーが一体何に一番興味を持っているかというところが発信される。ニード・ツ・ノーといいますが、一体何を必要としているか、例えば株価が下がった、すぐにそれだけのことを秘書官にメモを入れてくれと言つておけばそれで済む話でありますから、そういうこともきちんとやっていたら、日本経済に、少しでも政策に信頼が置けるような形に一步でも二歩でも近づいてもらうことを、それが今足らないということを指摘しまして、質問を終わらせていただきます。

以上です。

○村井委員長代理 これにて島君の質疑は終了いたしました。

次に、金田誠一君。

○金田誠一 民主党の金田誠一でございます。きのう、時間が短くて途中で終わつたもので、その続きということで質問させていただきます。

まず、大蔵大臣にお尋ねをいたしますけれども、きのう総理にもお尋ねをいたしました。本来の財政法、財構法というのでしょうか、このあるべき姿といふんですか、私なりに考える点としては三点あるのではないかとということで問題提起をさせていただきます。

一つは、不況のときには財政削減を義務づけるべきではない、当然のこととして財政出動をして景気を回復させるといふ観点で財構法の中にあつてはかるべきだというのが一つ。もう一つは、それは逆に、好況時には、これはきのう総理もおっしゃつておりましたが、血のにじむような財政再建努力ということがこのときには可能になる条件が整うわけでございますから、そのときには厳しく財政を抑制する、自然増収は国債償還に回すような措置をとる、これが二点目。

そして、好不況にかかわらず財政のむだを排除する、そのために、例えば公共投資であれば、費用便益分析とでもいいますか、費用対効果の分析、こういうものがきちんとかあられてくるような、これにそぐわない事業は当然縮小なり中止なりされるような、そういう構造の財政構造改革法が本来ではないかということのきは申し上げました。

総理はこれについては否定はされなかったと私は思うわけでございます。余り積極的に受け入れでももらえなかったかなという気もしますが、改め、大蔵大臣といかがかということをお尋ねさせていただきます。

○松永國務大臣 委員が今おっしゃいましたように、きのう、その点についての質問を総理に委員はなさいました。それに対する総理の答弁は、第一点、第二点、第三点と三つに分けて委員は質問されたわけでありまして、それに対して総理は第三点から答弁をされました。

それは、いかなる場合でも財政のむだは省くべきである、その点はそれとおなじだという答弁をされ、そして、第一点と第二点につきましては、正面からはイエス、ノーじゃございませんでしたけれども、委員の主張、全然理解できないというのではございませんが、やはり、どういう指標を用いて、財政構造改革を停止するあるいは急速に加速する、こうしたメルクマールにするのだろうかといったようなことを考えますと、私は弾力案項を挿入していただくやり方が実態的には合うように思ひます。これが総理の答弁でありました。

○金田(誠)委員 好不況を問わず財政のむだを省くということには御賛同いただいたわけでございますけれども、財政法、財構法を見る限りでは、このことについて具体的に条文としての規定はないようでございます。それなりに省庁の内部ではされておられるのでしょうか、具体的な費用便益計算といふんですか、そういうシステムといふんですか、そういうものが別な法律、まあ法律

これは、総理も御同意いだいたむだの排除と
いうことでございますから、そうした観点から具
体的に、公になる形で、そしてだれもがわかる形
で、例えば諫早とか長良川とかいろいろなこと
がございましたけれども、共通のテーブルで、これ
が費用便益、費用対効果としてどうなのかとい
うことが議論し合えるような、環境アセスメント
とは別な観点で議論し合えるような仕組みをつ
くる、そういうことを御検討いただくといいこと
はできませんでしょうか。

○松永国務大臣 委員がおっしゃること、私も本
当にわからぬではないんです。好況時に思い切つ
た削減策をやり、そして不況時には厳しい削減策
はしないという物の考え方は、私は委員とそう
違つてはいないんです。

ただ問題は、過去の政治決定の流れからいうと、好況時に公共事業の削減とかそういった緊縮策というのはなかなかとれないというのが事実なんです。歳入がうんとあるのだからもつと公共事業をやれ、そういったことが過去の例なんです。大蔵省が一生懸命になって厳しい査定をしようにも、全般の状況が十分歳入があるという場合にはなかなか縮減というのは難しい。そういったことからいえば、この主要項目についてキャップをはめたということには、先ほどなたたからか評価をいただいたんですけれども、そこには効き目があるなというふうに感ずるわけであります。

今度の財政構造改革法の改正をお願いするに当たって弾力条項を入れたこと、これは景気対策をやるための措置であり、しかしながら、それをやる場合の条件というものには厳しく設定をし、そして最終的には国会で特例公債法で発行を許していただくという議決が必要なのでありますが、そういった措置で、厳しいときには景気対策をやる、

すなわち財政構造改革の推進を相当緩める、しかし好況時においてキャップを十分生かしていかにめるといふと改革がおくれる、こういふことでありまして、基本的な委員の御主張、きのう総理が答へられましたように、わからぬわけじゃないし、またそのことを考へての今回の改正法のお願いだだというふうに御理解を賜りたいと思ふんです。

○金田(誠)委員　好況時に財政抑制というのはなかなか難しいということについては次の質問で実は予定をいたしてございまして、それは次にまた質問をさせていただきますこととして、三点目の費用便益計算のシステムを検討する、今にわかにはここで断言とは申し上げませんけれども、共通のテーマで議論できるような、そういうシステムを御検討いただけないものか。むだを排除するということはこれはもう共通した認識でありますから、ぜひひとつ前向きな御答弁を賜りたいと思ひます。

○松永國務大臣　公共投資については、平成十年度の予算においても、ダムとかあるいはまた大きな農地の造成とか、そういうものについては相当中止ないし停止という措置をしたわけでありますが、いずれにせよ、公共事業を実施する場合には、費用対効果分析、それからコストの縮減、こういうことを厳しくやって、そしてむだがないように、これはもう当然のことだと思っております。

そこで、三年間のコスト縮減に取り組んできておるわけであります。建設コストの少なくとも一〇％以上の縮減を目指す、費用対効果分析の積極的活用などにより効率的な整備の推進をする、公共工事の再評価システムの導入、こういったものに取り組んで一層の効率的な実施を図っていく、同時にまた、むだを省く。こういう考え方で進めていかなきゃならないし、今そういうやり方で進めているところでございます。

○金田誠委員　これは、具体的に担当されるのは建設省ということになるのでしょうか。失礼をいたしました。

今の御答弁ですと、費用対効果分析あるいは再評価システム、そういうシステムがこれから形づくられていって、そして、どういう観点からどういうシステムができるか、それに基づいて議論できる、例えば謙早湾の費用対効果はどうなのかと、という議論が共通のテーブルでできるようなシステムをつくり出すということをおっしゃっているというふうに理解してよろしいですね。

○浦井政府委員　お答え申し上げます。

進とそのチェック機能の強化につきましては、平成九年六月三日の財政構造改革の推進についての閣議決定で決めているところでございまして、これは政府全体、事業執行官庁を含めて各省がやっていくということで、例えば建設省におきましても、平成九年度においては各種事業について、やや試行的なところもあるのですけれども、そういう努力をしているということでございます。

○金田誠委員 この問題で時間をとりたくないのですが、申しわけございません。

そういう評価システムとはいかなるものなのか。どういう立場でどういう評価がされてということと国民に公表をされて、その評価の結果もまた公表されて議論し合えるというシステムができるのですか、それとも省庁の内部でやっていますということにとどまるのですか。どちらなんでしょう。

○浦井政府委員　お答え申し上げます。
費用対効果の分析につきましては、これらにつ
きましては、客観性、透明性を確保するというこ
とで、再評価の結果の手続等を積極的に公表する
ということでございます。

○金田誠委員 公表されるというシステムがこれからできてくるということと理解をさせていた
だきたいと思います。

そこで、大蔵大臣、先ほど御答弁をいただいた、実際問題、好況時に財政を切り詰めて国債償還に回すというのは面倒でできていなかった、したがって今回キャップをはめるんだということでは

ございますけれども、そういう観点からすれば、財政構造改革法のつくり自体が本当にこれでいいのかという疑問をきのう来持つわけでございます。

今のそのキャブのかけ方は、好況だ不況だということに関係なくかかっているのではないですか。景気というものに着目をして、その観点からめり張りのきいた政策を打ち出せるような、そもそもそういう法律の構造になっていないということとを御指摘申し上げているわけでございます。

それともう一つ、好況時にはキャップをかけているんだと言いますけれども、補正というものがあって、これは、好況時に税収がどんどん上がってきた、追加で事業は幾らでもできる、ある意味ではしり抜けになりにかねない。不況時には抑制をするという法律になっていて、好況時にはしり抜けになりにかねない、こういう法律のつくりになっているのではないですか。

大藏大臣、今までそうだったんだからというふうにおっしゃるのであれば、つまりそのものを観点を要する必要がある。一律キヤップをかけるというものを一方でやっておいて、補正は全くオーケーですよとやってしまふ。そして、その補正の方は、今回の補正もそうですけれども、公共事業関係にしか補正というのはきかないわけですね。例えば児童扶養手当などというのは、小泉大臣、削りましたけれども、これを補正で復活する

なるといふのは不可能な話ですよ。そういう財政構造改革法なんです。キャップをかけて、補正でやれるのは公共事業関係、追加がきく部分だけというつくりなんです。

したがって、この財政構造改革法は欠陥がある

のではないかと、いうことを再三申し上げているのですが、再度御答弁いただきたいと思ひます。

○松永國務大臣　好況時において歳出の縮減等、これは相当努力はしてきたのですよ。例えば、過去においては好況時には特例公債の縮減をしたり、こういったことをしてきたことは事実なんです。また、一般歳出の伸びも好況の割には抑えて

きたというあれもあるのです。実績もあることはあるのですけれども、相当な苦勞をしてそれを実現してきたというふうに、努力した人がたくさんいるわけでありまして、それはそういう形に言い直させていただきます。

なお、全くしり抜けだという話がございましたけれども、実は全くのしり抜けにならぬように、二〇〇五年の目標年次の、三%以内に財政赤字を抑えるというところは残っておるわけでありまして、それを念頭に置きながらの財政運営をしていかなきゃならぬわけでありまして、景気の状態が大変厳しいときに補正で公共事業を追加するということは可能でありますけれども、しかし、最終目標年次における財政赤字の三%という目標、これは当然かかっておるわけでありまして、それを念頭に置きながらの追加策、公共事業についても。

そういったことになってくるわけでありまして、しり抜けというのは、ちよつと表現としては正確じゃないというふうに申し上げざるを得ないのです。

○金田(誠)委員 私に懸念をしておりますのは、この縮減目標も、単年度の財政赤字を目標として掲げてはおりますけれども、トータルとしての公債残高をどのように抑制していくかということが明確に決まっておらないわけでございます。しり抜けという言葉が適切かどうかは別にしまして、それが懸念をする一つでございます。

もう一つは、税収が好調になってくれば、赤字をつくらなくても公共事業はできるということになるわけでございます。したがって、好景気のときに本場に財政縮減努力というものに結びつくかどうか。大蔵大臣、言い直してはさましたけれども、現実問題として、好況時、税収がどんどん上がる、そのときにやれるかという話になりますと、そのときにやれるような網をこの財手法はかけておらないということを私は懸念をしております。

この問題は恐らく水かけ論になるでしょうが

ら、次に進ませていただきたい、こう思います。そこで、今の質問とも関連しますけれども、今日の財政破綻、大蔵省のパンフレットによると破局のシナリオと、非常に感情的な言い方ですが、衝撃的だと思いますか、私は余りこういう言葉というのは使ったべきではないかなという感じがいたしますけれども、大蔵省に言わせると破局のシナリオという状況になっているわけでございます。こうした財政状況を招いた原因は何なのか。

今回の財手法、財構法は、それに対する処方せんという意味合いを持たせようということでございます。いまよりから、まず原因を探り当てます。今の状況は確かにこういう財政状況でございます。したがってこういう処方せんですというふうにはなっているのですが、それでは一体どのような財政状況になった原因は何なのか。

先ほど大蔵大臣がいろいろおっしゃった、好況のときには抑制しにくいんだ、言われれば出さざるを得ないんだということではなかったのか。言葉をかえれば、これは放漫財政ということになるわけでございます。私はそう思いますけれども、今日のこういう国債残高、大蔵からいただいたパンフレット、一貫してふえてくるわけでございます。好況時で恐らく償還できるわけでもしてなかった、収支不均衡の予算を常に組んできて破局のシナリオを招いたということだと私は思います。大蔵大臣、いかがでしょう。

今日の財政破綻を招いた原因は何かということをお尋ねいたします。(松永國務大臣「大蔵省に答えさせます」と呼ぶ) いやいや、委員長、これは大臣です。大臣ですよ、これは。

○松永國務大臣 果次にわたって予算を編成してきたのは大蔵省の主計局の連中でありまして、その人たちが言われることが正確な答弁になるだろう、こう思っています。まず主計局の責任者にと申したわけでありまして、私にということでありまして、お答えいたします。

好況時に歳入の縮減というのは、相当やってき

たことは事実なのです。現在における批判からすればまだ十分だったということが言えるかも知れませんが、数字を言えば、昭和六十一年度から二年間の税収の増、これは、主として特例公債の増、それから地方交付税交付金の増、そして国債の増、こういうものに充ててきたわけでありまして、相当な努力をしたということでは認めていただかなければならぬと思うのであります。

現在の厳しい、悪化した財政状況、これは、パブル崩壊後の果次にわたる景気の下支え策としての公共投資の追加、これが一つあったと思います。さらにはまた人口の高齢化、こういったことの財政を取り巻く状況の変化、それから社会保障分野に見られるような政府の役割の増大に伴う歳出拡大、それからまた、大量の公債発行を続けてきた結果として利払い等に要する国債費が巨額に上っているということ、こういったものが構造的な要因として今日の状況になっておるというふうなふうに思っております。

○金田(誠)委員 大蔵大臣、大変率直な御答弁をいただいております。私は評価をいたしたいと思っております。本場に御本心で御答弁いただいているというふうに、本場に受けとめてございます。

その中で、実際予算を組んできたのは主計局だということお話をございましたけれども、実際はそうだとすると、これは言っていないことか悪いことかという気もいたしました。老練心ながら、本場にそのまま答弁を生かしておいてよろしいのかなというふうに思っているということだけ、まず申し上げたいと思います。

その上で、今、高齢化、パブルの後遺症対策、社会保障、利払い、いろいろよって来る原因を挙げられたわけでございますけれども、確かにいろいろな要素があつてこうなったわけでございます。何の意味もなく、なるわけではない。

そこで、お尋ねをしたいわけでございますが、いろいろな要素はあつたとしても、安易に国債

安易かどうかは別に、とにかく事実として国債に依存してきた。収支均衡ということをもっと強く意識してこなかった。この低成長に転化した段階で、非常に厳しい経済状況の中で財手法というものを手をつけざるを得ない、こういう状況を招いたことについて、この財政運用は適正であつたと思うかどうか。

私はやはり安易であつたということは免れないと思うのです。今となって考えればです。当時はよかれと思つて恐らくやつたのだらうと思ひますけれども、今となって考えれば、確かに景気の後退面もありましたけれども、もっと好況の時期もあつた。パブルの後遺症の対策とおっしゃいましたが、パブルの時期もあつたわけでございます。そのときでも、特例国債は発行はしてありませんけれども、建設国債は発行して、一貫して国債残高はふえてきています。一度も横になったことさえないわけでございます。

こうした財政運用を今となって考えれば、反省すること多い、適切を欠いた面もあるというふうには私は思うのですが、いかがでしょうか。

○松永國務大臣 委員も御承知のとおり、ここ二十年、三十年の間だけを考えても、実は二度にわたるオイルショック、大変なことでありまして、それを乗り越えていくために公債の発行をやつて、それで対策をうつてきた。それから、急激な円高という問題もありました。あの当時は、日本の製造業が大変な打撃を受けたことは事実であります。それを乗り越えるために特別な財政出動が必要であつた。そういったそのときそのときの国難ともいふべき厳しい経済状況を利用して、財政は多くの役割を果たしてきたということも実は事実だと思ひます。

最近のことは、パブル崩壊後のこの不況を打開するために、財政出動を相当大きくやらざるを得なかった。その効果がどの程度であつたかということについてはいろいろ異論もあるわけでありまして、発行した公債高に比例してその効果があつたかどうか、これはいろいろ異論もあるでしょう

けれども、とにかくそういう対策を打ったから日本の経済が、失業者が甚だしく増大するとか、あるいはまたその他の厳しい状況が表面に出てきたということなしに、厳しいながらも何とか乗り越えてきた。それは、そのときそのときに財政が手を打ってきたからだというふうに思うわけであります。

ただ、今になってみて、一〇〇%正しいことだけであつたかという、多少甘かった点が全くなかつたということまでは言い切つてはいかぬと思う。やはり過去に対する反省はしなければならぬだろうというふうに思います。

○金田(誠)委員 大蔵大臣、先ほどおっしゃつた、好況のときに、緊縮財政を組んで国債償還などという視点がなかつた。

確かに、おっしゃるとおり、そのときそのとき、バブルもあり、あるいは高齢化もありということに対応してきたということは私はわかります。わかりますけれども、その対応の仕方が、収支均衡というものを原則としてとらえて、それに向かつて最大の努力を本當にしてきたか。問題の先送りではなかつたか、ツケ回しではなかつたか。そして、その前提としては、一定の成長がこれから先も持続をするという前提があつたのではないか。その前提の置き方。

あるいは、その時々厳しさを本當に国民と一緒に受けて、どうこの削減努力をしていくかということがおろそかになつた。後年世代へのツケ回しということに結果的になつてしまつた。特に、好況時にも財政削減という観点が働かなかつたということ、国民に今痛みを求めるのであれば、きちんと国民ともども過去を振り返つて共通認識に立つべきだ、私はこう思います。

これも何度繰り返しても水かけ論になりそうのごさいますから、きょうのところはこの程度にとどめまして、次に移らせていただきたいと思います。

厚生大臣、せっかくおいでいただきましたから、通告した順序とは多少違つてまいりますけれども、

ども、社会保障関係費につきましてお尋ねをいたしたい、こう思います。

今日の不況はさまざまな要因が重なつて起きているわけでごさいますけれども、その一つとして、国民の生活に対する将来の不安感というものが非常に浸透してきているということがあつて、思ひます。そういう状況を招いた原因としては、医療あるいは年金という社会保障制度の信用、将来にわたる信用が揺らいできているということが私は大きな要因の一つだと思つておりますけれども、厚生大臣、この点の御見解、いかがでございますか。

○小泉国務大臣 いろいろな要因はあると思ひますが、今言つたような社会保障制度に対する不安が消費の低迷の原因だというように割り切れるのかどうか、私は疑問に感じています。

というのは、アメリカは、年金制度にしても医療保険制度にしても、日本の制度に比べれば国民はもっと不安を感じておると思ひます。日本の方が安定している、社会保障制度として、にもかかわらず、アメリカの消費は拡大しているということとを考えると、それだけでは割り切れないのではないかと、いろいろな要因がござんているのではないかと、いろいろ考へております。

○金田(誠)委員 いろいろの要因が重なつていて、ということはおもそのとおりだと思つております。そのいろいろな要因の一つに、特に年金を中心とする社会保障制度に対する信頼の揺らぎ、信頼の喪失というものがあるのではないかと、その辺の御認識がないのかということをお伺ひしているわけでごさいます。

日本人の場合、非常に貯蓄性向がもともと高いわけでごさいますし、老後あるいは病気のときにお会ひをしましても、言われるのはまずそのこととごさいます。とにかく年金、そして医療費が実際の支出としては三倍から四倍になつたということとを常に言われるということが一つの要因になつていて、のではないかと、いいとか悪いとかという評価は別にして、それも今日の消費支出の低迷の一つの要因になつていて、ということはお認めいただけないでしょうか。

○小泉国務大臣 一つの要因かもしれない。しかしながら、これはそれぞれの人の判断でありますから、これから年金制度にしても医療保険制度にしても給付と負担というものを両面見ていかなければならないということを考えますと、あるいは、年金にしても将来今よりも給付は若干抑制される、保険料も負担は低くなるという傾向が今のところ大方の考え方だと思つております。そんなつ場合に、給付だけ見て、給付が抑制されると消費が抑制されるかという必ずしもそうじゃない。経済全体の状況を見なきゃわからない。一つの要因であるという見方を私は否定するものではないと思ひます。

○金田(誠)委員 私がこのテーマを取り上げておりますのは、何も給付を削るなどか負担をふやすなどか、そういうことを申し上げようと思つていゝわけではないのです。客観的に事実と事実としてつかまへながら、何が一体最善なのかということとを、さまざまな選択肢を並べながら政府側と議論をいたしたいという観点でごさいますので、もし誤解があれば解いていただければありがたいと思ひます。

現在、医療保険、国民医療費というのでしようか、二十八兆、年金給付三十三兆ぐらいでしようか、合せて六十兆を超えるという、国民所得に對しましても十数%を占める膨大なウェイトを占めておるわけでごさいます。この制度が少し変わるといふだけでも、国民生活に影響を及ぼすかというところでごさいます。そういう観点からの質問をさせていただいてゐるわけでごさいます。

そこで、ひとつ厚生大臣にお伺ひしたいと思ひますけれども、旧来、社会保障というものは、いわゆる経済の効率性という概念からは相対立するものという受けとめられ方が普通ではなかつたかなと思つたわけでごさいますけれども、ここ数年

来、社会保障制度をどのようにつくつていくかというところが、国民所得の適正な配分、経済の効率性という観点から改めて見直されているということについて、今、文獻の一部を御紹介いたします。

もちろん御承知のこととは思ひますが、これは元厚生省にいらした千葉大学の広井良典先生、三十少しの方だと思ひます。まだ若い方でごさいますけれども、その方の最近の著書でございますけれども、ちよつと長いですが、済みません。

社会保障については、これまでは公平性の観点からの制度として理解され、論じられることが多かった。したがつて、その分、経済学者が経済学そのものの問題として社会保障について論じていることは比較的少なかつたし、仮に論ずるとしても、それは、まさに公平性の観点からの制度であるがゆゑに、市場経済の効率性とは対立するもの、ないし市場の効率性をその分損なうものとして理解されてきた。いわゆる国民負担率をめぐる議論なども、しばしば暗黙の前提とされてゐるのは社会保障についての以上のような認識である。しかしながら、近年では、イギリスなどを中心に、特に情報非対称性から帰結する市場の失敗の問題に着目し、そうした市場の失敗を是正するシステムとして、つまりむしろ効率性の観点から社会保障制度の意義を論ずる傾向が強くなつてゐる。

これが最近の傾向だと思つたわけでごさいます。ところが、財政法を見ますと、まず国民負担率ありき、そして福祉のキャップありきということとで連なつてゐるわけでごさいます。

これは最近数年の議論の傾向だと思ひます。例えばアメリカは、自由主義、自己責任にゆだねてゐる。しかし、医療費は、日本の対GDP比では倍の医療費になつてゐる。これが効率がいかとうと、私はそうではないと思つたわけでごさいます。効率という観点から新たに社会保障制度をどう見直すかというところだと思ひます。

そのことが、冒頭申し上げた、社会保障に対する信頼の喪失が消費支出に影響を与え、景氣に影響

響を及ぼしているのではないかとということに
がつてくるわけでごさいますけれども、財手法に
この観点がない。ないと私は思うのですが、これ
で果たしているのか。もつとこういう観点を含め
た議論ができるような財手法というもので本来あ
るべきではないかと思うのですが、大臣、いかが
でしょうか。

〔村井委員長代理退席、委員長着席〕

○小泉國務大臣 これからの社会を考えると、社
会保障制度を充実していくという方向はどうして
も必要だ。その際に、税金とか保険料とかあるは
自己負担というものをどのようにうまく調整し
て組み合わせていくかの問題だと思ふのです。

市場経済がすべてじゃない。市場経済にはよき
もあれば、反面、弊害もある。そういうことか
ら、私は、どの政党も政治家も、目指すのは福祉
国家の建設でありますから、この福祉国家とい
うこの理念から年金制度なり医療保険制度なりが
出てきた。これをやはり安定的に充実して運営し
ていくことは大変重要なことだ。

その際に、社会保障制度というのは経済の発展
を阻害するものではない、むしろ安定した経済運
営のためには必要なものだということを基本に置
きながら、それではどのように活力ある福祉社会を
築いていくかという問題だと私は思ふのでありま
す。

税がいかに保険料がいかにとすぐ議論をする
場面がありますけれども、私は、今の日本の社
会保障制度におきましては、税と保険との組み合
わせ、この組み合わせ、調整をどのように果たし
ていくのかがいいかという点で考えるのが望まし
いのではないかと。一方で税だけでやろうとい
う議論もあり得るけれども、むしろ、ここまで年金も
医療も介護も保険でやろうということでありま
すので、私は、これからの社会保障制度を考える場
合において、社会の仕組みとして、国民ひとしく
安定した生活を送ってもらうために、社会保障
制度というのは、経済全般にいい影響をもたら
すような社会保障制度でなければいかぬというふ

午前十一時五十二分休憩

午後一時五十二分再開

○中川委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

午後一時五十二分再開

○石井（警）委員 平和・改革の石井啓一でござ
います。

私の方からは、昨年成立をいたしましたこの財
政構造改革法、今回改正案が出ていますのでござ
います。その中でも見直すべき点がある。そのま
まにしているのではないかと、この点をまず指摘を申
し上げたいと思ふます。

財政構造改革法では、建設国債の発行枠、この
制限は極めて緩くなっております。目標年次にお
いて財政赤字がGDP比3%、それから同じく目
標年次の公債依存率を平成九年度に比べて低くす
る、こういう縛りはございしますが、それは目標年
次という、あるポイントにおける縛りでござ
います。もう一つ、集中改革期間。これはキャッ
プがはめられているわけでありまして、し
かし、このキャップも当初予算のみということ
でありまして、補正予算についてはキャップはか
からない。

したがって、建設国債に關しましては目標年次
までの間の発行枠というものは極めて緩い規定に
なっておりますが、その一方で、特例公債につ
いては非常に厳しい規定になっております。毎年縮
減をするということ、なおかつ目標年次にはセ
ロにする、こういうことでございします。

これは、財政再建のみを考えればこういったや
り方であるのもあり得ると思ふますけれども、
やはり、経済の運営と経済の再建のバランスをと
りながらこれを進めようということであるとい
ます。結果として、柔軟な、適切な財政運営を
妨げている、こういうことになっているのではな
いかと思ふわけでごさいます。私は、この際、
特例公債を毎年縮減する規定を外して、特例公債

と四条公債、これを合計した国債のトータルで財
政赤字をコントロールすべきではないか、こうい
うふうに考えますが、大臣の見解を伺います。

○松永國務大臣 御審議を願っている財政構造改
正法の改正法案の規定の解釈は、委員御指摘のと
おりであると思ふます。

今御質問のありました、建設公債と特例公債に
ついての区別を撤廃してどうかという御意見で
ございしますが、私が申し上げるまでもなく、委員
がよく御承知のことなんでしょうけれども、財
政法四条ですか、これは健全財政主義という立場
に立っているわけでありまして、したがっていま
し、四条公債以外の公債によって予算を編成し
ちやいかぬという健全財政主義であります。

なぜそこがそうなるのかということ、これ
また私がよく言う必要のないことでありますけ
れども、世代間の負担の公平という立場に立ちま
すという、将来世代も便益を受ける資産があ
る、それに見合うものであれば世代間の負担の不
公平ということはないであらうということから、
後世代の人も便益が受けられる資産として残る、
そういう公共事業に限って四条公債として建設公
債の発行を認めているというのが財政法の正確な
解釈であらう、こう思ふわけでありまして。

したがって、その反面解釈からいへば、見
合いの資産の残らない特例公債の発行について
は、将来世代への負担の先送りそのものであると
いうことになってくるわけでありまして、した
がつて、その発行は厳に回避すべきものである、
こういうことになっておるわけでありまして、そ
ういう考え方を踏襲しながら財政構造改革法はで
きておるといふふうに思ふわけでごさいます。

○石井（警）委員 現在ある財政法の規定があるか
らそうしなければいけないということではないと
は思ふますけれども、私は、この議論は恐らく財
政法の改正というのも含めた議論になると思ひ
ますが、おっしゃるのは、要するに、建設国債
は、四条公債は投資的な経費である、資産を残す
からこれは許される。赤字国債、特例公債は経常

的な経費である。このことから、善玉、悪玉というところでいえば、建設国債は善玉であり、赤字国債は悪玉である。こういったような分類かと思えますけれども、そもそもこれは、昨年の秋の財政法の特別委員会でも当時の民主党の議員の中から大分議論があったようでありますけれども、どちらにも借金であることは変わらないのです。

借金であることは変わらないということであれば、今この財政法の大きな趣旨が、国債の発行の総額をコントロールしていくということであるならば、私は、要するに、赤字国債をむやみに増発しろということを主張しているのではなくて、赤字国債と建設国債とトータルで管理すること、もう一つの意味の、経済の運営を柔軟化させるという意味では、私はぜひこれは真剣に考えるべき課題と思うのですけれども、その点どうでしょう。

○松永国務大臣 委員が今申されたようなことがいろんな方面で議論されていることは承知いたしております。我が党の中にもそういう意見をお持ちの方もいらっしゃるわけでございます。

ただ、私は、世代間の負担の公平を図るという観点、したがって、その観点からいえば、後世代の人も利用できる、そういうものとして資産が残る、その資産を建設するための資金については、これはいわゆる四条公債としての発行という形で特別公債とは異なった取り扱いをすることが、世代間の負担の公平という見方をとれば妥当な解釈ではないか。私はそう思っております。

○石井(啓)委員 その点であえて申し上げれば、建設国債で資産を残すからいいというものではなくて、これは、将来にわたって真に必要な資産でなければならぬはずですね。むだなものに使っていれば、これはもうどうしようもないわけでありまして、実は、そこら辺のチェックは、また別の議論として本来は必要だと思っておりますけれども、

では、これはちょっと質問通告はしていなかったのですけれども、欧米で国債の区分はどういう

ことになっているのでしょうか。政府委員の方から結構です。

○浦井政府委員 お答えいたします。

日本と同じように建設国債と赤字国債と区分しておりますのが、西ドイツが現にそうでございます。これは憲法上そういう規定がございます。(石井(啓)委員「ドイツじゃないですか」と呼ぶ)ドイツです。失礼しました。

なお、現在、ブレーア政権になってからのイギリスにおきましては、日本と同じような考え方を導入しようという動きがあると承知しております。

○石井(啓)委員 では私の方から紹介しますと、アメリカではございませぬ、建設国債、赤字国債の区分。それからフランスも、イギリスは、法律上はないのだけれども、ブレーア政権になってからゴールデンルールというのを設け始めた。ただし、このルールでも、単年度ごとの厳格なものではなくて中期的な観点からやる、なおかつ不況期においては短期的に投資的経費を超える借り入れが行われても大丈夫だということから、柔軟な規定になっております。

また、ドイツについては、確かに建設国債、赤字国債の区別はあるのだけれども、ただ、法律上、例外的に赤字国債の発行も認められておりまして、我が国のように、毎年公債発行特例法を成立させて、それで特別公債を発行するというような厳しい規定になっているのは、我が国が唯一、唯一といえますか一番厳しい規定になっているのではないかと思います。

欧米での事例を考えても、赤字国債、建設国債の区別をなくすかというのとはまた別の議論にはなりますが、少なくとも財政赤字をコントロールするという観点では、赤字国債、建設国債をトータルで管理をする。私は、こういうやり方は、もう一度確認しなくても、真剣にやはり考えるべき課題ではないかと思うのですが、どうでしょう。

○松永国務大臣 私は、財政法四条の考え方、すなわち健全財政主義、それから世代間の負担の公

平という観点からの、真に後世代のためにも役に立つ、そういう資産として残るものを整備するための建設公債とそうでないものとはやはり差があるという、現行財政法四条の考え方が堅実な考え方であろう、そう思っております。

いろいろな議論があることは承知しております。すなわち、元利償還ということからいえば同じであるということ等からいって、それはそうなんでありませぬけれども、やはり、健全財政主義という原則、それから世代間の負担の公平という立場、それは重視すべきであるというふうに私は思っております。

○石井(啓)委員 これは水かけ論になりますので、また今後も引き続き議論をさせていただきたいと思っております。

もう一つ。そもそも、財政構造改革法の目標年次が二〇〇三年度になっていたのですが、この目標年次を今回二〇〇五年にするわけですけれども、この当初の二〇〇三年という目標年次の設定がどうだったのか、無理があったのじゃないのか、こういう考え方もありますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○浦井政府委員 お答え申し上げます。二〇〇三年の目標年次の設定に無理があったのではないかと御質問でございますが、経緯を申し上げますと、実は、おとしの十二月十九日の閣議決定、財政健全化目標におきましては、二〇〇五年までのできるだけ早期に、国及び地方の財政赤字対GDPを三%以下にするという閣議決定をしたわけでございます。

他方、財政構造改革会議の議論の中では、むしろ、これではスピードとして遅いのではないかと議論がございました。それから、そのスピードにつきましては、諸外国もやはり相当なスピードで財政赤字の解消が進んでおりました。

そういう議論の中で、二年繰り上げて二〇〇三年ということになったわけですが、これにつきましては、昨年、この財政法の御審議の段階で政府の方から提出した試算におきましても、

毎年度、年々一兆二千五百億円ずつ国債を減らしていけば目標年次を達成するのではないかとということで、当時としては、これは可能であると考えたわけでございます。

○石井(啓)委員 目標年次の議論はまた後ほどさせていただきます。

それでは、今回の改正につきまして伺います。まず、今回の改正、特別公債の毎年縮減を弾力化をする、特別公債発行枠の弾力化、この発動の基準でございますが、これは改正案の第四条第二号で、著しく異常かつ激甚な非常災害の発生または国内総生産の伸び率の低い状態が継続する等の経済活動の著しい停滞が国民生活等に及ぼす重大な影響に対処するための施策の実施に重大な支障が生じない限り、こういうふうになっております。

この中身については、四月二十四日の財政構造改革会議で事例等が挙げられているわけですが、私、確認のために、これをそれぞれお答えをいただきたいと思っております。

まず、「著しく異常かつ激甚な非常災害」というのが、阪神・淡路大震災に相当する災害というふうにしておりますけれども、この相当というのはどういう趣旨であるのか。これを確認したいと思います。

○浦井政府委員 先生御指摘のとおり、「著しく異常かつ激甚な非常災害」につきましては、阪神・淡路大震災級の極めて大規模かつまれに見る災害を念頭に置いているところでございます。

具体的には、死者あるいは行方不明者、負傷者、避難者等の罹災者が多数発生し、それから住宅の倒壊等の建物の被害が多数発生し、交通やライフラインが広範囲に途絶し、これらの被害により地域全体の日常生活や業務環境が破壊された状況に陥るような災害であると考えておるところでございます。

○石井(啓)委員 わかりました。続いて、「経済活動の著しい停滞」ですが、これは三つのケースが挙げられております。

一つは、直近の二四半期連続で実質GDP成長率が一%未満の場合。これはよくわかります。

二つ目のケースで、直近の一四半期の実質GDP成長率が一%未満であつて、かつ当該四半期後の消費、設備投資、雇用の指標が著しく低調な場合。このケースでございませうけれども、消費、設備投資、雇用の指標としてどういう指標を用いるのか。そして、著しく低調というのはどういう判断基準があるのか。この点について確認をしたいと思ひます。

○浦井政府委員 お答え申し上げます。

消費、設備投資、雇用の指標が著しく低調な場合でございますが、消費につきましては、家計調査をもとにして経済企画庁においてつくつております消費水準指数、それから設備投資については資本財出荷指数、雇用につきましては有効求人倍率を基本的な指標として用いることを考えております。(石井)委員「判断基準」と呼ぶ

まず、消費水準指数でございますが、これは、月々の一世帯当たりの消費支出金額を四人世帯及び一カ月当たりの平均日数、これは三百六十五日を十二カ月で割った三十・四日と……(石井)委員「いや、定義じゃなくて、この指標がどういふふうになったらこの著しく低調か」と呼ぶはい、わかりました。

これらの三つの指標につきまして、三カ月ごとの、その前期に對しましてマイナスになるといふものが少なくとも二つ以上あるようなケースを考えておるといふことでございます。

○石井(警)委員 そうしたら、今おっしゃった三つの指標を、直近三カ月とその前三カ月とを比べて、その指標のうち二つマイナスであればこういうケースに該当する、こういうことですね。わかりました。

それでは、もう一つでございますけれども、直近の実質GDP成長率は今言いました二つのケースのような状態にはないけれども、予見できない内外の経済ショックによって急速に経済活動が停滞状態に陥る場合。この予見できない内外の経済

ショック、これは例えばどのような事態を想定しているのか。この点について確認をしたいと思ひます。

○浦井政府委員 この規定は、まさに予見できない内外の経済ショックということで、上の二つの要件につきましては、少なくとも一四半期あるいは二四半期のQEが出てくる状況でございますが、このような実質GDPの成長率のQEが公表されていらない、つまり、QEが出るまでは大体二カ月半時間があるわけですが、これを待たずして早急に講ずる必要があるという場合が考えられるわけでございます。

そのケースというのは非常に少ないのではないかとと思ひますが、例えばのケースとして、石油ショック時のケースを見てみますと、これは昭和四十八年の十月から十二月にかけての石油価格の高騰に伴ひまして、昭和四十九年の一―三月の実質GDPの成長率はマイナス一・三・一%を記録したわけでございます。

ところが、その前の四十八年の七月九月が前期比一・一七、十一月は五・〇四%ということでございます。少なくとも十一月十二、七月九のQEを見て限りの足元の石油ショックの状況というのとはわかないということ、このような石油ショック時のようなケースにつきましては、QEの数字は出ていないわけですが、まさに予見できない内外の経済ショックというやうな状態ということで、少なくともそういう状況があつた場合には、何らかの、赤字国債を削減しなければならぬという規定に抵触するやうな対策を打つことを検討することが許されるケースに当たるのではないかと考えております。

○石井(警)委員 それでは確認しますけれども、昨年の秋の時点、アジアの経済危機が勃発しておつた、なおかつ我が国の金融機関の大型金融破綻が相次いでいた状態。こういった状態は、この内外の経済ショックに当たるのでしょうか。

○浦井政府委員 昨年の秋の状況がこの三号に当たるかどうかという御質問でございますが、少な

くとも当時の段階では、QEの数字を待たずしてすぐに対策を打たなければならぬ状態であるといふやうなことに当たらないのではないかな、これは私の私見でございますが、と考えます。

○石井(警)委員 いや、それは私、どうかと思うのですよ。

というのは、都市銀行がつぶれるなんというのは、昭和恐慌以来の、いわば七十年ぶりの大変な事態なわけですね。そういう状況がこの第三項目に当たらないとなると、ほかにどういふ事態があるのかしら。ちよつと私はそれは非常に疑問なんです。それは主計局長の個人的な判断というのだけれども、それで果たして本当にいいのでしょうか。もう一度ちよつと答弁いただけますか。

○浦井政府委員 正確に御答弁をもう一度申し上げますと、この財政構造改革会議の決定の中で、この部分につきましては、直近の実質GDP成長率は①②のやうな状態にはないが、予見できない内外の経済ショックによって急速に経済活動が停滞状態に陥る場合等①②に匹敵する状況」といふこととございまして、数字的には①②の要件に該当するわけですから、むしろ、二四半期一%未満、あるいは一四半期一%未満でかつ消費、設備投資、雇用の指標が著しく低調な場合、振り返ってみるとその数字に該当することになるといふことだと思ひます。

〔委員長退席、村井委員長代理着席〕

○石井(警)委員 ちよつと今の説明はよくわからないのですけれども、今から振り返ってみるとその当時はそういう状況だったといふことなんだけれども、ああいう事態自体が内外の経済ショックに当たるのかどうか、そのことを私は今確認したいのです。

昨年の秋のやうな状況が起きたとき、これが、①②には当たらないけれども、③に当たるやうな事態だと判断をするのかどうか、この点を確認したいのです。

○浦井政府委員 昨年の秋のやうなケースが発生したときに、この法律上の「経済活動の著しい停

滞」といふ要件に当たるかどうか。つまり、これの要件に当たつた場合には、これはいわゆるトリガーになるわけでございます。その結果、すぐに対策を打つとか、あるいは赤字国債を減らさなくといふこと、この判断は、さらにその後の判断になるわけでございますけれども、いずれにしても、そのような事態が発生したときにこの要件に当たるかどうかというの、最終的にはこれは、少なくとも一時的には予算編成権を持つ政府、内閣で議論し、判断されることにならうかと思ひます。

○石井(警)委員 では、大蔵大臣、どうでしょう。

内閣の一員である大蔵大臣は、昨年の秋のやうな大型の金融破綻が相次ぎ、なおかつアジアの経済危機が勃発している、こういった状況が内外の経済ショックといふやうなことに該当するかどうか、大蔵大臣としての見解を伺いたいと思ひます。

○松永國務大臣 今主計局長が答弁したこと趣旨は同じであります。要するに、予見できない内外の経済ショックによって急速に経済活動が停滞状態に陥る場合等①②に匹敵する状況であるかどうかといふことを内閣が全体として判断をして、その上で対策を立て、その上で、結果的には特例公債の発行あるいは補正予算、こういったものの国会への提出をして、国会の最終判断を仰ぐ、こういうことになるのだと思ひます。

○石井(警)委員 これからはそういうことになると思ひますけれども、今から振り返つて、あのときとどういふ判断をすべきであつたのか、こういうことを聞きたいのですけれども、これは恐らく責任をまた追及されると思つてなかなかお話ししなかつたお答えが出ないのかと思ひますが、ちよつとこればかりやつていまして時間があれますから。

それでは続きまして、今トリガーとおっしゃいましたけれども、この第四条第一号の規定では、著しくかつ激甚な非常災害の発生とか、あるいは

経済活動の著しい停滞が国民生活等に及ぼす重大な影響に対処するための施策の実施に重大な支障が生じない限り、この国民生活等云々、この文言はどのように理解をすればいいのでしょうか。

○浦井政府委員 この規定でございしますが、まず、ある年度において特例公債の発行額を前年度より縮減するとすれば、それが、経済活動の著しい停滞が国民の生活等に及ぼす重大な影響に対応するための各種の施策の実施が困難となる。そうしたときを除いては特例公債を縮減するという意味でございします。

○石井(啓)委員 非常にわかりにくくお答えをいただきましたが、では、要は、異常な非常災害あるいは著しい経済停滞が起こったとしても、それで自動的に弾力化措置が発動されるということではないということですね。ちよつとその点。そういった著しい経済停滞あるいは非常災害が起きて、それでどういう事態になった場合にこの弾力化措置が発動されるのでしょうか。

○浦井政府委員 例えは、今のような経済状況にありまして、当面の景気の回復と、それから景気回復の足かせとなっている不良債権の本格的処理が強く求められているところですが、このために社会資本の整備だとかあるいは減税による国内需要の拡大や不良債権問題を本質的に処理するための総合的な施策の実施が必要である。そのときに、この施策の実施に必要な歳出の追加等を提案すると同時に、その場合に、その財源として特例公債の発行を行い、その結果として特例公債の縮減ができなくなる。そういうケースをこの法律において念頭に置いてあるわけでございます。

○石井(啓)委員 このような、著しく異常かつ激甚な非常災害だとかあるいは著しい経済活動の停滞、こういった異常事態が起きてもおかつまだみずから手足を縛っているわけですね、自動的に外れるわけではありませんから、そのことについてちよつと私は疑問なんです。

といひますのは、弾力化措置の発動をちよつと必要ない対策を打ち出せないということが

あるのではないか。逆に言うと、自動的にこういったケースで弾力化措置を外すかどうかという支障があるのか。自動的に外れても私は一向に構わないのではないかとと思うのですけれども、その点、どうでしょう。

○浦井政府委員 直近二四半期連続で一%未満等々の、要するに経済活動が著しい停滞に陥った場合に、政府として、そのような経済状況におきまして経済対策を打ち、かつ特例債の縮減をしないうというような経済対策を打つ必要があるかどうかというの、単純にただ二四半期一%未満が続いたからといって、その経済状況の水準によってまた異なるうかと思ひますし、その時々状況、それがいかん国民生活に深刻な影響を与えているか等総合的に勘案して、政府としてやはり対策を打つべきだと判断し、その結果補正予算を出す、そういうことでございしますので、直ちに、単純にこの指標に当たるからといって政府は対策を必ず打たなくてはならないものではない、それはそのときの経済状況を総合的に勘案するということだと思ひます。

○石井(啓)委員 これは本来総理に聞くべきだったところかもしれないけれども、弾力化措置を外すということと対策をとるということはイコールではありませんか、弾力化措置は外しておいても、別に特例公債を増額して補正予算等組まなくてもこれは構わないわけだから。私は、ある意味で、こういった異常な状態になつても政府がまだみずから手足を縛っているというの、よほど財政秩序に対する自信がないのかなといひますか、そういうのを感じるところであります。これは本来は総理に問ひだしたいところなんですけれども。

それでは、この弾力化措置が発動される。一度発動されるとこれがいづまで継続するのか、逆に言うと、いつこの弾力化措置というのは停止になるのか、この点について確認したいと思ひます。

○浦井政府委員 これは、例えは今の経済状況におきまして今回総合経済対策が打たれ、これに

よつて景気が回復した場合には、少なくとも特例債が前年より減らなければならないという部分は今年度まででその効力は失われる。逆に、景気がずっとさらに悪くなつて、それが続いていつ、さらに補正予算だとかいう話になり、それが年度を越えて来年まで行った場合には、その状態がさらに続いているということでございますので、その都度判断していくということにならうかと思ひます。

○石井(啓)委員 そうすると、確認いたしますと、一度弾力化措置が発動されると、その発動された当該年度中はその措置は継続されるということですね。もう一回言うと、今回の補正でこれが発動された場合、仮に今年度中に二次補正があるとなれば、その補正というのは特例公債の発行枠はない、こういうことにもなりますね。

だから、ある年度で発動されればその年度中はその当該措置は継続される。一回その発行枠を外してしまえば、その年度は別に枠の規定がないわけですから、その年度の中においては特例公債の発行枠はなしということ年度末までそれはあります。継続されるのだ、こういうことだと思ひます。その点について確認したいと思ひます。

○浦井政府委員 お答え申し上げます。

例えは、十年度の補正予算におきまして、赤字国債、特例債は前年度よりもマイナスにならないわけでございます。ですから、要するに、この法律によつて特例債の発行額がふえることになるわけです。この法律案をお認めいただき、補正予算案をお認めいただきますとそういうことになるわけでございます。ですから、そうすると、仮に景気が回復してこのような状態がなくなったとしても、その部分をもとへ戻ることというのはあり得ないわけでございます。

○石井(啓)委員 そうすると、ではもう一度確認をしますと、一回弾力化措置を発動した場合に、それを次の年度も継続してやるかどうかは翌年度の当初予算を編成するときに判断するということですね。だから、この法律が通つて今回の補正で

弾力化措置が発動された場合、十年度中はそれは継続される。十一年度もやるかどうかは、当初の予算編成することしの年末にそういった状況かどうかを判断する。こういうことでよろしいですね。

○浦井政府委員 各年度の予算編成に当たつては、その段階で入手し得る最新の経済情勢等を踏まえつつ予算編成を行つていくということにならうかと思ひます。

○石井(啓)委員 わかりました。

そういったしますと、続いての質問ですけれども、当初予算を編成するときに、来年度とは限りません、毎年の当初予算を編成するときに、弾力化措置が必要だ、こういうふうな判断をした場合、主要な経費に係るキャップというのはどうなるのでしょうか。

○浦井政府委員 キャップについては法律上定められていてございしますので、今定めているキャップは、今回お願いしております十一年度の社会保障を除きましては既に定められているキャップの中でございます。

○石井(啓)委員 今質問した点は、私、今回の改正の一つの欠陥ではないかと思ひます。

といひますのは、今回の改正では、特例公債発行すなわち歳入の弾力化は可能としているのですけれども、集中期間においては当初予算の歳出の弾力化は可能になっていないのです。ですから、来年度、十一年度当初予算のときに、予算編成時に弾力化の措置が必要だと発動されても、キャップがかかっているから適切な経済対策がとれないということになるのです。そのとおりじゃないのでしょうかね、大臣、どうですか。

○松永国務大臣 これも、きのうも議論になったところでありまして、財政構造改革法の規定、それから改正法案の規定では、委員御指摘のとおり、キャップそのものは社会保障関係費を除いては変動がないわけでありまして、今委員がおっしゃつたようなことになるといふ解釈が正しい解釈だろう、こう思つております。

○石井(警)委員 いや、だから大臣、それは問題じゃないのかということも聞いていたわけですよ。十一年度当初予算の編成時に弾力化措置が必要だというふうな判断をしたとしても、キャップがかかっているから予算が上積みできないわけですよ。

だから、もう少し言うと、来年度の予算で、当初予算を組むときに弾力化措置が必要だということになると、特例公債を財源とする減税等は可能になるわけですが、逆に、今度は公共事業は上積みできないということになるのですね、当初予算で。そうすると、ことしのうちに、当初予算を設定しておきながら、またすぐに補正予算で公共事業を上積みする、こういうふうにせざるを得なくなってしまうのです。これはまさに財政法二十九条に反することじゃないでしょうか。

○松永国務大臣 その点もきのう岡田先生からきりぎり質問を受けたところでありますが、その点は、まさにそれは工費について削減というのですか、その検討、あるいはまた費用対効果の考え方の一層の徹底、そういったいろいろな工夫を凝らして、そして財政構造改革法の定めた規定の中でいろいろな工夫をして対応するというのが、この法律及び改正法案の規定からいえばそうなるわけでありまして。

○石井(警)委員 いや、大臣、工費の削減とかおっしゃいますけれども、それは来年度の当初予算のときではそんなに大きな効果は出てこないのじゃないでしょうか。今建設省でも、いろいろな工事単価の削減等を検討されているようでありますけれども。

大幅に公共事業を上積みしなければいけない、例えば非常な災害が起きた、だから当初予算のときから公共事業を上積みしなければいけないとしても、できないのですよ、この法律では。それが非常に問題ではないか。このことを言っているわけですから、どうです。

○松永国務大臣 異常災害等の場合に、災害復旧事業をうんとふやさなければならぬという事態が

あった場合にどうするかという話でございますか。(石井(警)委員「そういうことも含めまして」と呼ぶ) いや、そういう場合には、異常災害に対する対策を、財政構造改革法の許す範囲内で重点的に予算編成せざるを得ない、こういうことに法解釈上はなると思っています。

○石井(警)委員 私が主張したいのは、今回は特例公債発行枠の弾力化だけなんでありまして、それだけではなくて、法の施行そのものを運用停止した方が経済状況に応じた適切な財政運営が可能になるのじゃないですか、このことを申し上げたいのです。どうでしょう。

○松永国務大臣 これまた水かけ論になるような形で恐縮でございまして、いつも言っておりますように、財政構造改革の必要性は変わらないという考え方でありまして、凍結すれば必要性を凍結したみたいなことになるおそれがありますので、我々としては凍結という態度をとるのは適切と思わない、こういうことになるわけでは。

○石井(警)委員 いや、私が申し上げたのは、今回のトリガー、弾力化措置ですね、こういったケース、いわば非常災害だとか著しい経済停滞、こういったことが起きたというケースにおいて、特例公債発行枠の弾力化ではなくて、法の一定限の運用停止、こういうふうにした方がいろいろな意味で柔軟な適切な経済運営ができるのじゃないですか、このように主張しているわけですから、その点についてお答えをいただきたいと思っております。

○松永国務大臣 財政構造改革法自体の停止という意味じゃないのです、そうすると。(石井(警)委員「いや、そうです。財政構造改革法の停止です」と呼ぶ) 財政構造改革法の停止ということになりますと、財政構造改革を着実に進めるといふ基本的な精神をしばらく停止するということになりますので、我々の考え方としては適切ではない、こう申し上げているわけではございません。

○石井(警)委員 いや、私は財政構造改革法を廃止するということに言っているわけではなくて、著しい経済停滞のときにある期間だけ停止したらどうか。期間が終わったらまた発動すればいいわけですからね。一たん廃止して、やめると言っている議論ではないのですよ。だから、財政再建を否定しているわけではないのです。そういう著しい異常な事態においてはその期間だけ停止するということでもいいんじゃないのかということをおっしゃっているのです。

財政再建を否定しているわけではない、廃止しろと言っているわけではないのです。一定期間停止したらどうかということをおっしゃっているのです。

○松永国務大臣 同じことの繰り返しになりますけれども、財政構造改革の必要性は変わらないから、一時的にでも財政構造改革という旗をおろすわけにはいかぬ、こういうことを申し上げておるわけでありまして。結局、考え方の相違かなという感じがいたします。

○石井(警)委員 それでは、もう一つ提言しますけれども、私は、少なくともこの特例公債発行枠を弾力化するような事態が生じた場合、キャップもそのとき外したらどうかと思うのですよ。キャップを外して、私、キャップを全部否定するものではないけれども、それを次年度以降に先送りする、先延ばしする。特例公債発行枠を弾力化する期間についてはキャップを外すというふうにしたらどうですかね。そうすれば、私は随分柔軟な財政運営ができると思うのですよ。

○浦井政府委員 お答え申し上げます。お配りしてあります中期財政試算でも明らかに、現行法上のキャップを前提としたとしても、この目標を達成するための毎年度毎年度の要調整額は大変膨大なものがあるわけではございません。したがって、二〇〇五年の目標に向かって財政構造改革を進めるといふためには、キャップを外すことは困難ではないかと考えます。

○石井(警)委員 では、私は、本来はこの数年は集中改革期間ではなくて、集中経済再建期間である、このことをやはり主張しておきたいと思いま

す。水かけ論になりますから、次の質問に移ります。

それでは、平成十一年度の特例公債の発行限度額は幾らになりますか。

○浦井政府委員 十年度の補正後予算におきまして特例公債発行額が九兆一千四百億円でございまして、十一年度予算における特例公債の発行額の上限は九兆一千四百億円でございまして、このことにならうかと思っております。

○石井(警)委員 大臣、恐縮ですが、この財政事情の試算という表をお持ちになつていらつしやいますか。お持ちになつていなかったらお渡しします。

それでは、皆さん、お持ちになつていらっしゃる方はいらななつていただきたいと思います。財政事情の試算では、平成十一年度の公債金は十四・五兆だけれども、この内訳は、四公債が八・四兆で、特例公債は六・一兆。すなわち、十一年度以降の特例公債の減額というのは、十年度当初予算の七・一兆をベースにして引き下げていっているのです。これは、下の注の6を見ていただきますとそういうふうになっていますけれども、何で補正後の九・一兆から減額をせずに、十年度当初の七・一兆から減額をする試算を行っているのでしょうか。

○浦井政府委員 十年度補正予算における二兆円程度の特例公債の増発は、特別減税の実施等の単年度限りの特殊要因によるものでございまして。こういうものは十一年度以降にはなくなるわけではございますので、そういう特殊要因を除いた十年度当初予算ベースをむしろ基本とすることが適当であると考えています。

○石井(警)委員 そうすると、確認しますと、先ほど十一年度の限度額は九・一四兆円ということでしたから、今、十一年度の試算では六・一兆円ということ、試算上は三兆円の発行余裕枠があるということですね、十一年度。この点について確認します。

○浦井政府委員 少なくとも九兆一千億円で

発行できるということでございます。

○石井(啓)委員 それでは、それを確認した上で次の質問に行きますけれども、今回二〇〇五年度に目標年次を延ばしているわけでありまして、二〇〇五年度に延ばす必要性というのはどうしてでございますか。

○浦井政府委員 お答え申し上げます。

今回の総合経済対策の実施に伴いまして、各般の施策を講じ、それに伴いまして国債費の増加等がございます。それらを念頭に置きまして、最終的には歳入歳出の要調整額の数字を見つつ、かつ、単純計算でございますけれども、目標年次まで毎年度どの程度特例公債を減額しなければならぬか、そういうことを総合的に勘案いたしました。むしろ二年延ばすことにより特例公債の減額幅はこれからは約一兆円程度で済むということ、二年程度延ばすことが適当ではないか。

それから、おとしの十二月の当初の閣議決定におきましても、二〇〇五年度までに三％目標を達成するという方針もございましたので、それに合わせて二年延ばすということにしたわけでございます。

○石井(啓)委員 先ほど確認したところ、十年度の補正後の九・一兆円をベースにして引き下げていくのであれば私は多少わかるのですけれども、十年度当初予算の七・一兆円をベースに引き下げていくわけですね。実は、十年度当初予算のときの試算を見ると、この当初の七・一兆円を、毎年一・四兆円ずつ五年間かけてゼロにしている。今回は一兆円ずつ減らして七年。それだけ傾斜を緩くしているということだと思ふのですが、十年度当初のとき一・四兆円ずつ減らすというふうな、そういう意気込みで臨みながら、何で一兆円ずつというふうな緩めてしまったのか。この点は疑問に思っています。

もう一つ指摘をしますと、目標年次においては、特例公債をゼロにするのと同時に、GDP比三％以内におさめますよね、財政赤字を。この試算を見ても、二〇〇三年度には確かに三％以上に

なっているのですが、二〇〇四年度、十六年度には三％以内におさまっているのですよ。だから、その目標は一つクリアできます。なおかつ、公債依存度も平成九年度より下がっていますから、この目標もクリアできています。したがって、十年度当初予算の七・一兆円を一・二兆円ずつ六年間で減らせば、平成十六年度には十分目標は達成できるわけですね。

そういう意味で、私は二年を先延ばす必要性がわからない。この点についてはどうですか。

○浦井政府委員 先生御指摘の、国、地方の財政赤字の対GDP比は、確かに試算上は二〇〇四年度において三％を割るという数字になっておるわけでございますが、これはあくまでも特例公債も毎年毎年一兆円ずつ減らしていくという前提でやっております。

したがって、この財政事情の試算の要調整額という欄を見ていただきますと、実は、もし公債を予定どおり減額するとしたならば、この要調整額の欄にお示ししてありますように、膨大な金額のものを歳入歳出の両面から処理していかなくてはならないということでございます。それはもちろんやらなくてはならないわけでございます。そういう意味で、この要調整額の処理はやらなくてはならないのですけれども、処理しなければならぬのですけれども、大変な作業になると考えております。

そういう前提の上で、非常に理想的な形でいったとすると、財政赤字のGDP比は二〇〇四年度に三％を割る。ただ、さきながら、特例公債はまだ一兆円この年は残っているということでございます。

○石井(啓)委員 いや、私は、目標年次に関しては合理的な必要性、理由というのがどうもわからないのです。むしろ、弾力化措置を実施する年度に応じて目標年次を先に延ばした方がよっぽど合理的じゃないか。弾力化措置を実施する年度が一カ年度であれば目標年次を一年延ばす、それが二カ年度あるとすると目標年次を二年延ばす、こ

の方がよっぽど説明が合理的じゃないでしょうか。

○浦井政府委員 目標年次を二〇〇五年度までに延ばしたわけでございますけれども、おとしの閣議決定におきまして目標年次二〇〇五年度にしました。

そのときの理由と申しますのは、平成十七年度以降、戦後生まれのベビーブーム世代が六十歳を迎えることになるということ、それから平成七十年のG10のデイトにおきまして、このころにおいて我が国においては貯蓄率が顕著に低下し始めると予想されていることから、平成十七年度ころが我が国の社会経済構造のターニングポイントであると考えられまして、遅くともこの年度までに財政健全化目標を達成する必要があるということ、二〇〇五年度というものを定めたということでございます。

○石井(啓)委員 いや、その二〇〇五年度の意義というのは私もわかるのですけれども、でもそれは、もう、そもそも昨年法律を成立させたときにそうだったわけですね。

ではお聞きしますけれども、今後、二〇〇五年度という目標年次をさらに延ばすということはないのでしょうか。その点について確認します。

○松永国務大臣 これは午前中も申し上げたわけでありまして、二〇〇五年度に延ばすことの改正案を御審議願っておりますから、御審議を願っております段階に、また延ばすことがあるかもしれないということ、これは絶対口にはできないことなのであります。延ばすことはありませんとお答えするしかありません。

○石井(啓)委員 いや、確かに大臣の建前的な答弁ではそのとおりだと思いますけれども、ただ、弾力化措置はいつでもこれは発動できるわけじゃない。ですから、今後、弾力化措置がどれくらい発動されるかわからないわけですね。わからない時点において、決してないということが言えるんですか。その点について、私は非常に疑問な点です。この弾力化措置が適用されるような事態

が今後続くということになると、目標年次をおのずから延ばさざるを得なくなるんじゃないですか。どうですか。

○松永国務大臣 弾力化措置というのは、もう委員よく御承知のとおり、特例公債発行額を前年度よりもふやさない、前年度よりも減らすということについてのこの枠を、特別の場合にのみ外した上で適切な対策を打てるようにさせていた。そのためのことでありまして、年次を延ばす云々のことについての弾力化措置という規定はないわけでありまして、そういう法案の審議をお願いしているときに、仮定の話としても、延ばすことがあってもいいけれども、そういうことを申し上げることは大変よくないことだと思っておりますので、午前中も、石にかじりついてもその実現に向けて最大限の努力をするのが私どもの立場です、こう申し上げるしか申し上げようがありません。

○石井(啓)委員 それでは、この点についてもっとじっくりやりたいのですが、質疑時間終了ということでありまして、また、機会があればしっかりとやらせていただきたいと思います。終わります。

○村井委員長代理 これにて石井君の質疑は終了いたしました。

次に、太田昭宏君。

○太田(昭)委員 平和・改革の太田昭宏です。

今、石井委員からも質疑がございましたけれども、私は、十四日の質問の中で、やはり今の経済状況、そして今後というものを考えると、日本の経済構造改革というものが必要である。それが財政の改革にもつながっていくんだ。特にその場合に、恒久減税というものが大事である。その恒久減税ということを考えると、一つは、将来への不安というものがあからこそ恒久減税だ。特別減税では、一時的なもので、将来への不安感を払拭できない。

そして、現在の政府のやっている特別減税というのは、いかにも細切れで、去年、ことし、来年というのにすぎない。まさに、これは積み増した

形のものではないということも申し上げ、次にもう一つ、恒久減税は構造改革ということに伴うという大事な視点があって、これがそのまま小さな政府へのインセンティブになっていく。

さらにもう一つでは、サプライサイドに立った経済運営というものを今後積極的に進めていくという新しい経済学的な視点が大事であるということも申し上げたつもりであります。

もう一点、実は今の議論の中で大事なことがありまして、私も非常に議論が中途半端に終わりましたので、冒頭に一つだけ申し上げます。

だからこそ恒久減税と言ふのと同時に、だから今の政府の弾力条項での改革はだめなんだということも恒久減税を引きながら申し上げたのですが、もう一点は、今の石井委員の話にもありましたが、一番大事なのは、大蔵大臣、やはり当初予算ですね。

この当初予算が、バランスを持って、そしてそのときの経済状況に合わせて組まれるということが、何よりも一番大事なんです。その当初予算が、まさにこれは最善の当初予算を組まなくてはならないわけなんです。そのところにキャップがかかっているというところで極めていびつになって、当初予算をこれから組もうと思っても、そのまま当初予算というものを想定するというようなことになる。財政法二十九条ということからいっても問題であるし、また非常にいびつになるということでも問題が生ずるし、キャップということについては、もう一遍そこで考え直さなくてはいけないということで、今回の政府の改正案というものは大変問題だ。

私も十四日に申し上げましたが、例えば今回、補正を十六兆やる、公共事業費四・五兆、そのうちの国債が二・三兆です。そして私は、先日このことをお尋ねして、大蔵大臣ではなくて建設大臣が答えたわけなんです。公共事業のキャップは今回の改正でも触れていないわけですから、キャップが生きているわけですから、来年度は九兆円を下回る予算ということになります。そうす

ると結局、またしても、公共事業費七％ダウンどころか、二五％もダウンとなるわけですね。それで、新規事業となると四〇％以上の恐ろしくダウンとなる、悲鳴が上がってくる。そんなことは最初からわかっている。ですから、補正をすぐそこで想定してやらざるを得ない。

こんなことをやっていると、ぎくしりぎくしりした予算というよりも、まさに予算自体を、当初予算を最善なもの、適正なものにするということからいって、私は、今回の改正というものは極めてこれは不十分であり、中途半端であり、既に財政法それ自体がこういう考え方で破綻をするのではないかと、このように思いますが、この点について再度御答弁をお願いしたいと思います。

○松永国務大臣 仕組みの話は今の委員の仰せのとおりであります。したがって、平成十一年度の本予算編成の場合には、これは相当検討をし、研究を加えて、そして予算の編成作業に入らなければならぬ、こういうふうに思っております。

その場合に、先ほども申し上げましたけれども、思い切った事業の経費の削減、それから費用対効果、そういったものについての徹底した見直し、それから先ほど言いました経費の削減、そういったものを徹底してやって、そして、真に必要な公共事業がやれるように工夫を凝らして公共事業関係予算は組んでいかねばならぬという、大変厳しい検討を迫られる、こういうふうな思っておりますが、何とか予算の編成だけは批判にたえ得るような予算の姿にしなければならぬ、こう思っております。

○太田(昭)委員 まさに、この財政法改正の持つ根本的な欠陥ということを、石井委員も私も今指摘したわけなんです。

もう一つ大事なことは、現在の不況ということを考えますと、それは消費不況であり、金融不況であり、そして資産デフレという複合不況であると同時に、これほどの低金利でも資金需要がない、金融政策がきかないということで、財政政

策というものをどのようにやっていくかというところが非常に大事なポイントであろうというふうに思っておりますが、消費の低迷について特にきょうはお聞きをしたいわけなんです。この消費の低迷がなぜ起きているか。

第一として、特に可処分所得と実質賃金が減っているというけれども、その現状をどのように政府は認識され、データを持っていらっしゃるのかということについて、お聞きをしたいと思っております。

○尾身国務大臣 消費低迷と言われておりますが、可処分所得、実質賃金等につきましては多少の低下傾向がありますが、むしろそれよりも、消費性向の低下によりまして影響の方が実は大きいというのが最近の状況でございます。昨年の九月までの段階で、大体七二％程度のレベルにまで戻っております。四月は駆け込み需要の反動で大変低かったのですが、九月までで七一・九％という水準まで戻したものであります。十月以降、アジアの状況等を反映して徐々に下がり、二月には六八・四％という数字になりました。

そういうことで、この原因は何かということでございますが、近時の、ここ数カ月の動きの原因というのは、やはりアジアの問題、あるいは金融システム、金融関係の大きな破綻等があったことによりまして先行き不安感というものが大きな原因かというふうに考えております。

なお、それまでの間に、バブルの崩壊前は七五％程度の水準でございましたが、ここ数年で七二％程度にまで下がっておりますが、これは、全体として、失業率が徐々に上がってきたこと、それから、株価や土地価格の低下によりまして資産デフレというものがそういう消費性向の中長期にわたる低下に影響を及ぼしたのではないかと、いうふうに考えている次第でございます。

○太田(昭)委員 五月十五日発表の労働省の毎月勤労統計調査の平成九年度分の結果によりまして、実質賃金は前年度比一・三％減ということ、平成五年度以来、四年ぶりの減少となってい

るんですね。同じ月動、五月一日、三月分の結果速報によりまして、実質賃金が前年同月比一・五％減で、八カ月連続の減少となっている。一年分でも、今申し上げましたように四年ぶりの減少であるということ、実質賃金が非常に減っている。

月例経済報告でも、雇用者所得の低迷もあって低調に推移しているというふうに、個人消費について指摘をしております。

今、尾身長官がおっしゃったように、消費性向については、これは九八年三月、七一・七ということ、若干減ってきているわけなんです。その後、まだデータは出ていないと思いますが、これは出ていないのに聞くというのではどうかと思いますが、私は、その後、実は危ないのではないのかというふうに思っているわけなんです。いかがですか、その辺。

○尾身国務大臣 先ほど申しました、二月まで消費性向が下がりましたけれども、その後、三月には七一・七％と、ほぼ九月の水準にまで戻しております。これは、三月の水準は、二月、三月と行われました特別減税の効果が出たと考えられます。同時に、消費者のマインドが好転したというふうにも考えられるわけございまして、この四月、五月の数字を見なければちよっと何とも言えないというふうに考えておりますが、全体として消費の動向は、一本調子で下げてきた非常に厳しい動向からは、やや変化の兆しが見られるというふうに考えております。

○太田(昭)委員 賃し液りも四月以降なお悪い状況、そして倒産が、きょうの新聞にも出ておりますが、大変な悪化をした状況。それにもう一つ、消費の問題に影響している不安感というものが一体どうなっているか。将来に不安があるから消費が低迷する、こういうわけなんです。

私は、日本リサーチ総合研究所が五月に出したもので、再び悪化した消費者心理ということで、生活不安指数というのが昨年後半から悪化傾向にあって、大型金融機関の経営破綻が相次い

で報じられた直後の十二月、一三三と過去二番目に悪い水準まで悪化。二月は一七〇と、いつとき改善したもの、四月、一三二と再び悪化して、過去四番目に悪い水準にある。非常に不安感がふえていて、この状況が指摘をされているんです。この辺の認識はごさいいますか。

○尾身国務大臣 このあたり、個々の消費動向等についての指標をどう見るかということでごさいますが、そういう意味で、雇用及び生産が非常に厳しい状況になっておりまして、他方、消費の方については、やや下げどまりの感じもあるというふうに考えております。

それから、もう一つぜひ御理解をいただきたいと思ひますのは、四月の二十四日にあれだけの大きな総合経済対策をまとめた。そのことの結果として、補正予算及び関連法案が六月ごろ通るといわれています。支出が数カ月のおくれで出ていくわけでありまして、しかしそれ以前に、総合経済対策、サミット等におきます各国の反応も、非常に強く歓迎するといふような高い評価をいただいているところでごさいまして、そういう総合経済対策の心理面へのプラス影響というものもこれからは相当考えていいのではないかと、いふふうにも考えている次第でごさいます。

いずれにいたしましても、もう少し様子を見ながら対応してまいりたいと思ひますが、何よりも、現在取りまとめて、今、国会で御審議をいただいておりますこの補正予算及び関係法案の一日も早い施行をぜひ行いたいと考えている次第でごさいます。

○太田(昭)委員 もう一つ、これは俗説なのかもしれないけれども、もう買う物がなから消費が低迷するといふ声をよく聞いたりするわけですね。

きのうも、庶民とはだれかとかいろいろな話がここでありましたが、私が直接聞くと、また特に三十代、四十代の人たちにとりましては、後から福祉の問題についても申し上げますけれども、非常にこれは、一万円でも二万円でもあったら大変ありがたいことだといふことを、みんな買

う物なんか山ほどあるといふことを言うわけなんです。飽和状態だから個人消費は低迷するといふことをまさか政府は思っていないと思ひますが、その辺の認識はいかがですか。

○尾身国務大臣 これはいろいろ考え方がありと思ひますけれども、実は、消費の中身の内容がここ数年でかなり変わってきておりまして、食料品等の非耐久財支出が八〇年ころには四七・四％ありましたが、九七年、最近ではこれが四七・四％から四一・一％に下がっている。他方、サービス向けの支出が八〇年の三三・三％から四一・一％に上がっているといふことでございまして、どちらかといひますと、いわゆる必需品のものの比率が下がって、非必需品のものの比率が消費全体の構成の中で上がってきております。

したが、いま、つまり、生活に絶対に必要であるといふ消費が少なくなってきたと見て、これは全体の生活水準の向上を反映していると思ひますが、そういう意味からいいますと、消費者のマインドが消費の水準に響く率が非常に大きくなってきたといふふうにも考えております。

そこで、飽和状態かどうかといふことでございしますが、例えば、国民全体のライフスタイルが変わってきていることによりまして、消費構造、内容といふことにもかなり変化が見られているわけでごさいまして、やはり、消費者ニーズに合ったような、ある意味でいいますと付加価値の高い商品、あるいはライフスタイルの変化に応じたサービス、商品等の提供をする供給者側にもかなりの努力をしていただいて、消費の喚起、買いたいサービス、買いたい物を提供するようないふことにも努力をしていただきたいといふふうに私自身は感じております。

○太田(昭)委員 今のお話の中にも出てきましたが、もう一つ最近の大きな特徴として、また特に金融ビッグバンの影響というものは、私は社会全体の大きな変更であろうといふふうに思っております。

非情な競争社会、あるいは優勝劣敗、弱肉強

食、二極分化、こういうことが非常に今後の日本の社会というものに展開をしていく、こういうふうには感じられるわけで、今出ております日経ビジネスでも、この辺の二極分化、崩れる一億総中流とかあるいは中流なき社会という形に展開をしていくといふような、この二極分化の傾向が総務庁の調査とかさまざまなところでどうも具体的に現れているような感じが、そういう兆候とか動きといふものを認識されているでしょうか。

○尾身国務大臣 なかなか難しい問題でございまして、総理府で行っております国民生活に関する世論調査、昨年の五月の数字で申しますと、「中の上」九・六％、「中の中」五・六三％、「中の下」二・五％といふようなことでございまして、「上」と答えた人が〇・九％、「下」と答えた人が五・五％といふことで、圧倒的にやはり中流意識といひますが、そういうものが、傾向は多少の変化があるのかもしれないけれども、全体としては、やはり中流意識が日本国民全体としては強いのではないかと、そんなふうには感じております。

○太田(昭)委員 まさにその、最近のこの二極分化の傾向として、例えば総理府の平成九年の国民生活に関する世論調査、中流意識はあるのです。中流意識の中で、中の上、中、中下に分けたときに、中の中といふところがふえたといふところに最近の動きがあるのだという指摘を私はしております。

そうなりますと、可処分所得が減り、消費性向も本当に回復しているのかは定かではない、さらに二極分化が進む、こういう中で、社会保障といふものは非常に大事な要素を占めるというふうには私は認識をしております。そのところが安心感を持たない、減税をしてもそれが消費に回らない、あるいはまた、だからこそまた恒久減税が非常に必要になってくるというところであろうといふふうに思いますが、今回の財政法改正では一年だけキャップを外した。

今まで私たちが述べてきましたように、減税したものが消費に使われる、二極分化の中でもこの

社会保障というものが大事であるといふことからいいますと、しかもまた、社会保障は安定的にこれは制度として確立されていかなくちゃいけないといふときに、一年だけキャップを外したというのは、余りにも場当たり的な中途半端、私はそれしか思えないのですが、いかがでありましようか。

○浦井政府委員 お答え申し上げます。

先生御承知のとおり、社会保障関係予算というのは、制度的な要因によつて当然増が出てくるという性格の予算でございまして、そういう性格の予算でございまして、平成十一年度におきましては、その縮減のための制度改革を要するというその性格、それから、現下の経済状況では歳出削減のために新たな国民負担を国民に求めることがないといふにできる限り配慮する必要があるといふことにかんがみまして、緊急避難措置として、平成十一年度の社会保障関係費に限り、おおむね二％というキャップにかえ、その増加額をできる限り抑制するといふことにしたわけでごさいます。

平成十二年度につきましては、財政構造改革の必要性は何ら変わるものではないこと、それから医療保険制度の抜本的改革等により医療、福祉の分野における効率化が期待できることから、現行の財政構造改革法の規定が適用されることとしていくわけでごさいます。

○太田(昭)委員 だからこそ、私は社会保障が緊急避難といふような言葉で表現できるのかといふ大変な疑問を実は持っていますから質問したわけなんです。例えば難病対策というものが削られる。

あるいはまた、私自身も主張してきましたが、子育て減税といふことは、非常に少子化が進んでいる。一番の活力といふことからいいますと、子供がやはり大勢元気であつて、そして三十代、四十代の一番の働き手といふところも元気だといふ日本の社会といふのが非常に大事だと思ひます。ところが、三十代、四十代は、給料は高くないし、子供は小さいし、養育費はかかるし、奥さん

はそこで子育てに懸命だし、家は狭いし、気分も晴れないしというようなことで、このところの三十代、四十代に対する支援ということと、それから子育て、あるいはまたこの少子化対策ということが大事だということからいいますと、子育て減税というこの私たちの主張、あるいは、教育減税とのドッキング、こういうことが極めて大事だと私は思いますが、いかがでしょうか。

○松永国務大臣 少子・高齢化という言葉がございしますが、高齢化というのは、みんなが元気で長生きなさるということでありまして、これはまあ喜ばしいことであります。また、高齢者がふえるということをとめるわけにはいきませんし、とめることはよくない。そういう意味で、高齢化が進むということはこれは必然だと思えます。ただし、問題は、委員仰せのとおり、少子化という問題でありまして、少子化が進むということ、これは国の将来にとっても大変なことだ。

どうすれば今委員のおっしゃられた、子供さんができる男女の年齢層は二十代、三十代、四十代の前半までぐらいでしょうか、そういう人たちがもつと、子供さんを産み育てるのにその苦労というものは常にありまして、その苦労の度合いがいささかでも公的な支援によって軽くなる、それによって子供さんの出生数がふえるということ。これによって、少子化が進まないで、高齢者を支える年代層が相当程度将来にわたっているという人口構成が望ましい人口構成ではなからうか。

そういうことを考えますと、出生率が一・四六とかという数字、これは簡単に見逃すわけにはいかない数字だろうと思えます。その意味で、委員初めグループの人たちが、子育て支援策、あるいは子育て減税、こういったことで一生懸命になっていらっしゃることはよく承知しておりますし、私自身も、子育ての負担が少しでも軽くなるような措置ができて、それで子供がたくさんできて、また子育ても順調に進むという状況に持っていくことは大変なことだ、実はこう思っておると

ころなんです。

それをどういう形で支援していくかというその支援の仕方の問題であります。委員のかねがねの子育て支援の重要性の主張を参考にさせていただきながら、今般の補正予算では、すべての保育所で乳児保育を開始できるように最低限の設備等を緊急に整備するための経費百七十億円を計上することにしたわけでありまして、また、子育て支援基金九百億円を創設し、継続的にきめ細かい子育て支援を実施できる体制を整備する、こういったことをして、これまで以上に少子化対策としての子育て支援、子育て支援少子化対策と言っても結構だと思いますが、特別の配慮をしてきた、こういうことであります。

いずれにせよ、少子化対策の重要性は、これはもう議論をまづまでもないことでありまして、今後とも、関係者から幅広く意見を聞きながら、どういう方面に手を打った方が効果的かということに意を用いて、真に有効な少子化対策を着実に実施してまいりたい、こう考えておるところでございます。

○太田(昭)委員 真摯な受けとめ方をしていたいておりますが、私は、税制改革の本格的な議論ということが今後予定をされているというように、ことも聞いておりますし、その中でしっかりと議論ということもありまして、それから同時に、歳出面も含めた御答弁を今いただきました。そういうことも含めた子育て、同時に、三十代、四十代の親御さんたちへの支援ということについて、さまざまな形で知恵を絞って真剣に取り組んでいただきたいというふうに思いますが、最後に御答弁をお願いします。

○松永国務大臣 先ほど申し上げましたように、真に有効な子育て支援というのはどういう策をやるか、子育て支援なんだろうということについて、各方面から幅広い意見を聞いて、そして、真に有効な子育て支援少子化対策、これを着実に推進してまいりたい、こう思っているところでございます。

○太田(昭)委員 終わります。

○村井委員 代理 これにて太田君の質疑は終了いたしました。

次に、佐藤茂樹君。

○佐藤(茂)委員 自由党の佐藤茂樹でございます。

きょうでこの特別委員会も三日目でございます。先ほど来御議論を聞いておりますと、朝からきょう私がやろうと思っておった質問を大分された方がおりまして、なるべく重ならないように質問させていただきます。と思います。

まず最初に、冒頭、きょうの朝にも議論があったのですが、政府税調がきょうから総会を開いて意欲的に税制について御議論を始められる、そういうお話でございますけれども、朝の段階でも答弁がありましたが、テーマとしては、一つは法人課税、これは地方課税も含めた、外形標準課税も含めた部分を検討される、さらには所得税、住民税の最高税率、また課税最低限についてどうしていくのかということも検討課題であるというように、そういう報道があったわけでございます。

そこで最初に、質問通告は特にしていませんけれども、お答えいただきたいのですけれども、この大蔵省の出した試算で、実は九九年に行う二兆円分の特別減税について、減税方法等について、今後検討するのここには入れておりません、そういうことになっているのですけれども、具体的にこれはきょう報道でもありました政府税調の中で検討されていくのですか。どういうところできちっと検討されて、いつごろこの特別減税のやり方についてはきちっとしたものを発表されるのか、まずお答えいただきたいと思えます。

○尾原政府委員 お答え申し上げます。平成十一年の二兆円の特別減税につきまして、先生が今お話がございましたように、今後その減税方法について検討するということで、今回計上されております。政府税調及び党の税調におきまして、今後しるべき時期にどのような具体的な方法で行うのか検討が行われるものと考え

ております。

○佐藤(茂)委員 今、主税局長に答弁いただいたのですけれども、政府税調がきょうから始める議論の一環としてこの二兆円の特別減税の減税方法を議論されるのか、そうではなくて、この特別減税の減税方法というのは急ぐから先行して議論をしていただく、そういう方針で大蔵省として考えておられるのか。そのあたりについて、明快に回答をいただきたいと思えます。

○尾原政府委員 お答え申し上げます。

いろいろ報道がございしますが、きょう政府税調で審議が行われておりますが、法人課税につきましては、まさに総合経済対策に示されているような検討を行うために地方法人課税小委員会というものを設置しまして、その第一回がきょうの午前中に開かれたというふうに承知しております。

また、個人所得課税につきましても、公正、透明で国民の意欲を引き出せるような税制を目指し、幅広い観点から検討を行うとされておるところでございます。また報告が入っておりますが、恐らく小委員会を設置いたしましたして検討が進められるものというふうに考えているわけでございます。

この個人所得課税の方の問題と申しますのは、御承知のように項目がたくさんございます。今長くなりますので、まさに所得税制として、あり得べき所得課税かということを一一つ論点について検討が進められていくものと承知しているわけでございます。

今お尋ねの二兆円の特別減税でございますが、これはそういう意味ではまさに特別減税でございますので、この税制調査会でどういうお取り計らいになるのか私が今言うのは不適当かと思えますが、小委員会が検討されるというよりは通常の改正のときに検討が行われるものではないか、あわせて当然のことながら党の税制調査会でも検討が行われるもの、そういう意味では質的に若干異なるのではないかとこのように考えているわけでございます。

○佐藤(茂)委員 ぜひ早急に議論していただきたい、という形にするのか出していただきたい。というのは、これは具体的にそのことによつて大分内容が変わってきますので、引き続きの議論をさせていただく意味でもはっきりとさせていたいただきたいと思ひます。これ以上やるとどうなるんですか、行いません。

それで、先ほど来石井委員がされ、また昨日は西川委員が大変粘り強く同じ点を質問されておつたのですけれども、今回の財政構造改革法の改正案、私はどういふ観点から質問したいかというところを最初に申し上げますと、きのうも総理が答弁されておりましたけれども、アメリカに包括財政調整法、OBRAというのがありますけれども、これが非常に弾力化できる条件を厳密に決めているのに比べて、私の見た感じでは、今回の政府が出された財政法の改正案というのは、非常にやはり弾力条項の部分について基準があいまいで、一言で言うところ、政府の判断一つで恣意的な運用をしようと思へばそういうことができるような部分がはうとておくとあるのじゃないのか。だから、大変細かくなりますけれども、何点かお聞きをしたいと思います。

それで、最初に、先ほどの石井委員とちよつと最初の質問は重なりますけれども、まずこの第四条の二の今回新しく加わった部分、「著しく異常かつ激甚な非常災害の発生又は経済活動の著しい停滞(国内総生産の伸び率の低い事態が継続する等の政令で定める状況をいう。)(が)国民生活等に及ぼす重大な影響に対処するための施策の実施に重大な支障が生ずるとき」というこの部分なんです。

先ほど答弁もあつたと思うのですが、まず、「著しく異常かつ激甚な非常災害」を、財政構造改革法では、阪神大震災に相当する災害、そういうふうに一応決められていたのですけれども、再度、重なるのですけれども、阪神大震災のどの部分に相当する災害というように判断されるのか、もう一度ちよつと答弁をいただきたいと思ひ

ます。

○浦井政府委員 お答え申し上げます。通常の災害というのは、これは年々起きるものでございますが、これは毎年度の各年度予算で対応しているというところでございます。

今回のこの法律で「著しく異常かつ激甚な非常災害」ということでございしますが、これは、阪神・淡路大震災級の極めて大規模かつまれに見る災害を念頭に置いて運用してまいりたいと思ひ方でございます。

具体的には、死者とか行方不明者、負傷者、避難者等の罹災者が多数発生し、住宅の倒壊等の建物被害が多数発生し、交通やライフラインが広範囲に途絶し、これらの被害により地域全体の日常生活や業務環境が破壊された状況に陥るような災害であると考えておるところでございます。

○佐藤(茂)委員 それで、旧新進党時代に議員立法で災害対策基本法の改正案も提出した一人として、過去の例もいろいろ調べてみましたけれども、阪神大震災級のあれだけの被害というのは、日本で過去それに匹敵するものは何だつたか。約七十年前の関東大震災しかないわけですね。

そうすると、大蔵省の今の御見解ではそういうものをイメージされているのか。それとも、その間に、最近でも例えば震災ではありませんが雲仙・普賢岳の噴火によるそういう災害、さらには、阪神大震災ほどまでいきませんでしたけれども、例えば北海道南西沖地震なんというのもそれなりの被害が出ました。こういうものは、この第四条二の「著しく異常かつ激甚な非常災害」という範疇としては全く考えておられないか、そういうふうな受けとめてよろしいのでしょうか。

○浦井政府委員 お答え申し上げます。災害は年々いろいろな形態でこれまで起きてきております。その中で、今回のこの規定で設けておりますのは、先ほど申し上げましたように、通常の災害というのはこれは各年度の予算で対応できるといふことでございしますので、そういう形で

は対応できないような非常にまれに見るような災害を念頭に置いているというところでございます。

ちなみに、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律で、やはり「著しく異常かつ激甚な非常災害」ということで指定されておるのは、阪神・淡路大震災のみでございます。

○佐藤(茂)委員 だから、今遠回しに言われましたけれども、要するに関東大震災とか、それは法律に出ていないと言われましたが、阪神大震災級でない今回のこの弾力条項については発動しない、そういう御見解だということに受けとめさせていただきます。

それで、ちよつとお聞きしたいのですけれども、これは全体にかかわる話なんです、今の阪神・淡路大震災に相当するものというのは、四月二十四日の財政構造改革法で具体的に決定されたのですけれども、これについては具体的に何か、法律上は出ておりませんが、政令でできちつとそういうように記されているのかどうか。それとも、それはもう運用上の不文律として大蔵省の中で大体イメージされているというだけのものなのか。ちよつとお伺いしたいと思います。

○浦井政府委員 先生の御質問の趣旨は、この財政構造改革法で政令で書くかどうかというところでございますか。

災害の点につきましては、先ほど申し上げましたようなことを念頭に置いて、そのような災害が発生した場合にそれ相応の予算対応をしていくということとございまして、個別の災害の指定を政令で行うことは考えておりません。ただ、経済活動の著しい停滞につきましては、GDP等の基準に基づきましては政令で書くことを考えております。

○佐藤(茂)委員 いや、きのうの議論とあわせまして、この著しく異常かつ激甚な非常災害の発生ということが阪神大震災に相当するという部分と、それと、それからちよつと聞きたいのです、経済活動の著しい停滞で、三番目の、直近の

実質GDP成長率は①②のような状態にはないが、予見できない内外の経済ショックによつて急速に経済活動が停滞状態に陥る場合等①②に匹敵する状況というのは、政令化はしていないということと認識しておいてよろしいですか。

○浦井政府委員 GDPの基準につきましては政令で書くことを考えておりますけれども、三番目の、GDP成長率が①②のような状態にはないけれども、予見できない内外の経済ショックによつて急速に経済活動が停滞状態に陥る場合等①②に匹敵する状況につきましては、あらかじめ政令で書くことはできませんので、そのような状況になった段階で政令で指定するということを考えております。

○佐藤(茂)委員 わかりました。次に、経済活動の著しい停滞の場合で、きのう来あるのですけれども、特に今回の場合は②に該当するのだ、そういう御判断なんですけれども、それでそのときに、この財政構造改革法で定められているのは、要するに、直近三ヶ月平均と前の三ヶ月平均とを比較した場合、これら三つの指標はいずれもマイナスである。それはどういふ指標を用いられているのかというところ、消費水準指数がマイナス二・五である、また資本財の出荷指数がマイナス一・三である、有効求人倍率がマイナス〇・〇六ポイントになっている。

具体的には、消費、設備投資、雇用の指標、この三つについては今後とも、今言いましたような消費水準指数、資本財出荷指数、有効求人倍率を指標としてずつと用いられていく、少なくともこの七年間ぐらいはそういう判断をされるということとで認識してよろしいでしょうか。

○浦井政府委員 経済活動の著しい停滞という要件の判断に当たりまして、先生御指摘のように、消費水準指数、資本財出荷指数、それから有効求人倍率の三つの指標を用いることとしております。この三つの指標を今後判断に当たっては基礎資料として考えていく、判断基準として考えていくということとでございます。

きな問題点ではないのかな、そのように私は認識しているのです。

きのうの質問にもありましたけれども、なぜ明確に弾力化の具体的な厳格な基準というものをこの第四条の二号に法文として、条文として盛り込まれなかったのか、そのあたりについて明快な御答弁をいただきたいと思ひます。

○浦井政府委員 お答え申し上げます。

法律におきましては、「経済活動の著しい停滞」「国内総生産の伸び率の低い事態が継続する等の政令で定める状況」という規定が入っております。財政構造改革会議で明らかになっておりまして、さらにこれを政令で定めることとしておられるわけでございます。

これをどの程度法律に書き、どこまで政令で書くかというのは、ある意味では立法政策の問題かもしれませんけれども、やはり基本的なところは法律、それからある程度、例えばGDPの基準とかこういうものは、やはり規定ぶりそのものが技術的なものでございまして、一般的には政令の規定になじむのではないかと考えております。

それから、もともこれはあくまでもトリガーでございまして、このトリガーに該当すると、まず予算編成権を持つ政府がそのような対策を打つかどうかを検討し判断する、その上で、対策を打つことを決定した場合には、今度は国会の御承認をいただくというものでございまして。

これは実はアメリカの場合も同じでございまして、アメリカも同じような基準があるわけでございますけれども、過去において、その基準に該当したときに、予算編成権を持つ議会がそれを発動するかどうか議論が行われまして、結論としては、基準に該当したけれども発動しないという決定をしたこともございます。

というところでございまして、一次的には、このトリガー、基準に該当した場合には内閣が検討し、その発動を決定したときにはさらに国会の御承認をいただくというものでございます。

○佐藤(茂)委員 今、主計局長の答弁でアメリカの例も引かれましたけれども、アメリカのOBR Aの場合、弾力条項の発動自体は議院に議決権があるのです。ところが、私の認識しているところ、今回の改正案にはそういうものは一切ありません。

しかしながら、今までの答弁を聞いてみると、補正予算を出すからそれが結果的には議会の承認になるんだ、そういう認識をしておるのですけれども、そのとおりでよろしいですか。

○浦井政府委員 その点はまさに日本とアメリカとの制度の違いでございまして、我が国の場合は、憲法上、予算編成権は内閣にあるということでございますので、一次的には政府が予算をつくって、そしてそれを国会へ提出して国会の御承認をいただく。他方、アメリカの場合は、政府には予算編成権がございまして、議院にあるわけでございます。ということ、そこに違いが出てくるのではないかと考えております。

○佐藤(茂)委員 細かく言うところにはそのとおりなんですけれども、要するに、例えば我々野党が、我々は反対してはいますが、今回の財政法が具体的に改正案が通ったとして、弾力化には賛成である、しかし、その結果、その弾力化を受けて出てきた補正予算案には反対である、そういうケースも十分出るわけですね。だから、まず弾力化するかどうかというところをやはりきちっと国会の判断に仰ぐということも必要なんじゃないですか。

さきのアメリカの場合は、弾力条項に、基準に合うので議院に出した、しかしそれを議院で否決された例もあるというように、まず弾力化するべきかどうかというところを議院にきちっとかける。国会にかける、その上で補正予算は補正予算案として別にきちっと議論すべき筋合いのものじゃないですか。その辺についてはどういうふうに考えておられるか、お尋ねしたいと思います。

○尾身国務大臣 経済政策の発動についての基本的な考え方でございますが、三つの指標でカバー

をするという考え方のものが、見方によってはいかがかという観点もあると私は思っております。

しかし、一応のめどとして、生き物の経済をこの数字三つで一応判断をして、必要な対策をおくれない状況のもとにとるという考え方で、こういう指標を一応決めておられるわけでございます。政府が決定をし、国会に提案をした弾力化及びそれに伴います補正予算、あるいはそれに関連する法案等につきましては、議院で議論をさせていただきます。

御賛同をいただけるかどうかの検討をしていただくというところでございまして、経済政策を生き物である経済の状況に応じて機動的にやるという趣旨から考えますと、やはり原案程度のところがぎりぎりの限界かなというふうに感ずる次第でございます。

○佐藤(茂)委員 だから、結局、我々国会の判断としては、今回の改正案でいうと、まず弾力化を発動し、そして結果として出てきたこの赤字国債、枠を外して発行して、補正予算案、これをトータルとして見て判断せざるを得ない。そういう改正案の仕組みになっている、私はそのように認識している。まあ、それでいいというならそれでいいのですけれども、私は、そこはもう一段階必要ではないのか、そういう主張を先ほど来している。これには意見が分かれるところなので、いずれにしろ、これ以上聞きませんけれども。

ただ、私はもう一回財政法そのものを、どういうものだったのかというのをもう一回振り返りますと、私たちは財政法そのものをともと反対でしたけれども、これは棚に上げて、この財政法のねらいというのは、ある角度から見ると、政府が提出するこの数年度分の予算の大枠というものをあらかじめ国会が法律で縛ってしまふ、悪い言葉で言う。ある程度大枠を決めてしまふ、そういう部分だったと思うのですよ。

ところが、今回の改正案では、先ほども言いましたけれども、まあ経済は生き物だということに長官は言われましたが、政府が弾力化を判断し

て、政府の判断一つで、ある程度の最低限の基準は設けておられますけれども、時の内閣の裁量で、判断で弾力化ができる部分が相当ある。

この改正案が通つてしまふと、そういう意味でいうと、もともと国会で縛っていた、議決で縛っていたその法律自体の存在意義というものが政府の裁量で相当変わる部分も出てくるから、法律自体の存在意義が失われる部分があるのじゃないのかな、そのように私は感じるのでございます。そのようにには大臣は感じられませんか。

○松永国務大臣 御存じのとおり、財政構造改革の当面の目標を二〇〇五年にさせていたかどうかというのと、それから特例公債の発行について前年度よりも縮減するというのを、特殊例外の場合にはその枠を外すということ、それから社会保障関係費について十一年度に限つての措置として極力縮減、こういったことにさせていた。以上三つが今度の改正をお願いしている改正事項であります。

その他は当初の法律のとおりということでありますので、やはりこの財政構造改革法で、先ほど委員御指摘のとおり、財政構造改革のためにこの法律によって相当程度、いや応なしに、かつ一切の聖域なしに歳出の改革と縮減をせなければならぬという法律の縛り、それは原則残つておるといふことでありますから、したがって、政府の判断の幅が広がったというふうなことはないのじゃないかと、こういうふうには思います。

強いて言えば、二〇〇三年が二〇〇五年に延びたという点は、広がったといえ広がったことになつてしまふが、その他の点はそう変わらない、こう思っています。

○佐藤(茂)委員 それと、私は、今回の改正法案、先ほどの質問者と重なる部分もありますが、もう一つは、一たん弾力条項を発動した後に、弾力条項の適用を打ち切つて本来の規定に戻す、そのときの基準も含めてどうするかという部分がこの法律には明記されていない。その部分をもう一回、先ほどの質問者と重なりますけれども、

明快に、わかるように、どういうように政府として今考えておられるのか、お答え願いたいと思います。

○浦井政府委員 お答え申し上げます。

先ほどから御答弁申し上げておりますように、この基準に該当した場合が、これはトリガーでございまして、その上で政府として対策を打つべきかどうか、それで必要とある場合には打って、国会の御承認をいただくということでございます。

したがって、その段階で、対策あるいは予算を出す段階で一つの判断が行われているわけでございます。仮にその状況が続いた場合には、さらにもう一度対策を打つかどうかというのは、その段階、予算編成の都度考えていくことになるのかなと思います。

○佐藤(茂)委員 私は、さっきから大蔵の話ばかり出して申しわけないのですが、アメリカの場合は、そういう国民性なのかわかりませんが、割とすっきりしていて、原則として弾力化から一年たった後の最初の会計年度には本来の規定に戻す、そういうふうに規定しているわけですね。

今回、そこが日本の場合は違うのだと言われたらそれまでかわかりませんが、一たん停止した執行を再開する際の基準もよくわからないし、特にマスコミなんかも言っているのは、結局、その都度その都度、予算編成の都度判断していくなら、時の政府によって、財政法がせっかく法律として決まったけれども、弾力化が効かなくなったまま、なし崩し的になっていくのではないのかな、そういう懸念を持っているわけですね。

例えば、先ほどの発動するときの基準、経済状態一つ見ても大きく三つありました。そういうものにならなければならないのか、こういう経済状態にならなければならないのか、もとの規定で、財政法できちっと枠をはめてやっていきたいと思います。そういう基準がやはり何らかの形で必要ではないのかなという感じがしておるのですが、そのあたりについて、大蔵省、どのように考えておられるのかをお尋ね

したいと思います。

○浦井政府委員 お答え申し上げます。

予算の性格上、一たん特例債が前年度よりふえますと、例えば、今回の補正では前年度の特例債発行額をもう上回る補正予算をお願いしているわけでございますが、そうしますと、これは景気がよくなったとしても、多分、前年度より、この状況は、弾力化によって法律上許された形の状態が少なくともその一年間は続くわけでございます。

そういうことでございますので、このような弾力化の発動が必要かどうかというのは、その予算編成の都度、要するに補正予算なりを組む段階で、それがそもそも必要なかどうかというところで判断していかざるを得ない。ここでもうこの状況は終わりというようないことも、むしろこれは予算編成に絡む話でございますので、その予算編成の都度総合的に判断していかざるを得ないのではないかと考えています。

それから、こういう弾力化があれば安易に何でもできるじゃないかという御指摘があるかと思いますが、さきさきながら、これはGDP比率三%以下にしないといけないとか、あるいは特例債をゼロにしないといけないという財政の目標があるわけでございますので、その途中、安易に何でもしてもいいということにはならないし、財政当局としては、当然のことながら、やはり財政運営には厳しい姿勢で当たっていかなくてはならない、財政の合理化を進めていかなければならないという考え方でございまして、安易なこととは全く考えておりません。

○佐藤(茂)委員 わかりました。

法案に絡んではこれで一応質問を終わりますが、続いて、補正予算のことで、確認も含めて質問をさせていただきます。

今ちよつと席にいらっしやいませですが、私も昨年の臨時国会のときの財政構造改革の特別委員会の議事録をもう一度最初からざっと読み直させていただいたんですけれども、そのときに、きょう

理事で頑張っておられる自民党の甘利委員の御質問に対して、当時の三塚大蔵大臣が、補正予算について次のように答えておられるんですね。

要するに、甘利委員が、「補正予算については安易な編成はしないのだ」とこととされているわけでありまして、しかし、災害復旧はこの限りではないわけでありまして、その際に便乗して補正がかなり膨らんでいきはしないかという懸念が指摘をされているわけでありまして、と。

それに対して当時の三塚大蔵大臣が、「二十九条これは財政法二十九条のことを言っておりますが御案内のとおり、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた経費の支出。御指摘のようには災害であります。予見しない事由によりまして、人命そして地域が崩壊の危機にさらされた。二次災害を防ぎ、人命のどうとをさらに確認をする」という意味で緊急災害事業、直ちに補正国会というののもいつかあったような気がいたします」という答弁をされておられます。

きょう、法制局、来ておられると思うんですが、来ておられますね。まず、この財政法二十九条の「予算作成後に生じた事由」というのは、もう一回確認ですが、政府としてどのようにこの部分を解釈されているのか、お尋ねしたいと思ひます。

○阪田政府委員 お答え申し上げます。

ほとんど字句どおりということでありましてけれども、若干、平たくと申しますか敷衍して申し上げますと、当初予算その他、ある一つの予算作成後に発生した事態、今の災害のようなものは事態というふうにとらまえることができようかと思ひますが、あるいは情勢の変化、そういうものに対処するため、その年度内に追加することがぜひとも必要となつた経費といったような意味合いであらうかと思ひます。

○佐藤(茂)委員 同じ質問になるんですが、すけれども、大蔵省は、今の法制局の通り一遍の解釈、紹介されましたけれども、要するに「予算作成後に生じた事由」というのは、その上でどういうよう

に大蔵省としては解釈されておられるのか、お尋ねしたいと思ひます。

○浦井政府委員 お答え申し上げます。

「予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた経費」ということでございまして。この場合の「特に緊要となつた経費」というのは、予算作成後に生じた諸情勢の変化に対し、当該年度内に執行することが必要となつた経費をいふと我々は解しております。

○佐藤(茂)委員 諸情勢の変化に對しというのは、そうすると、ちよつとこれ、総理、いらっしやらないんですけれどもね。

総理は総合経済対策のきつかけになつた四月九日の記者会見で、私は今国民の皆様の景気をよくしてほしいという強い御要請と御期待にこたえるために、構造改革を推進しながら云々と、今回こういうことをすることになつたということを言われているんですが、この部分でいうと、諸情勢の変化というのは、国民の皆様の景気をよくしてほしいという強い御要請と御期待にこたえるために、という、そういうことが大蔵省の言う諸情勢の変化だということにとらえてよろしいんですか。

○浦井政府委員 今回の総合経済対策、補正予算の補正事由でございますが、これは、予算作成後に生じた事由といたしましては、インドネシアなどのアジアの経済金融情勢の影響、それから大型金融機関の破綻やいわゆる貸し渋り等による家計や企業の景況感等の悪化の影響等が、本年に入ってから実体経済全体にまで影響を及ぼし、景気が停滞して一層厳しさを増している、こういうことが十一月のQE、これは三月に出てきたわけですから、それから同じく三月に出てまいりました日銀短観、さらには失業率といった新たな経済指標により判明した、これが該当するものと考えております。

○佐藤(茂)委員 これは何回も議論があつたのですけれども、今主計局長が説明された、インドネシアを初めとした東南アジアのそういう危機ですね、さらには大型金融関係、山一とか北拓とかそ

ういう倒産というのは、事実としては予算編成前です。そういうものによつての経済の影響というものが今回の補正予算のきっかけであつた、そういうふうに解釈していいんでしょうか。これは大臣、首を振っておられるんで、大蔵大臣。

○松永国務大臣 前にも答えたことがあると思いますが、事件の発生は前ですけれども、その影響が本年に入つてから実体経済全体にまで影響を及ぼし云々、こうなるわけでありまして、激しい影響というものが出てきたのは、そしてその結果失業率の問題あるいはQEや日銀短観の問題等々が明らかになつてきたのが本予算編成後である、ことしになつてからである。こういうことに考えておるわけでありまして。

○佐藤(茂)委員 そうすると、今回のケースのような形で補正を組むということ、過去にはあつたかも知れませんが、そうすると、事件の発生が予算前でも、今後とも、その影響によつてやはり経済が著しい停滞を起したとか、また景気対策が必要である、そういう事態が起つてきた、そういう場合には、これからは十分そのことを理由として、法律用語で言うことと事由として、補正予算はこれからはほとんどないというところは組んでいくんだ、そういうものであるというようにお受けとめてよろしいでしょうか。

○松永国務大臣 これは恐縮ですが、先ほど局長が答弁したこととは同じ内容になるわけでありまして、財政法二十九条の解釈としては、予算作成後に生じた諸情勢の変化に対応し、当該年度内に執行することが必要となつた経費について編成するわけでありまして、その場合の諸情勢の変化は、事件そのものは前であつても、重大な影響がその後に発生してきたという場合ならば、二十九条の解釈として補正予算が組めるというふうに思ふわけでありまして。

○佐藤(茂)委員 わかりました。

それで、その上で、もう一点ちよつと大蔵省に聞いておきたいのは、補正予算を組む場合に、補

正予算に計上してもいいものと、逆に計上してはいけないもの、そういうものを大蔵省としてきちつと立て分けておられるのかどうか、そのことをまずお尋ねしたいと思ふんです。

○浦井政府委員 お答え申し上げます。

財政法の二十九条の規定に基づきまして、補正事由に当たるとかどうかという判断をするわけでございまして、したがひまして、これは補正予算は絶対だめという経費をあらかじめ具体的に申し上げることはなかなか難しいかと存じます。

○佐藤(茂)委員 先ほども言いましたが、私は昨年の十月からの議論をずっと見ておりましたが、ふと、おもしろい部分というか、そういう部分に突き当たつたわけですが。

これは経企庁長官にお尋ねしたいのですけれども、今回、総合経済対策ということで三つの柱を立てて打ち出した。総額約十六兆円、そういう話をされておるのです。ところが、十月二十日、冒頭の財政構造改革に関する特別委員会、尾身長官は、もう既にそのときに、今回の三つの柱のうち二つぐらいが経済構造改革をするためには必要である。

これはどういふことを言われているのかというと、民間部門を中心とした経済活動を活発化するため、そのためには、経済構造改革を進めるために三つ考えている。

一つは、ほかの国とイコールフットリングで企業活動ができるような経済環境を整える。例としては、法人課税の問題とか有価証券取引税の問題とかをそのときに言われているのです。二つ目は、非常に景気のいわば足かせになつております不良債権というしこりを取り除くことである、そのように言われているのです。そのために土地取引の活発化を進めるのだとか、土地の流動化を進めるのだという話をそのときにされている。三つ目は、規制緩和をして、新しいベンチャーを育てるとか新しい経済活動を活発化する。

この三つとも、今回の総合経済対策の一番目の内需拡大にも関連するのかわかりませんが、特

に二番目、三番目ですね、この部分に相当することを、既に昨年の予算編成の前の十月の時点で尾身長官は言われていたのです。

なぜ今の段階で、補正予算の段階でそういうことを盛り込まれてこられるのか。もつとやはり、あの時点なら、まだ一月に予算を出す前に尾身長官がそういう観点から、今年度の本予算をこすべきであるという形できちつと織り込んだのではないのか、そのように私は思ふのですけれども、尾身長官はどのように考えておられますか。

○尾身国務大臣 十月二十日ごろの段階で、ただいま佐藤委員の言われましたようなことを私自身は考えておりました、そのことが日本経済の問題の基本的な解決に必要であるというふうに考え、また、答弁も申し上げました。

したがひまして、例えば法人課税の問題にいたしましても、法人税の実効税率を三・六%引き下げるということをやつたわけでありまして、まだ足りないというのが正直なところと存じます。今、今後三年間に国際水準並みにするということとを今回正式に決めていただいた、こういうことでございまして。

それから、有価証券取引税につきましても、当面半分にして、あとの半分は、たしかあと一年半か半年後かにはやるということに決めたわけでありまして、その間に残りの半分もなくなる。

それから、不良債権処理につきましても、地価税の凍結、それから土地譲渡課税の大幅軽減をいたしました。この点につきましてはそういう対策をしたのでありますけれども、しかし、その後その状況等を見ますと、不良債権のしこりというものが経済の大きな足かせになつていふという実態でございまして、このたびの総合経済対策においては、特にトータルプランとして臨時不動産関係権利調整委員会を設置するとか、あるいはこれは前にもちよつと決めましたのですが、資産担保証券の発行によりまして不動産の証券化を図ると

かいうことを決めましたし、また、このたびの予

算におきましては、住宅・都市整備公団における土地取得のための公的資金を活用する新たな仕組みの整備、またそのための予算の確保等をしているところでございまして。

さらに、都市再開発につきましても、開銀の融資保証あるいは住宅金融公庫の融資保険業務の拡充等を行う。あるいは、防災、福祉、中心市街地等について、国、地方公共団体の公共用地の先行取得を拡充する。さらに、都市再開発についてPFIの手法を用いる等々、トータルプランとしての対策をやるということでもございまして、規制緩和も、ベンチャーも、今度さらに充実をいたしました。

全体として、私自身の感じとしては、現在の経済の状況に就いて財政出動を片方でやりながら中長期的にわたつて経済の体質改善を図つて、二十一世紀に向かって民間活力中心の経済に持つていくという大きな方向が、昨年の暮れ以上にはつきり出されているというふうに考えております。

○委員長退席、村田(吉)委員長代理着席

○佐藤(茂)委員 私がこのことを通して言いたいのは、要するに、当初予算にはキャップがかかる。発想としては長官も、十月二十日のこの答弁でも残つていふように、経済をこうしないといかないといふようなことを持つておられた。

しかし、当初予算にはキャップがかかるので、こういう形で、名前は総合経済対策であろうと何であらうといひのですが、補正予算のときにこういう形で今後とも景気対策と銘打って、例えば今回は十六兆円規模ですが、それでだめなら、だめならということをお考えおられないといふ答弁もわかりませんけれども、当初予算のときにキャップがかかるので補正予算で、考えておられる経済対策、少々時間が延びても打つていこう、そういうように今後ともなつていくのではないのか、そういう懸念を私は持つていふのですけれども。

長官は、二度とそういう形じゃなくて、今後は

できれば当初予算でそういう経済に對しての対策なんかはちつと打っていきまうという考えです。か。その辺、ちつとはつきりさせていたたたいたかと思ひます。

○尾身國務大臣 経済の実情に應じて適宜適切な対応をするということでごさいます。来年度のことで今から何とも申し上げるわけにいかないわけでありまうけれども、しかし、財政改革法案、改正されるべき財政改革法案のもとで必要な対策を打っていくというのが、今後長期の課題であると考えております。

現在の提案をしております補正予算そのものは、当面の財政出動によります景氣刺激策と同時に、二十一世紀に向かつて不良債權の処理を進め、そして経済構造改革を進め、ベンチャーを育てるといふような意味におきまして、民間活力中心の経済活性化の方向に向かつて日本経済が進み得る大きな手だては講じているというふうに考えております。

○佐藤(茂)委員 私は、今回の事情を通して、やはり二度とこういう形ではなくて、財政構造改革を本当にやるというのなら、補正も含めてきちつとある程度大きな枠の中でやっていくべきだろう、そういうふうに私自身は申し上げておきたいと思ひます。

その上で、防衛庁長官、きょうお忙しいところお越しただいてるので、ちつとお聞きしたいのですけれども、これは五月十二日の読売新聞によると、今回の総合政策の中で景氣対策として防衛費七十四億圓が盛り込まれた、そういうふうには報道されているのですけれども、それは事実でしようか。まず長官、お答え願ひたいと思ひます。

○久間國務大臣 今度の補正予算の中に七十四億圓は盛り込まれております。景氣対策になるかどうかですけれども、総合経済対策の一環にはなるというふうに私は思ひております。

○久間國務大臣 御承知のとおり、基地周辺対策費として防衛工事をやっておりますけれども、この防衛工事につきましては、まだまだやらなければならぬものがあるわけでごさいます。そういうものについては、この際、いわゆる環境対策の一環としてやらせていただくということでごさいます。

それともう一つは、今防衛費につきましては取得価格が非常に高いという問題がございまして、これは単に取得するときの価格だけではなくて、その後のライフサイクルコストも一緒に考えていろいろ考えなければならぬというふうにかねてから思ひておりました。これにつきまして、いわゆるCALS化をしようということでごさいます。これは、まさにここでごさいます情報通信の高度化に資する事業であるということで、これをお願いして補正予算に組んでもらつたところであります。

それぞれ、住宅防音が四十二億圓で、CALS化の推進が三十二億圓で、合計七十四億圓でございまして。

○佐藤(茂)委員 私は、今回の防衛関係費ですけれども、この内容自体は、それぞれ騒音防止事業であるし、また一つはCALS、これは私が前に安全保障委員会でも、そういうものをきちつとアメリカのことを勉強して整備していくべきであるということをお話して、私は当然今後とも日本としてやらないといけぬ内容ではあると思ひます。

ところが、今回の総合経済対策の中では、そういうものが、例えば説明資料の中でも一つも表面化せずに、具体的には基地周辺の騒音防止事業というの環境・新エネルギー特別対策費という枠に入っているのです。もう一つは、CALSについては情報通信高度化・科学技術振興特別対策費の枠でこれは計上されているのです。

私自身は、防衛庁も応援したいし、自衛隊の方々に本当に頑張つていただきたい、そういう意見を持つています。これは反対の立場から

言っているわけじゃないのですけれども、でもやはり、本当にそういう防衛関係費としてこの七十四億、今の二つの事業が必要であるというならば、やはり本予算の中で、例えば今回の当初予算でもよかったのですよ、また来年度でもいいのですけれども、ほかのものを削つても堂々と入れるべき代物ではないのかな、私はそのように思ひておるのです。

防衛庁長官、なぜ今回の総合経済対策の中で、わざわざ名前を変えて、こういう形で盛り込まれたのか。私は、本予算の中できちつと盛り込むべきではないのかな、そういうふうに思ひます。いかがでしようか。

○久間國務大臣 名前をわざわざ出さなかつたかということでごさいますけれども、全体の大枠の中では七十四億圓、しかも三十二億圓と四十二億圓でございまして、規模的にも非常に小さいので、ほかの事業の、言ふなれば何等の等に入らうな、そういうさやかなものでございまして、あえて柱立てするほどのことができなかったわけでごさいます。

それと、当初予算にということでごさいますけれども、なかなか当初予算も厳しい中で予算編成をやりました。その後、やはり住宅防音等につきましましては非常に要求も強まらりました。私どもはもちろん、五カ年計画のいわゆる中期防の枠内ではやっていくわけでごさいます。計画的にやっているとございまして、やはりこういうものにつきましましてはできるだけ早くやる方がいいというふうなことで、ちつと総合経済対策の一環としてこれも取り込んでもらえたいということになりましたので、大蔵の方にも要求して取りまとめさせていただいたわけでごさいます。

○佐藤(茂)委員 私は、ちつと過去のことを調べますと、補正予算で防衛費というものを今まで入れたことがあるのか。そうすると、九五年から九六年というのは、阪神・淡路大震災があつたので、その特例措置の関連費として入れられてい

る。九七年度は、これは外交的な理由、国際情勢の理由で、対人地雷廃絶関連費というものが九七年度にははうり込まれていたのですね。私は、これはそれなりに補正に入れる特例として意味があつたと思ひます。それ以外に補正の中に防衛費というのは計上されなかつた、そういうふうに私は認識してゐるのです。

今回のこの形で、新社会資本整備の一環という名目ではうり込んでしまふことについては、やはりそれまでの前例を全く破つてしまふのではないのかな、そんなふうに私は思ひますが、これからは防衛関係費がこのような形で、総合経済対策の一環として、新社会資本整備という形で、隠れた形で盛り込まれていく、またそういう道筋をつくつたことになるのかどうか。そのあたりについて、今回は特例なのだ、そういうことなのかどうか、ちつと御説明をいただきたいと思ひます。

○久間國務大臣 私は、何も特例ということではなくて、その時々におきまして補正予算の編成方針なり、その要望に沿つて認めていただければ組み込んでいけばいいのじゃないか、防衛関係費だから補正で組んでおはだめだということではなくて、必要性に応じてはやはりやっていくべきじゃないか、そういうふうに思ひております。

先ほど言われましたように、阪神大震災のときも、それに伴ひますいろいろな輸送のための経費でございましてか通信のための経費でございまして、とか、そういうものをやったわけでごさいます。私は、やはりその時々必要につきましましては遠慮せずに要求すべきことは要求して、また国会にもそれを提案して、補正予算に組んでもらうていいのじゃないかというふうに思ひてゐるわけでごさいます。

○佐藤(茂)委員 それで、せっかく防衛庁長官にお越しただいたので、同時代で、ずつと、いろいろ政府が手を打たれている問題についてちつとお聞きしたいので、もしかすると、自治大臣、地方単独事業のことをお聞きしたかったのです

が、そこまできかないかわかりませんが、御了承いただきたいと思ひます。

経済企画庁長官、済みません、あしたまた経済の見通し等については別の委員会でお聞きしたいと思ひますので、御退席いただいて結構でございます。

それで、具体的に、きのうからきょうにかけて、テレビのニュース等をかけても、自衛隊機が最初二機で、さらに四機追加して、インドネシアの邦人救出のためにどんどん派遣されていく、そういうニュースが流れているのですけれども、まず、そのあたりの状況について、防衛庁長官、御説明いただきたいと思ひます。

○久間國務大臣 五月の十五日に関係閣僚会議を開きまして、インドネシアにおきます邦人の救出といふこと、そういう事態になったときにどうするかというところで、やはり万が一自衛隊機を派遣する場合には緊急な対応ができるよう態勢整備をしておくべきだといふ話が持たれてまして、そしてそれを受けて、十七日に、外務大臣から、自衛隊法第百条の八の規定に基づき、インドネシアにおける邦人の輸送を依頼する可能性があるのので所要の準備を行うよう依頼があったわけでございします。

そして、その後の推移を見ておりましたら比較的安全定しておりました、しかも、同じ関係閣僚会議のときに、民間機をできるだけたくさん出すようにしようといふことで、まず民間機を派遣するようなことを決めまして、それに基づきまして運輸大臣の方から関係会社の方に要請をしてもらいました、臨時便を大分出していただきました。その後、臨時便にたくさん乗られて、大体順調に国内に帰ってきておられるわけでございします。

しかしながら、御承知のとおり、二十日に、いわゆる覚せい剤の日という独立記念日の大きなデモが予定されておりました、かなりの規模になるのじやないかという、そういうことがございしたために、やはりそれに対して、万一の場合に備えて前進待機をしておくべきじやないかというよう

な、そういう判断を外務大臣の方でされまして、外務大臣から、準備に万全を期するため、自衛隊輸送機のシンガポール・パヤレバ空軍基地への移動について、向こうの同意が得られたので対処願いたい旨の依頼がございしました。

それを受けて、うちの方でもすぐ手配をいたしまして、C130H型輸送機というのを二機、まずきのう出しまして、そしてきょう、四機、小牧空港から出したわけでございします。このC130というの、御承知のとおり、人数は八十人乗りで少のうございしますけれども、足の非常に強いところで、万一、民間機、要するにジャンボ等がおりられなくなりまして、C130なら着陸ができる、滑走路も短くてもいい。そしてこれはバックもできますので、駐機場が狭くてもいい、そういう性能もございします。

ただ、八十人乗りでございしますから、これは長い距離も飛ばせませんので、近くの方でビストン輸送することによって、六機で八十人だと四百八十人でございしますから、それでビストン輸送をしたらかなりの人たちが運べる。しかも、満杯にならずに、ジャンボでございしますと、政府専用機みたいなものでございしますと全員乗って飛ばなければ効率が悪くわけですけれども、これは八十人乗ったらずく出られるという、そういうこともございまして、これで運用しようというところで、今それを向かわせているところでございまして、きょうじゅうにはシンガポールに着くような手はずになっております。

ただ、私もとすれば、願わくはそういう混乱がなくて、今民間機で皆さん帰って、脱出しておられるわけでございします、そういう形でスムーズにいまして、これがもし空振りになってもかえってその方がいいのじやないかというようなそういう思いの中で、ただ、万一の場合に備えて万全を期すということでやっております。

これがもし百条の八で本場にインドネシアに行くということになりましたと、改めて閣議決定等をして、正式に外務大臣から文書で依頼をもらいま

して、それに基づいてそういう邦人輸送を行うという、そういうような手はずをすることになっております。

○佐藤(茂)委員 それで、ちょっと今のことで聞連して、残り五分なので聞きたいのです。

一つは、これは昨年もあったのですけれども、百条の八の準備行為という考え方ですね。私どもは、ここに村井委員もいらっしやいます、村井委員と前、新進党で一緒だったときに対策をつくったことがあります。それは要するに、派遣の事前準備行為について、今の百条の八を改正してきちんと入れるべきではないのかと。

具体的に言うとういうことかという、百条の八の二項を改正して、長官は同項に規定する緊急事態の発生のおそれが著しい場合において云々、あとは外務大臣から云々、そういう、準備行為といふものをきちんと法律に明記すべきではないのか。そうでないと、今回もやはり同じようにマスコミから法的根拠は何だといふようなことを書かれて、いや、これは百条の八の準備行為として行くのだ、ぎりぎりになって内規で決めたのだ、そんなことが書かれるわけですね。

そうではなくて、やはりきちんと、今回残念ながらガイドライン関連の法整備にはありませんでしたけれども、百条の八の改正をして準備行為といふものをきちんと入れるべきではないのか、そのように私は思うのですが、長官はどのように考えておられますか。

○久間國務大臣 何かをするときの準備といふのは、非常にたくさんあるわけでございします。それで、そのうちのどれをとって準備行為として法律要件にするかどうかというのは、これはなかなか議論のあるところだと思ひます。

したがいまして、現在の法律は、とにかく最終的にこういう目的でこういうことをするということとを、それはやってよろしいという、そういう法律をつくって、しかもそのための手順を、外務大臣から要請があつて、しかも安全の確保について協議して云々ということになっているわけでござ

います。

そういう最終の目的をきちんとしておけば、その前の段階での準備といふのはいろいろなことがありまして、そのそれぞれを法定しなくてもいいのではないかと。そういう考えのもとに、私どもは、現在の法律に基づいて百条の八で十分対応できる、その前の準備としてはいろいろあるであらうと。

海外に行くことについてどうかということもございしますけれども、海外に行くことは、ほかのこともたくさん行つておるわけでございしますので、行くことそのものが悪いならこれはまた法定する必要はあるかもしれせんけれども、そうではございせんので、やる最終の目的をきちんと法定しておけばいいのではないかと、そういうふう

に思つておるわけでございします。

○佐藤(茂)委員 私はちょっと長官と違ひまして、準備行為といふえどもやはり何らかの事故等に遭う可能性も十分あるわけで、その行為自体が法的にきちんとした根拠に基づいて動いた行為であるのかどうかといふことがやはり大事だと私は思つております。これは、きょうこは別の委員会なので、また今後議論していきたいと思つてすけれども。

もう一つは、なぜ今回、政府専用機ではなくて、いきなり自衛隊機なのか。

例えば、法律をそのまま読みますと、百条の八の二項は、まずやはり「前項の輸送は、第百条の五第二項の規定により保有する航空機」これは政府専用機のことですけれども「により行うものとする。」それで、ただし書きで自衛隊機の使用といふものを書いているのです。ところが今回、政府専用機ではなくて、いきなり自衛隊機といふものがなぜ派遣されたのか。

そのあたりについて、防衛庁長官はどのように見ておられるのか、お答えいただきたいと思ひます。

○久間國務大臣 一つには、政府専用機は総理がこの間バーミンガムのサミットに出ておるときに

使つておつた、そういうこともございます。

それと同時に、政府専用機が使えるような状態でございまして、今度の場合、民間機がそのまま運行しております。むしろ、万の、一のことを考えますときに、いわゆる政府専用機みたいな大きい飛行機が使えるようになる、そういうような可能性はあるかもしれない。そういうときに、今言いましたように、C130型輸送機の方が非常に効率がいんじゃないか、そういうようなことも考えました。

民間機が今ほとんど離発着していますあの空港がそのまま使えた場合はいいわけですが、それを使えたとしても、非常に下が傷んだ場合なんかは、舗装のところが傷みますと、この間のカンボジアもそうでございまして、この間のC130だったかなり路盤が悪くても離発着できる、そういう利点もございまして、それらを総合的に勘案して、今回C130でやろうということを決めたわけでございます。

○佐藤(茂)委員 時間が参りましたので、質問を終わります。

自治大臣、済みません、長々とお待たせして。地方単独事業、もし次の質問の機会がありましたら質問させていただきますと思います。

○村田(吉)委員 長代理、これにて佐藤君の質疑は終了いたしました。

次に、春名真章君。

○春名委員 日本共産党の春名真章でございます。自治大臣には単独事業のことを詳しく聞きますので、これから登場していただくようになると思っています。よろしくお願ひします。

私は、主に今度の景気対策と地方財政などの問題について、中心的に伺っていききたいと思っております。

まず、地方単独事業の総額が一・五兆円ですね。これが今度の対策の中に入っていますが、どういう経緯でこの金額になったかをまず御説明い

ただけですか。

○村田(吉)委員長代理退席、委員長着席
○上杉國務大臣 総合経済対策の決定に際しましては、非常に厳しい地方財政の状況にかんがみまして、地方六団体の代表の皆さんと会うなど、種々の機会を通じて、地方の実態状況を把握したところでございます。

地方単独事業の追加規模一兆五千億についてでございますが、一つには、過去の経済対策における地方単独事業の追加要請の規模と補正予算の状況、二つには、公共事業のみでなく地方単独事業等の円滑な実施にも資するように、臨時特例措置としての交付税増額、これは四千億でございますが、これを図ることなどを総合的に勘案して設定いたしましたものでございます。

地方団体に對しましては、厳しい地方財政の状況が少しでもよくなるという、そのためには税の増収を期待しなければなりませんから、公経済の増収の一つとして、地方財政が幾らか苦しくとも、地方経済をよくするために、できるだけ理解をいただきますして、御協力をいただくように努力をいたしましたところでございます。

○春名委員 それで、公経済の増収などで理解もいただかなければいけないということで、その面はまた後でちょっと議論をしたいのですけれども。

今回のこの一兆五千億円の決め方を拝見しますと、四月十五日の日経新聞には、自民党の地方行政部会の方で、まず単独事業の追加については八千億程度になる見通しだというのが報道されております。二日後の十七日の日本経済新聞には、それが単独事業で一兆円になるだろうと、二日後には一兆円になっております。そして今回出されてきたのが一兆五千億円ということになっていくわけでありまして、数字が始めから、金額は倍近くに膨らんでいるわけですね。

だから、いろいろなことを勘案されているというところは確かにそれはそうかもしれませんが、私は、ほとんど膨らませてきたという印象を非常に

持たざるを得ないわけですが、そういうこととはないのでしょうか。大臣、どうでしょう。

○上杉國務大臣 私はそういうふうには思っておりません。党、与党三党の協議もこれあり、また橋本総理の判断も含めて、そのような方向がなされたものと存じております。

○春名委員 それでは、もう一つ角度を変えて聞きますが、今回の一兆五千億は、おのこの事業の必要性、それから地方からのさまざまな要請、必要な事業の積み上げという作業はなかなか時間的には大変だったと思うのですが、そんなことはやられたのですか。

○二橋政府委員 今回の一兆五千億という地方団体に對します追加要請の額は、先ほど大臣から答弁がありましたような、そういう状況、事情を背景にいたして決めております。その過程で私も地方団体の財政の責任者という意見の交換等を行っておりますが、一兆五千億という数字を決めるときに、事業の種目ごとに積み上げて数字を決めたということではございませんで、いろいろな状況のやりとりの中から、その感じをつかみながら、過去の経済対策の規模等を考慮して決めたということでございます。

○春名委員 今、種目ごとに積み上げたのではないということをおっしゃいましたので、確認をしておきたいと思ひます。

全国知事会の事務局にお話を聞いてみました。確かに、協力せよいかぬというふうにおっしゃっていました。ただ、単独事業の追加については、下から盛り上がっているわけではございません、こはつきりおっしゃっております。

そこで、自治省にお聞きをしておきます。今年度の都道府県の当初予算の特徴、とりわけ地方の単独事業の経費の特徴の内容をお示しく下さい、簡潔で結構です。

○二橋政府委員 平成十年度の都道府県の当初予算の特徴を簡潔に申し上げますが、予算の規模は、都道府県五十三兆六千五百億円で、対前年比一・九%の増になっております。そのうちの、歳

出の普通建設事業の關係でございまして、骨格予算を編成いたしました三つを除きました四十四県の合計では八・四%の減少になっておりまして、そのうちの補助事業では、一〇・三%の減少になっております。したがって、単独事業につきましては、地方財政計画はマイナス四%ということでは、対前年度比七・四%の減少になっております。

○春名委員 まさにそのとおりでございまして、地方単独事業四%削減を財政構造改革で打ち出して、その予算を決めたわけですが、そして、地方自治体は、それを上回るある意味では努力をいいますか、七・四%の削減ということになりました。

ここに、岡山県の行政財政懇談会の答申というのを私持ってきました。これは九七年の十月二十七日に出ているものですが、御存じのとおり、岡山県というのは全国でも指折りの大変な財政状況の県でございまして。この答申の中で、こういう文章が出てくるのです。

近年岡山県は県が単独で実施する大規模事業、公共事業などを積極的に実施してきたが、その財源として多額の県債を発行してきた、こうした状況の中で、平成四年以降、国の経済対策として公共事業等が大幅に増加をし、それに伴い多額の財政負担を余儀なくされたことも重なり、現在の危機的状況に至ったものと考えられる、こういうふう述べて、方策として、単独事業は二割程度を目標に削減しなければならぬ、こういうふうな目標として去年の十月言っているわけでありま

す。こうした努力を、努力といいますが削減をやってきたわけですが、わずか一、二カ月たった今の時期に、新たに各地方団体に一兆五千億円の単独事業を積み増ししてもらうと。できる根拠が一体どこにあるのでしょうか。私はそこがどうしても納得できないわけでありまして、わずか一カ月か二カ月の間に、そういう予算を編成しておいて、六月の補正でやるのかどうかわかりません

もしないけれども、そもそもそこから出発しているわけであって、そういう言いわけは通用しないということをお断りしなければなりません。そして、私は、こういうやり方をやってきたので、非常に重大な問題があると思っているんですよ。

例えば、ここに四月二十八日付の自治省財政課の財政課長さんの名前の内簡があります。この内簡では、地方財政措置の追加にかかわる財政措置の中で、地方財政措置があるのですね。民間の社会福祉法人に貸与する土地を自治体取得する際に地方債の発行を認めるという措置をとるようになしたというふうに出ているんですね。

地方財政法の五条の地方債の制限のどの項目にこれは該当するんですか。お答えください。○二橋政府委員 端的に条項で申し上げますと、地方財政法の第五条の第五号の規定に該当するということになります。

○春名委員 この五号というのは、公共施設または公用施設の建設事業並びに公共用もしくは公用に供する土地またはその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入の財源とする場合にのみ地方債を発行できるということになっています。それでは、民間の社会福祉法人に貸与する土地を、この項目でなぜ地方債発行できるんですか。公用施設じゃないですか、公共施設じゃないですか。民間の社会福祉法人に貸与するための土地を、そのために地方債が発行できるなんてこと、できないじゃないですか、これは項目を読んだら、どうですか。

○二橋政府委員 この地方財政法の第五条の第五号に言っております公共施設または公用施設ということとは、用途に着目して規定がされているわけでごさいます。設立の主体がここで特に限定されておるわけではございません。

今回、社会福祉法人が特別養護老人ホームなどの施設整備を行います場合に、今実態として、これは地方団体がみずから設置する場合と社会福祉法人が設置する場合とは、同じような財源措置

がとられる仕組みになっております。建設費につきましても、あるいは運営段階の措置費につきましても、地方団体がみずからつくる場合と、それから社会福祉法人がつくる場合と同様の財政措置がとられております。したがって、でき上がりまます特別養護老人ホーム、公共施設として同様の効用といえますか、そういう使い道を持つものでございいます。

現在の実態をいたしまして、特に都市部なんかで、用地を地方団体の方で手当てして、上物を社会福祉法人がつくる、いわば共同でそういう施設をつくるというふうな実態がふえつつございまして、そういう状況の中で、今申しましたように、建設費におきましても運営の措置費におきましても高率の公的な補助がされているということに着目をして、この五条五号に言います公共施設の建設事業費として地方債措置を講ずることとしておるものでございいます。

○春名委員 公用に使っているからということで拡大解釈するのですけれども、逐条解説を読みますと、公共施設というのは地方公共団体の建設、管理に係る施設であるとはっきり書いてあります。公用施設は、地方公共団体が専ら行政目的のためにみずから使用する施設である。民間の社会福祉法人がやっているなんてことはどこにも書いてありません。完全にこれは脱法的なやり方じゃないですか。

そこまでして、今度の地方単独事業を推進させようというふうな、そんなことをやっているんですか。私は全然これは納得できませんよ。この逐条解説は石原信雄さんのお書きになっているものでありまして、皆様方の先輩ですけれども、こういう法の趣旨からいっても、今度やっていることは非常に脱法的なやり方ではないですか。

そもそもこれは、自民党の皆さんが土地流動化の対策の一つの目玉だということでお出しになってきたという経過があるようだけれども、私は少なくとも法の概念、趣旨といえますか、これは守らなければならない、このことは、私はちよっ

と声は大きくなりますけれども、はっきり申したいと思いますが、これは自治大臣、いかがですか。

○二橋政府委員 再度お答えをいたしておきますが、この五条の五号で言います公共施設ということにつきましても、地方団体がみずから設置するものに限らず、公共的団体が設置するものも含まれるというふうなことで従来から解釈がされてきております。

ただ、この規定は、五条五号自体は、原則として地方債以外の歳入をもって財源としなければならぬということと、地方債の発行については限定的に運用するという条文でございまして、そういうことから、先ほど申しましたような最近の実態で、地方団体と社会福祉法人がいわば共同で特別養護老人ホーム等をつくる、そういう実態に着目して、この五条五号で言います公共施設の建設事業費として地方債措置の対象にするというふうなことができるというふうに私どもとして考えておるわけでございます。

○春名委員 公共的団体にも当てはめるというのはどういうことですか。もう一回言ってください。どういう例があるんですか。公共的団体にも従来当てはめられたと言われたので、それはどういう例があるんですか。

○二橋政府委員 公共的団体がつくる公共施設というもののについても、この五条五号で言います公共施設としてこの五号の規定が適用できるといふような解釈、たしか今委員がお挙げになりました逐条解説にもそういうふうな書き込みはございします。したがって、今回、今のようないふに考えたわけではございまして……(春名委員「事例を言ってください」と呼ぶ)今すぐにそのことについての事例というのを、今手元に持っておりませんが、例えば、公共的団体といえますと、商工会でございしますとか、そういう公共的な活動をしている団体、そういうところがつくりやす限り、公共用の機能を果たします施設がある場

合には、この条項を当てはめることは可能であるというのが従来からの五条五号の解釈でございします。

○春名委員 従来からの解釈なんですね。よく聞きました。

しかし、これを突っ込んでいくと時間があれないになりますので、こういうやり方までして、地方に単独事業の執行をやってもらうということが私は問題じゃないかと言っているのではありません。そのことを、一兆五千億円をどうやるかということの一つのやり方として、こんな脱法的と、私に言わしていただければそういうやり方までやられてきているというところを厳しく指摘しておきたいと思

います。私、こうしたやり方の連続が地方財政に何をもたらしてきたのかを、次に問うていきたいと思

います。九二年から五回の景気対策が行われました。まず、この景気対策あるいはそれに伴う補正予算の中で行われた地方負担の総額、またその全体の総額に占める地方負担の割合、これを示していただ

けますか。○二橋政府委員 平成四年からの過去五回の景気対策について、社会資本整備等を中心とする地方負担額でございしますが、平成四年八月の経済対策におきましては三・一兆円、それから平成五年四月の経済対策におきましては三・六兆円、それから五年九月、同じ年の九月でございしますが、これは一・〇兆円、それから平成六年の二月一・七兆円、平成七年の九月三・七兆円、合計しますと十三・一兆円になります。

○春名委員 割合を言ってください。総額の中で占める地方の割合は。○二橋政府委員 ちよつと比率を出しておりますが、例えば、一番近い平成七年の九月で申しますと、地方が先ほど三・七兆円と申しましたが、そのときの国費も三・七兆円だったと思

います。○春名委員 いや、一対一ということですね。かなり大きな比重で地方が五回の経済対策で負担を

強いられてきているというのが、今の数字でもおわかりいただけると思うんですね。

それで、九二年の宮澤内閣のときの総合経済対策が、九〇年代に入ってから最初のはしりなんですけれども、ここで初めて、単独事業が国の景気対策の重要な柱に位置づけられていくということになっていくんですね。例えば、九二年七月十三日付の日経では、地方単独の公共事業、追加額一兆円から一兆五千億円、政府が要請する、景気対策の柱にするんだ、こういう記事があります。それからまた、地方単独事業が一〇〇％起債でできるような状況というところ、このころ対策でとられるようになりまして、それまでは県が七〇％の起債制限、市町村は七五％だったんですが、それが全部取っ払われまして、一〇〇％現ナマがなくてもやれるということをやって、どんどんやってくれということが九二年からやられていくということになりました。

それで、これらの記事を読んでいて、私は非常に、あつと思つたんですね。何でもこんなことをやるのか。その当時の宮澤首相が、日経新聞の九二年七月二十一日、地方の財政が堅調であると言っているんですよ。国は大変だが、地方の財政は堅調なので、単独事業をもっと柱に据えてやろうというところがやられてきたわけでありまして、非常にこれが有りありと出てくるわけでありまして。

そして、調べてみると、驚きました。この五回の経済対策、年度途中の経済対策の地方単独事業の合計が五兆九千億円、基本的には全額借金でこれができるようになりました。そして、地方財政計画における地方単独事業の年度当初の伸び率、九二年度が一・一五％、九三年度が一・二一％、九四年度一・二％、軒並み二けたの伸びでございまして、ところが、同時期の国の直轄補助事業は、九二年度が二・二％、九三年度五・七％、九四年度二・九％、三％程度なんです。

国が行ったこのような景気対策が地方財政に大きな負担をもたらして、その悪化を加速させてきた、この事実をまずお認めいただきたいと私は思

うんですが、これは、大蔵大臣はいらっしゃいますけれども、自治大臣、この点はそうですね。

〇二橋政府委員 地方の単独事業が近年相当な割合で伸びてきたことは、委員御指摘のとおりでございます。

私も、この点につきましては、単に経済対策という観点だけではなくて、かねてから、地方団体の方がみずからの創意工夫を生かして地域づくりを行うという場合に、補助金の要件にいわば縛られたり補助金を待たたりするということができるだけ少なくなるように、地方がみずからの創意工夫で行える事業をふやそう、これは地方財政の中におきまして非常に重要な課題でございまして、その点について積極的に取り組んできたことは確かでございます。そういう意味で、地方の単独事業のウェイトが高まってきたことは御指摘のとおりでございますが、これは、全部がその経済対策との関係ではないということは特に申し上げておきたいと思ひます。

〇春名委員 そうはおっしゃいますけれども、この地方財政白書二ページ、何て書いてあるのでしょうか。公債費の構成比が高い水準にあるのは、昭和五十年以降の巨額の財源不足とともに平成四年度以降の経済対策等に対処するため、地方を通じて大量の公債が発行されたためである、とちゃんと書いてあるじゃないですか。地方の財政悪化もこれが大きな要因になっておるといって、この本の中にも掲げられているわけでありまして、その点のこともまず御認識いただかないとまずいんですね。

それで、大蔵大臣、話の脈絡があれかしれませんが、ぜひ、大蔵大臣とお話しする機会が余りないのでお聞きしておきたいんですけれども、私は、先ほど自治大臣が、地方も国も公経済の両輪だということにおっしゃって、地方も協力してやろうというふうにおっしゃるわけだけども、ここで聞いておきたいんですけれども、この

借金増大の伸び率、これは国よりも地方の方が大きいんですよ、この間。私はそういう認識を持っております。

言え、地方財政の悪化の方がスピードが速いということをお願いしたいんですけれども、大蔵大臣自身は、そういう御認識といたしますか、事実の問題でもありませんか、そういう御認識を持っておりますし、その点、御確認をお願いいたします。

〇松永国務大臣 お答え申し上げます。自治大臣と同じ言い方になるわけでありまして、けれども、地方財政は国の財政と並ぶ公経済の車の両輪であることから、近年における景気対策をする場合には地方公共団体の御協力をお願いするという形をとってきたことから、公共投資の追加がなされ、その結果として、国の建設国債の増発とともに地方債の増発がなされてきたということとは、委員御指摘のとおりであります。

その結果として、国の財政と同じように、地方の財政もともに厳しい状況にあることはそのとおりでありまして、その赤字を縮小し、財政構造改革を推進していくことは、国、地方いずれも重要な課題であると認識しております。

〇春名委員 申しわけありませんけれども、御質問に答えていただきたいんです。つまり近年の借金のふえ方は、国のふえ方も大変だけれども、地方の方がもっと深刻なふえ方をしておるといふ事実は御確認していただきたいたんですが、それは事実ですから、いかがですか。大臣、そこは認識していただかないとまずいんです。

〇浦井政府委員 国債残高は十年度末の見込みで約二百八十五兆でございます。これに對しまして、地方の債務残高は、地方債のほか、交付税特会のうち地方負担分それから公営企業債のうち普通会計負担分の残高を合わせた金額は約百六十兆円となっております。ともに厳しい状況にあるものと認識しております。

〇春名委員 なかなかまともなお答えがないんですけれども、もう数を言います。一九八九年と一九九七年のこの八年間の変化を比べてみると、国

の国債残高ももちろんふえています、一・五八倍です。大蔵大臣、一・五八倍です。地方債の残高のふえ方は二・一五倍です。額は国の方が大きいんですよ。しかし伸び率は、地方の伸び率の方がはるかに激しいということを、これは確認しておきたいと思ひます。

公経済の車の両輪だとおっしゃいましたけれども、片一方の車にだけより強い圧力を加えたと、交通事故を起こすんですね。今国の財政が大変だといふのはよくわかっておりますけれども、しかし、今、地方に対して過重な負担をかぶせ続けてきたといふことを、私は指摘しておきたいと思ひます。さつき、お願いをするというふうなことをずつと言われまして、かなり国の相当強引なやり方が行われてきたといふことを指摘せざるを得ません。

例えば、九二年の七月二十二日、各都道府県の総務部長さんにあてた内閣の文書があります。この文書の中で、私は驚いたんですけれども、こういうふうに出てくるんです。これは九二年の補正のときです。各自治体の九月補正以降における単独事業の追加の内容について承知するため、別途調査を行いますというくだりが出てきます。単独事業を国の恩恵とどおりやっていると、全部調査しますよというんですね。これはやり過ぎだと私はこの文書を読んで思つたんですが、こういうことも出てくる。

それからまた、これは九二年の十月八日の新聞で、これは東京新聞の小さい記事で、九二年十月八日の東京新聞の記事では、こう出ています。下水道の整備のための、通常は国庫補助事業で行う太い管渠のうち、緊急に整備が必要な部分は、地方債と地方交付税を活用して自治体の単独事業で実施することに合意をいたしました。自治省と建設省の合意だそうですね。いいですか、通常は国庫補助事業で行うような事業も、九二年の経済対策をどんどんやられて、

そして、単独事業が柱の一つに大きく据えられる中で、補助事業でやっていたものを単独事業に振りかえていく、そんなこともやられてきたんです。これはもう、事実の問題であります。そして、圧力が地方にどんどこかかって、先ほど言ったような、借金の伸び方が異常な事態になっているというところを、しっかり私は認識していただきたい。

私は、これは、日本共産党とかが言っているだけじゃないです。政府税調委員で地方分権推進委員会の専門委員でもいらつしやる東大教授の神野直彦さんもこういうふうに言っています。国が地方に借金のツケ回しをしているんだ、早い話が、というふうに厳しく指摘もされていらつしやる。

私、だから、こういう強引な指導と言つたらまた反発されるかもしれませんけれども、結果として、そういうやり方を地方にやらせてきたというのが地方財政の火の車の状態をつくり出したというところを、どう反省されているのか、どういう認識をされているのかということを、私はしっかり伺っておきたいと思っています。

自治大臣、どうですか。これは大きな問題ですから、大臣の認識を聞かせてください。二橋さんじゃなくて自治大臣、そういう指導や強力なやり方をやってきたために、地方の借金がさつき言つたように膨らんできたんじゃないかということをお願いしているんです。

○上杉國務大臣 私、まず一つには、社会資本の整備が地方は立ちおくれたというところ、特に、地方経済の中に占める公共事業は、私、宮崎でございまして、三〇・一％であります、全体の。それは、ある意味では地域住民の生活の支えをして、経済の支えをしておけることは事実であります。

ですから、それぞれの地方団体における自主的な判断も含めまして、地域に住む人たちのことも考えなければならぬ。生活環境の整備を含めた社会資本の整備も当然考えなければならぬ。これは、今、地方が持っておる、政治的なこ

とだけではなくて、行政的な課題でもあろう、私はそう思っております。

しかし、それらのことについて、国の景気対策というものが、景気低迷が長く続いておりますから、それをどうするかというの、当然国の施策として打ち出された方向でございまして、

今回もそういうことでございまして、公経済の車の両輪として、景気をよくしなければ、今のままで、地方の経済が悪化状態、税収の伸びというのには期待できません。景気をよくすることが地方財政をよくすることの基本でもございまして、我々といましては、そのような認識を持って、私どもの時代に後世に残さないように地方財政の健全化というものを図る必要がある、こういうことで対応してまいったことでござい

結果的に地方財政がそれで苦しくなったんじゃないか、そういう御意見でございましてけれども、これは、国と地方、国だけが、財政が苦しいのに国だけで景気対策をやれ、こう言つても、私はできる状況にはない。やはり、地方も足並みをそろえてこれに対応してきた結果が今でございまして、今回の十六兆円の総合経済対策は、さような意味で地方経済にも必ずいい結果をもたらすと私も確信をし、また、そのことに期待をかけておるわけでございまして。

○審名委員 私が言っているのは、両方協力するというのはいいんです。しかし、地方に負担をだんだん押し寄せてきているという姿があるんじゃないですかと言っているのではありません、景気対策をやるのは当然です。きょう、一覽表をつくってまいりました。三枚の表ですけれども、この表なんかを見たらよくわかるんです。例えば、資料の一を見てくださ。建設省がおつくりになった公共工事着工統計年度報。公共工事全体の総額の中で五億円以上の工事の占める割合が一七・一から三一・八％とふえているわけですが、同時に、注目してもらいたいの、地方の伸びがどうなっているかというこ

となんです。

公共工事全体の総額の中で国が発注者となった五億円以上の工事の占める割合は、六・八から一二・三％です。これは八七年度から九六年度までの十年間ですけれども、ところが、地方が発注者になった五億円以上の工事の占める割合は、一〇・二％から一九・五％。はつきり言つて、国よりも二倍近い伸びを示しているわけでありまして、十年間で二倍近い伸びを、五億円以上の発注者地方がやっているということです。

そして、二ページ目は、これは一億円以上で、同じ資料で、一億円以上の発注者の国、地方の割合の表をグラフにしたものですが、こども同じ傾向があらわれているということは、見て一目瞭然でございまして。

それから、私、そういう点で、両方やらなければならぬと言つてもすけれども、総額が先にあって、地方にそれをやっていただくというやり方をずっと積み重ねてきたので、かなり無理なところとができていいるなと思つて、単独事業というの、さつき自治大臣がおつしやつたけれども、身近に、住民に役立つ事業が多いというのはよく知っています。

しかし、例えば単独事業でやられている問題で、一つだけ例を紹介いたしますけれども、豪華庁舎というの、すこい批判があるでしょう、豪華庁舎の問題。東京の都庁が千五百六十九億円、足立の区庁舎が五百一十一億円、これは区長選挙のすこい大きな争点になりましたが、今後、大阪府が二千五百億円、茨城県が八百五十四億円、群馬県が七百五十億円、石川県が七百億円、長崎県が六百億円、香川県が三百七十七億円、巨額の豪華庁舎を建設するという予定がずらりと立っているわけでありまして。

何でこんな豪華庁舎などが全国的にこうやられてきたのか、不思議だと思つた。九三年の四月十四日に、自治省が財政課長の名前で、同じく内閣というものを提出しております。これを読んで私は驚いたわけでありまして。

地方単独事業の追加の中身ということで、道路や公園、下水道の身近な社会資本整備はもうんだけれども、わざわざこう書いてあるのですね、文化会館、美術館、博物館、図書館、スポーツ施設、庁舎等の大規模改造、ぜひこれを入れてほしい。これはちゃんと書いているのですよ。この文書は確かに庁舎の大規模改造です。そして、これだけ豪華な庁舎が要るのだからかというような批判を全国で浴びるような問題が起つてきたわけでありまして。

私たちは、単独事業というのは身近なものでなければならぬ、そういう性格のものだと思つています。しかし、景気対策としてやっていたんだというこの指導によつて、このような形の豪華な庁舎の建設などが全国的にもやられてきた。読売新聞の調査でも六十九カ所、事業費は一兆五千億円。内閣でこういうことが出てくるのですから、こういうふうになつてくたさいと言え、当然やるでしょう。(発言する者あり) 静かにしなさい。

いいですか、そういう問題だということを言っているのであつて、初めに総額ありきで、そして、残念ながら疑問が生じるような事業も推進されるということになつてきているんじゃないか。そういうところについてきちつと、どういう分析をされているのか、使い方の中身も今回の対策でどんな分析をされているのか、私はぜひ聞かせていただきたい。自治大臣、どうぞ。

○上杉國務大臣 豪華庁舎をつくれという指示をしたことはないわけですね。しかも、それを押さえて、地方の権利まで踏み込んで自治省が行政指導をするというふうなことはございせん。

それは、やはり地方には議会がございまして、地域住民を代表する議会があるし、そのまた執行当局と議会との、地域住民がしっかり見ておる中で、それは方向づけでなされたことだと思つたが、しかし、必要以上に豪華なもの、これは不必要でございまして、自治省としては、改造ということでもそのような文書を出したというのは、こ

これは決して地方の権限まで踏み込んで豪華庁舎をつくれといったことじゃございませんので、その点は御理解いただきたい。

なお、文化会館でありますとかそういうものについては、地方の時代をどう迎えるかという極めて、地方にあつても中央と同じような文化的なもの、あるいはそういう芸術的なもの、それに地方の住民の皆さんが触れるということについて私どもが差しどめをするということには相ならぬだろう、このように考えております。

○中川委員長 春名君、質疑時間が終了しました。

○春名委員 時間が来ましたので、最後の質問で終わります。

○中川委員長 いや、質問はできません。質疑時間が終了しました。

○春名委員 終了しましたか。そうですか。

しかし、九二年からのそういう対策をやつてきて、地方の財政が国以上に大変になっているという事実、これを見て、しっかりそういう総括をしていただきたいということを申し述べまして、質問を終わります。

○中川委員長 これにて春名君の質疑は終了いたしました。

次に、河村たかし君。

○河村(た)委員 無所属の会、河村たかしでございます。

ずっと政府のお話を聞いておつて、熱心にいろいろしゃべつておられますけれども、これは明らかに、残念ながら、どうも古いですね。要するに、ちよつと昔の公共経済学というのですか、財政学の上、級職を受けられたかどうかかわりませんけれども、どうもその結果ではないか。特に大蔵省の美学にはまつてしまつて、要するに、きちつと、下々というか国民から集めた金を、国民から……(発言する者あり) いや、失礼いたしました。大蔵省から言うということですか。それは大蔵省の感覚からいくとです。要するに、国民が

ら集めた金をおれのところが、お上が全部整理整とんして、それをきちつと措置する、措置ですね、公共部門というのはそういうことである、そういう発想からどうも抜け出していない。

経済というのは全然違ふのですよ。要するに、官公民かというののも一つの考え方ですけども、それよりも独占が競争かということなのですよ、特に成熟した国家においては。

戦後復興の時代は、確かにお金がなかったというところで、国民が苦労したお金をみんな大蔵省に集めて、当時は主計官が何人おつたか知りませんが、今十二人だそうなんですけれども、十二人の方が分配する。橋をつくつたりダムをつくつたり道路をつくつたりと、これでよかったのですけれども、どうもこの時点になつてくると変わつていまして、もう欧米の先進国は変わつているので、考え方というの。公共部門にも競争を入れる、税金にも競争を入れるのだという時代に入つていっているわけですよ。全然そこへ議論が入っていない。

だから、野党側の皆さんにも、これはぜひ野党再結集の基軸にしたいだきたい、こう思うのですけれどもね。公的資金の分配を大蔵省が独占するの、この今の平家である自民党、こういうことですね。こちらが源氏グループとして、源氏グループとしてはそれを分配にも競争を及ぼす。この間言いましたけれども、国民が主計官になる、あなたが主計官になる。全部じゃないですよ、多分目標は税の割ぐらいいいと思います、後で言いますけれども。

アメリカの話ばかりしてなんですけれども、アメリカは、今、寄附が一千五百億ドルあるのです。税金が、所得税と法人税を合わせると七千四百七十二億ドル。もう一回言いますよ、法人税と所得税を合わせると七千四百七十二億ドル。寄附が二割ですよ、一千五百億ドル、こういう国になつてきておるわけです。ですから、今の話を聞いておると、では、これは質問に行かないといけませんね。

まず大蔵大臣、恒久減税、制度減税と言つてもいいかわかりませんが、それは公共投資よりも景気回復効果が高いという説があるのですけれども、これを支持されませんか。

○松永国務大臣 そういふ説を唱える人もいることは承知いたしておりますけれども、私は、そういう説は弱くして、直接需要を創出するといふ効果と波及効果の方は公共投資の方が高い、減税の方は、国民の可処分所得増加を通じて消費の拡大、それを通じて景気浮揚の効果となつてくる、こういうふうには、私は、書いた本には書いてあるもので、それを読んでおります。

○河村(た)委員 これは大蔵大臣、その話を聞きましたら、多分、私はマーケットのことを余り言いませんけれども、マーケットは非常に多様です。だけれども、僕は欧米もがっくりすると思ひますよ。

恒久減税というのは構造改革を促進する効果があるのですよ。入ってくる金を少なくするということですよ。それで、大臣の話なんか聞いてみると、入ってくる金が少なくなる、だけれどもそれを全部いわゆる特例公債で賄うと言つているからだめなんだ、そこを歳出カットにちゃんとつなげるということなのですよ。小さな政府にするということなのですよ。そうすると構造改革をしなればいかぬ。

では、公共サービスはどうするかということにそこであるでしょう。これは当然なるわけでしょう。福祉切り捨てにするのですか。これはできませんでしよう。だから、そのお金は寄附に回していこうということなのですよ。わかつておられぬようですね。(松永国務大臣「だれがだれに寄附するのですか」(と呼ぶ)それは国民がですね。では、行きましよう。

○中川委員長 委員長の許可を得て発言を、答弁側もそうしていただくようお願いいたします。

質問してください。

○河村(た)委員 いい話になつてきましたけれども

も、だれがだれに寄附するのか。国民が公共サービスをやるといふ人に寄附するのです。団体になぜ、公共サービスの対価を全部あなたが分配するんですか。国民が考えて、この方がいいと思つたら、例えば学校でもそうですよ、地域で何人か集まつて、仕事が終わつた後に大変苦勞されておるような方をみんなで教えようという場合に、そこへ直接寄附をして、税金をまけてもらうシステムにしたらどうですか。そうでしょう。どうですか。(発言する者あり) いや、そんなことを言つてはいかぬです。これはそうじゃない。

○中川委員長 私語に応酬しないようにしてください。

○河村(た)委員 海外ではもう既に一九八〇年代に実行しているんですよ、これを。この話をタブーにしている、いつまでもたつても財政構造改革と景気回復というのがどうしても相反するものになつてしまふ。そういうのは実は自民党が気づかなきゃだめですよ、これは。自由主義です。税金による統治を嫌つて個人の自由の選択をふやす、これが自由主義の、本当の意味での保守主義の思想ということなんですけれども、大臣どうですか、今の考えは。

○松永国務大臣 私の方から委員に対して質問することはできないのでありますので、念のために、私に対する質問をなさる場合には、できるならば、寄附という言葉がありましたので、それはだれがだれに対する寄附だということを明確にした上で質問してもらいたいという気持ちがあつたので先ほど申しあげたわけでありまして、今のお話だといふと、その寄附する相手は公共投資をやる人に対して寄附するといふふうには……(河村(た)委員「公共サービスです」と呼ぶ)公共サービスを出す人、それは、また聞くわけにはいかぬのでありますけれども、それは民間でございませうか、国または公共団体でございませうか。

○河村(た)委員 いずれでも結構でございます。こういう減税に対する、恒久減税に対する哲学がないのに、これは漫然と減税の議論に入ります

と全く失望をさせるということでございますので
……
○中川委員長 河村君、質疑時間が終了いたします。
○河村(た)委員 ちょっと時間がこれで終わりましたので、またぜひチャンスをいただいて、この議論を続けたい。
どうもありがとうございました。
○中川委員長 これにて河村君の質疑は終了いたしました。
次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後五時三十二分散会